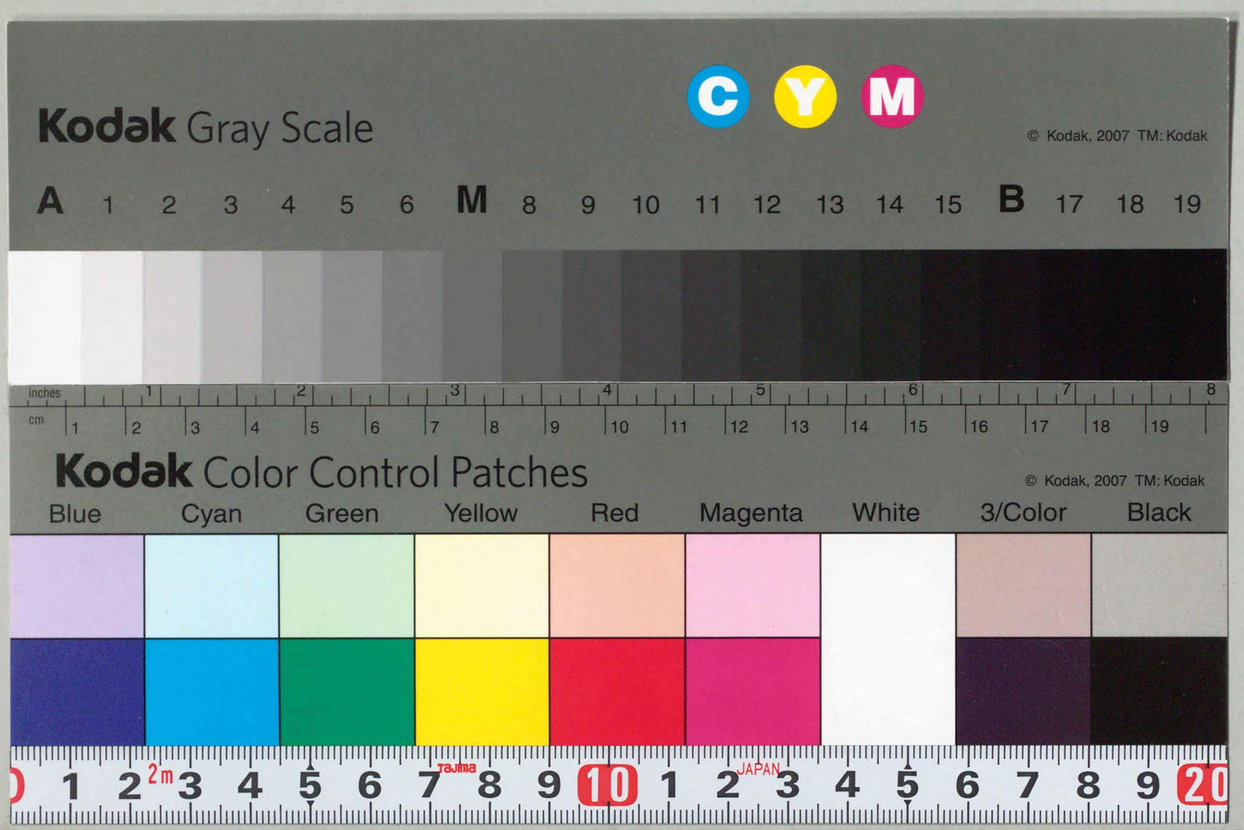
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
2m
Tajima
JAPAN

CZ-2711-12
*1200404134408*

CZ
2711
12

昭和二七年十一月
刑事第六九號

# 最高裁判所裁判集

最高裁判所

# 最高裁判所裁判集（刑事第六九号）目次


| 登載別 | 裁判年月日 | 事件番号 | 事件名 | 結果 | 法廷 | 頁数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昭和二七年 | | | | | |
| ○ | 一一月四日 | 昭和二六年(れ)二二九二 | 物価統制令違反、贈賄 | 破棄自判 | 三小 | 一 |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(れ)二二九二 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二七年(れ)六七 | 住居侵入、放火未遂 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二七年(れ)八〇 | 収賄、贈賄、昭和二一年勅令第二七七号違反 | 棄却 | 三小 | |
| ○ | 一一月四日 | 昭和二七年(れ)一一八 | 詐欺、臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 三小 | 一二 |
| | 一一月四日 | 昭和二七年(れ)一二九 | 遺棄致死、私文書偽造、同行使 | 破棄免訴 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二七年(れ)一五三 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二五年(あ)二三八三 | 物価統制令違反、飲食営業緊急措置令違反 | 破棄免訴 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二五年(あ)二九一〇 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(あ)四七 | 地代家賃統制令違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(あ)三〇六 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(あ)四三七 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(あ)四四三 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一一月四日 | 昭和二六年(あ)六八四 | 殺人未遂、承諾殺人未遂 | 棄却 | 三小 | |




國會圖書館 50.4.17 書籍館憲圖

1018500

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)八三二 | 殺人未遂 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)九二六 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)九五六 | 窃盗、銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)一〇九六 | 貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)一一〇八 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)一一九四 | 恐喝、詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)一二〇〇 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二六年(あ)二八一九 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(あ)一二二 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(あ)四九二三 | 食糧管理法違反 | 破棄免訴 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(あ)五〇六二 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(あ)五〇六四 | 公職選挙法違反 | 破棄免訴 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(み)三九 | 強盗殺人等被告事件について当裁判所の言渡した判決に対する判決訂正の申立 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(み)四〇 | 窃盗に対する判決訂正の申立 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月四日 | 昭和二七年(し)七六 | 物価統制令違反、詐欺業務上横領被告事件について当裁判所の言渡した判決に対する判決訂正の申立却下決定に対する特別抗告の申立 | 棄却 | 三小 | | | | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月五日 | 昭和二三年(れ)一五四一 | 偽証、飲食営業緊急措置令違反 | 破棄自判 | 大 | 四一 | | | |
| 一一月五日 | 昭和二三年(れ)一五四一 | 偽証、飲食営業緊急措置令違反 | 破棄免訴 | 大 | 五五 | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(れ)一一三 | 収賄 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二六年(あ)二九一二 | 賍物運搬 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二六年(あ)二九五三 | 名誉毀損 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二六年(あ)三一五六 | 暴力行為等処罰に関する法律違反 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二六年(あ)一一四五 | 窃盗、銃砲等所持禁止令違反 | 破棄自判 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)一八七四 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 一小 | 五九 | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二〇四六 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二〇五九 | 煙草専売法違反 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二一一三 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二一四二 | 賍物運搬 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二六七五 | 強盗、窃盗、賍物故買 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二八〇〇 | 酒税法違反 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二八五四 | 恐喝 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)二八六九 | 傷害致死 | 棄却 | 一小 | | | | |
| 一一月六日 | 昭和二七年(あ)三〇六七 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 暴行、 | 昭和二七年(あ)三一四五 | 一一月六日 | | 破棄自判 | 一小 | |
| 詐欺 | 昭和二七年(あ)三一五九 | 一一月六日 | | 破棄却 | 一小 | |
| 貸金業等の取締に関する法律違反 | 昭和二七年(あ)三一七一 | 一一月六日 | | 破棄却 | 一小 | |
| 物価統制令違反 | 昭和二七年(あ)四九一五 | 一一月六日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 六五 |
| 物価統制令違反、同幇助 | 昭和二六年(れ)二三五一 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 七三 |
| 臨時物資需給調整法違反 | 昭和二六年(あ)三八二八 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 八一 |
| 外国為替、外国貿易管理法違反幇助、関税法違反幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助 | 昭和二六年(あ)四五六七 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 八五 |
| 臨時物資需給調整法違反 | 昭和二六年(れ)五一七二 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 八五 |
| 労働基準法違反 | 昭和二七年(あ)七一六 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 九一 |
| 昭和二一年勅令第三一一号違反、関税法違反 | 昭和二七年(あ)一五七四 | 一一月七日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 九五 |
| 詐欺 | 昭和二七年(あ)四三一九 | 一一月七日 | ○ | 破棄却 | 二小 | 九九 |
| 横領 | 昭和二七年(み)四一 | 一一月八日 | ○ | 破棄却 | 二小 | 一〇七 |
| 法人税法、営業税法、物品税法各違反被告事件に対する判決訂正の申立 | | | | 破棄却 | 二小 | 一一九 |
| 公文書偽造、同行使、詐欺 | 昭和二六年(れ)二二三二 | 一一月一二日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一二三 |
| 臨時物資需給調整法違反、銃砲等所持禁止令違反 | 昭和二七年(れ)四一 | 一一月一二日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一三五 |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 贈賄、国家総動員法違反、物価統制令違反、収賄 | 昭和二七年(れ)一六二 | 一一月一一日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一四一 |
| 贈賄、物価統制令違反 | 昭和二五年(あ)一九一六 | 一一月一一日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一五七 |
| 麻薬取締法違反、物価統制令違反 | 昭和二五年(あ)二九〇二 | 一一月一一日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一六一 |
| 傷害、暴行 | 昭和二六年(あ)一七二 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 昭和二二年政令第一六五号違反 | 昭和二六年(あ)二九〇 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 銃砲等所持禁止令違反 | 昭和二六年(あ)二九七 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 窃盗 | 昭和二六年(あ)三八六 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 食糧管理法違反 | 昭和二六年(あ)六六九 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 強姦未遂、強姦致傷 | 昭和二六年(あ)八二一 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 酒税法違反 | 昭和二六年(あ)八二四 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 食糧管理法違反 | 昭和二六年(あ)八四九 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 窃盗 | 昭和二六年(あ)一〇六四 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 公文書偽造、同行使、詐欺、同未遂、物価統制令違反 | 昭和二六年(あ)一〇八六 | 一一月一一日 | ○ | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 一六七 |
| 窃盗、同未遂 | 昭和二六年(あ)一一一六 | 一一月一一日 | ○ | 破棄却 | 三小 | 一七五 |
| 食糧管理法違反 | 昭和二六年(あ)一一七四 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 詐欺、恐喝、横領、窃盗 | 昭和二六年(あ)一二〇三 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |
| 私文書偽造、同行使、詐欺、銃砲等所持禁止令違反 | 昭和二六年(あ)一二六七 | 一一月一一日 | | 破棄却 | 三小 | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一二九九 | 恐喝、暴行 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一三二九 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一三三二 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一三八二 | 税務代理士法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一三九八 | 詐欺未遂 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一四一四 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一四九八 | 詐欺、同未遂 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一四九九 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一五〇三 | 業務上横領、詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一五〇六 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | 一七九 | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一六〇〇 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一六五〇 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一六五九 | 公務執行妨害 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一七〇二 | 虚偽診断書作成、同行使 | 棄却 | 三小 | 一八九 | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一七三一 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一七四〇 | 賭場開帳図利 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一七四九 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | 二〇五 | | | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一八二一 | 物価統制令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)一九三二 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二〇九一 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二一〇四 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二二六五 | 傷害 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二二九三 | 傷害 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三〇七 | 強盗未遂、煙草専売法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三〇九 | 貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 三小 | 二〇九 | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二八七八 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)三〇三一 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)三〇七九 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二一九七 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三三五 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | 二一七 | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三二六 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三三〇 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三四七 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反、食品衛生法違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 二二五 | | | |
| 一一月一一日 | 昭和二六年(あ)二三八四 | 窃盗未遂、建造物侵入 | 棄却 | 三小 | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 煙草専売法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三四六五 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 強盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三六〇四 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三六四七 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 傷害、銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三七〇八 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 恐喝、同未遂、業務上横領、詐欺 | 棄却 | 三小 | 恐 | 昭和二六年(あ)三七一〇 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三七五九 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 賍物故買、同牙保 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三八五二 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三八五五 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三八六三 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 詐欺 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)三九四〇 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 恐喝、同未遂 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四一〇九 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四一七三 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四一七八 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 賍物価統制令違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四二一一 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 邸宅侵入、窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四二五四 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 業務上横領 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四二六六 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四三二一 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四三三六 | 一一月一一日 | 一一月一三日 |
| 賍物牙保 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四三三九 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四三九七 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四五三五 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 公文書偽造、同行使、詐欺、同未遂 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四六一五 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 業務上横領、貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四七一〇 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四七五二 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四七七〇 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四八一〇 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)四八四六 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)五一〇五 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 恐喝、同未遂 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)五一二六 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 窃盗 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)五一三一 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | 盗 | 昭和二六年(あ)五二六一 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 賍物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | 盗 | 昭和二七年(あ)一一〇六 | 一一月一一日 | 一一月一一日 |
| 横領 | 棄却 | 一小 | 盗 | 昭和二六年(れ)一一〇二 | 一一月一三日 | 一一月一三日 |
| 賍物故買 | 棄却 | 一小 | 盗 | 昭和二六年(あ)九二四 | 一一月一一日 | 一一月一三日 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)一三一五 | 贈 | 賄 | 棄却 | 一小 | 二三五 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)一三二四 | 強姦 | 強姦致傷、窃盗 | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)一六六九 | 収賄 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二〇六六 | 強盗 | 強盗強姦、暴行 | 棄却 | 一小 | | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)一三七五 | 賍物 | 故買 | 棄却 | 一小 | 二五一 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二六〇二 | 煙草専売法違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二六二五 | 酒税法違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二六五六 | 詐欺、公務執行妨害 | | 棄却 | 一小 | 二五九 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二六七五 | 脅迫 | | 棄却 | 一小 | 二六九 | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二七四一 | 詐欺、同未遂 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)二九六七 | 監禁 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)三一三九 | 銃砲等所持禁止令違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)三八一八 | 窃盗 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)三二九一 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)四七八〇 | 窃盗、臨時物資需給調整法違反 | | 棄却 | 一小 | 二八五 | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二六年(あ)四九四六 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | | 破棄自判 | 一小 | 二九一 | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)五三六 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | | 破棄免訴 | 一小 | 三〇一 | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)七〇〇 | 食糧管理法違反 | | 破棄自判 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)七九四 | 食糧管理法違反 | | 破棄免訴 | 一小 | 三〇七 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)一〇二四 | 窃盗 | | 破棄自判 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)一二二一 | 食糧管理法違反 | | 破棄免訴 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)一四三〇 | 食糧緊急措置令違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)一五二八 | 臨時物資需給調整法違反 | | 破棄免訴 | 一小 | 三一一 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二一五六 | 煙草専売法違反 | | 破棄自判 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二二六四 | 窃盗 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二三二二 | 酒税法違反 | | 棄却 | 一小 | | |
| ○ | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二三七〇 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | | 破棄免訴 | 一小 | 三一九 | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二三八七 | 常習賭博 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二一八一 | 業務上横領 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二一九三 | 窃盗 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二二三三三 | 強姦 | | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二三六三 | 窃盗 | 強姦致傷 | 棄却 | 一小 | | |
| | 一一月一三日 | 昭和二七年(あ)二三八二 | 薬事法違反 | | 棄却 | 一小 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 私文書偽造 | 棄却 | 一小 | 昭和二七年(あ)三四六一 | 一月一三日 | |
| 恐喝 | 棄却 | 一小 | 昭和二七年(あ)三五二八 | 一月一三日 | |
| 銃砲刀剣類等所持取締令違反 | 棄却 | 一小 | 昭和二七年(あ)三八一三 | 一月一三日 | |
| 昭和二二年政令第一六五号違反 | 破棄免訴 | 二小 | 昭和二七年(れ)一八二 | 一月一四日 | |
| 窃盗、占有離脱物横領、昭和二二年政令第一六五号違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 昭和二五年(あ)一〇四七 | 一月一四日 | ○ |
| 恐喝、暴行 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)一九二四 | 一月一四日 | ○ |
| 業務上横領、食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)一九七一 | 一月一四日 | ○ |
| 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)一九七六 | 一月一四日 | ○ |
| 窃盗、賍物牙保 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)一九八九 | 一月一四日 | ○ |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)一九九八 | 一月一四日 | ○ |
| 詐欺、同未遂 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二〇二二 | 一月一四日 | ○ |
| 恐喝 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二一〇七 | 一月一四日 | ○ |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二一三〇 | 一月一四日 | |
| 傷害、恐喝 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二二〇九 | 一月一四日 | |
| 公文書偽造、加重収賄 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二二一七 | 一月一四日 | |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二二二五 | 一月一四日 | |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二二四一 | 一月一四日 | ○ |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)七六〇 | 一月一四日 | ○ |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)二二八六 | 一月一四日 | ○ |
| 外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 二小 | 昭和二六年(あ)二四七八 | 一月一四日 | ○ |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)二六三二 | 一月一四日 | |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三〇四九 | 一月一四日 | |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三四一一 | 一月一四日 | |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三四六九 | 一月一四日 | |
| 傷害 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三五〇七 | 一月一四日 | |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三五六一 | 一月一四日 | |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)三八〇四 | 一月一四日 | ○ |
| 業務上横領 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)四一二二 | 一月一四日 | ○ |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)四一七二 | 一月一四日 | ○ |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)四三四一 | 一月一四日 | ○ |
| 児童福祉法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二六年(あ)四四〇六 | 一月一四日 | ○ |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 窃盗 | 破棄自判 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四四五六 | 窃盗 | 破棄自判 | 二小 |
| 業務上横領 | 破棄免訴 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四四七一 | 業務上横領 | 破棄免訴 | 二小 |
| 食糧管理法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四五一二 | 食糧管理法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 業務上横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四五七二 | 業務上横領 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四八一五 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四八九三 | 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)五〇九一 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 臨時物資需給調整法違反、同幇助 | 破棄自判 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)二一〇八 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 二小 |
| 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 二小 | 三九一 | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)二一四六 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 二小 |
| 窃盗、同未遂 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)二一四七三 | 窃盗、同未遂 | 破棄却 | 二小 |
| 詐欺 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)一七三四 | 詐欺 | 破棄却 | 二小 |
| 傷害致死 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)一七二八 | 傷害致死 | 破棄却 | 二小 |
| 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)一七二九 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 二小 |
| 横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)七九八 | 横領 | 破棄却 | 二小 |
| 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)五二五二 | 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)五二九六 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 業務上横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四八一五 | 業務上横領 | 破棄却 | 二小 |
| 食糧管理法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四五七二 | 食糧管理法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 業務上横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四五一二 | 業務上横領 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二六年(あ)四四七一 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 詐欺、放火、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 二小 | 四〇三 | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)三一一二 | 詐欺、放火、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 二小 |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 破棄自判 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)三三〇五 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 破棄自判 | 二小 |
| 詐欺 | 破棄免訴 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)四〇九九 | 詐欺 | 破棄免訴 | 二小 |
| 横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)四五八九 | 横領 | 破棄却 | 二小 |
| 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 二小 | | 一一月一四日 | 昭和二七年(あ)四九〇九 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 二小 |
| 公文書毀棄 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二五年(あ)一九七四 | 公文書毀棄 | 破棄却 | 二小 |
| 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)二四四九 | 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)二八八五 | 酒税法違反 | 破棄却 | 二小 |
| 賍物故買 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)三九五八 | 賍物故買 | 破棄却 | 二小 |
| 詐欺 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)四三四四 | 詐欺 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)四八六四 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 詐欺 | 破棄免訴 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)五〇九九 | 詐欺 | 破棄免訴 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)五一九四 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二六年(あ)五二六三 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 業務上横領 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一五日 | 昭和二七年(あ)一六二四 | 業務上横領 | 破棄却 | 二小 |
| 窃盗 | 破棄却 | 二小 | | 一一月一七日 | 昭和二五年(あ)二六四二 | 窃盗 | 破棄却 | 二小 |
| 強姦致傷 | 破棄却 | 三小 | 四一五 | 一一月一八日 | 昭和二七年(れ)一二三 | 強姦致傷 | 破棄却 | 三小 |
| 所得税法違反、取引高税法違反 | 破棄免訴 | 三小 | 四二三 | 一一月一八日 | 昭和二五年(あ)三一八二 | 所得税法違反、取引高税法違反 | 破棄免訴 | 三小 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)　二八 | 有毒飲食物等取締令違反 | 棄却 | 三小 | 四四一 | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)　五六五 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)　七八五 | 公務執行妨害 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)　八六一 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)　九四七 | 賍物寄蔵 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一七九九 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一七二一 | 昭和二二年政令第一六五号違反幇助、臨時物資需給調整法違反幇助 | 棄却 | 三小 | 四四七 | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一七九〇 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | 四六三 | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一八五〇 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一九八二 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一九九二 | 関税法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二一二一 | 常習賭博 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二二一五 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二二一九 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二二二八 | 強姦 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二二七八 | 住居侵入、窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二三一八 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | | | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二四三七 | 賭博 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二四六〇 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二二年勅令第九号違反 | | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)一九〇二 | 横領、詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二〇九三 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二二〇三 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二三四七〇 | 傷害、同幇助、公務執行妨害 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二三八〇〇 | 窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二三八七八 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)二三八八六 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)三九〇一 | 麻薬原料植物の栽培麻薬の製造輸入及輸出等の禁止に関する件違反 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)三九一五 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 小三 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四〇一八 | 賭場開帳 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四〇五三 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四〇七一 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四二五七 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四七〇七 | 酒税法違反、同幇助 | 棄却 | 三小 | | | | |
| 一一月一八日 | 昭和二六年(あ)四七二七 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 詐欺 | 昭和二六年(あ)四九六四 | 一一月一八日 | | 棄却 | 三小 | |
| 有価証券偽造、同行使、詐欺 | 昭和二六年(あ)四九八一 | 一一月一八日 | | 棄却 | 三小 | |
| 詐欺 | 昭和二六年(あ)五二六七 | 一一月一八日 | | 棄却 | 三小 | |
| 窃盗 | 昭和二七年(あ)五三五 | 一一月一八日 | | 棄却 | 三小 | |
| 強盗 | 昭和二七年(あ)九七三 | 一一月一八日 | | 棄却 | 三小 | |
| 刑法第五二条による刑の変更決定に対する異議申立事件についての特別抗告の申立 | 昭和二七年(し)七七 | 一一月一八日 | ○ | 棄却 | 三小 | 四七一 |
| 食糧管理法違反 | 昭和二五年(あ)二七七〇 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 食糧管理法違反 | 昭和二五年(あ)二七七三 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 麻薬取締法違反 | 昭和二七年(あ)二四〇四 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 暴行、公務執行妨害 | 昭和二七年(あ)二四七四 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 恐喝 | 昭和二七年(あ)二七五〇 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 有印公文書偽造、同行使、詐欺、同未遂 | 昭和二七年(あ)三五四八 | 一一月一九日 | | 棄却 | 二小 | |
| 窃盗、住居侵入、恐喝、詐欺、傷害、暴行被告事件についての非常上告の申立 | 昭和二六年(さ)一 | 一一月一九日 | ○ | 破棄自判 | 一小 | 四七五 |
| 臨時物資需給調整法違反、贈賄、物価統制令違反 | 昭和二六年(れ)一四六四 | 一一月二〇日 | ○ | 破棄免訴 | 一小 | 四八一 |
| 詐欺 | 昭和二七年(れ)九六 | 一一月二〇日 | ○ | 棄却 | 一小 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 詐欺 | 昭和二五年(あ)一八六七 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 二小 | |
| 横領 | 昭和二五年(あ)二〇八〇 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 二小 | |
| 窃盗 | 昭和二五年(あ)二四一五 | 一一月二〇日 | ○ | 棄却 | 二小 | 五六五 |
| 公文書偽造教唆、贈賄、臨時物資需給調整法違反 | 昭和二六年(あ)一〇七 | 一一月二〇日 | ○ | 破棄自判 | 一小 | 五六九 |
| 詐欺 | 昭和二六年(あ)二〇五四 | 一一月二〇日 | ○ | 破棄免訴 | 一小 | 五七三 |
| 賍物運搬、同故買 | 昭和二六年(あ)二一九四 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 傷害、恐喝未遂 | 昭和二六年(あ)二二一〇 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 酒税法違反 | 昭和二六年(あ)二二二一 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 二小 | |
| 酒税法違反 | 昭和二六年(あ)二七二五 | 一一月二〇日 | ○ | 棄却 | 一小 | 五八一 |
| 食糧管理法違反 | 昭和二六年(あ)二八一七 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 賍物故買、古物営業法違反 | 昭和二六年(あ)三一三七 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 物品税法違反 | 昭和二六年(あ)三一三八 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 二小 | |
| 傷害致死 | 昭和二六年(あ)三一五八 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 賍物寄蔵、同牙保 | 昭和二六年(あ)三二一七 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 一小 | |
| 公務執行妨害 | 昭和二六年(あ)三二八八 | 一一月二〇日 | ○ | 棄却 | 一小 | 五八九 |
| 窃盗 | 昭和二六年(あ)四〇五〇 | 一一月二〇日 | | 棄却 | 二小 | |
| 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 昭和二六年(あ)四一四一 | 一一月二〇日 | | 破棄免訴 | 一小 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一一月二〇日 | 昭和二六年(あ)四二六二 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二六年(あ)四四〇八 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二六年(あ)四八四五 | 業務上横領、虚偽有印公文書作成、同行使 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一七五八 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一七八五 | 殺人未遂 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一八三一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一八六七 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | |
| ○ | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一八八七 | 占領目的阻害行為処罰令、外国人登録令違反 | 破棄自判 破棄免訴 | 一小 | 五九五 |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)一九二〇 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二〇〇四 | 傷害 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二〇八八 | 傷害 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二一〇二 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二一五七 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二一九九 | 公務執行妨害 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二二一五 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二二五七 | 窃盗、賍物寄蔵、同運搬 | 棄却 | 二小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二二七八 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二四一二 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 一小 | |
| ○ | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二四三四 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | 六〇一 |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二五〇二 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二五一四 | 煙草専売法違反 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二六八九 | 窃盗教唆、賍物収受、暴行 | 棄却 | 一小 | |
| ○ | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二八七九 | 業務上横領、窃盗 | 棄却 | 一小 | 六〇九 |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二九〇九 | 賍物牙保 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)二九二三 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三一一八 | 公文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三五三〇 | 傷害致死 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三五八一 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三六〇五 | 詐欺 | 棄却 | 一小 | |
| ○ | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三七九二 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | 六一九 |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)三九八七 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)五〇六三 | 衆議院議員選挙法違反 | 破棄免訴 | 一小 | |
| | 一一月二〇日 | 昭和二七年(あ)五二七六 | 衆議院議員選挙法違反 | 破棄免訴 | 一小 | |
| ○ | 一一月二一日 | 昭和二七年(れ)一三五 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | 六二七 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二一日 | 昭和二七年(れ)一六九 | 横領、詐欺 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)七二〇 | 収賄、業務上横領、偽証 | 棄却 | 二小 | ○ | 六六七 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二一〇四七 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | ○ | 六八三 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二二二二 | 昭和二二年勅令第九号違反 | 棄却 | 二小 | ○ | 六八九 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二三五〇 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | ○ | 六九七 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二四五九 | 食糧緊急措置令違反 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二五七九 | 封印破棄、横領 | 棄却 | 二小 | ○ | 七〇九 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)三〇〇六 | 詐欺、同未遂 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二六年(あ)四七二九 | 食糧管理法違反 | 破棄自判 | 二小 | ○ | 七一七 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)一一 | 暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入 | 破棄免訴 | 二小 | ○ | 七二一 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)七二九 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄自判 | 二小 | ○ | 七二七 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)一一〇八 | 物価統制令違反、食糧管理法違反 | 破棄免訴 | 二小 | ○ | 七三九 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)一八二五 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | ○ | 七四五 | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二二二四 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二二七九 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二三六六 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | | | |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二四二三 | 恐喝 | 棄却 | 二小 | | | | |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二四五七 | 貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二四九一 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二四九六 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二五四〇 | 不法逮捕、強姦致傷 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二五六〇 | 窃盗、有価証券偽造、同行使、詐欺 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二五七一 | 有印公文書偽造 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二五七六 | 公文書毀棄、有印虚偽公文書作成、同行使、横領 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二五九〇 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二六一二 | 強盗 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二六九五 | 窃盗 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二七二四 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二七年(あ)二七四七 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二四三〇 | 強盗予備、同幇助、銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二四八八 | 傷害、恐喝、暴行、準強盗、窃盗 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二四九一 | 恐喝、同未遂 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二五九四 | 窃盗 | 棄却 | 二小 |
| 一一月二一日 | 昭和二五年(あ)二六一九 | 物品税法違反 | 棄却 | 二小 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 公務執行妨害 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二六二九 | 一一月二二日 |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二六三四 | 一一月二二日 |
| 傷害 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二七六六 | 一一月二二日 |
| 私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二八〇六 | 一一月二二日 |
| 有価証券偽造、同行使、詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二八八〇 | 一一月二二日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 七四九 | 昭和二五年(あ)二九二六 | 一一月二二日 |
| 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二九五六 | 一一月二二日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二九七七 | 一一月二二日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二九八〇 | 一一月二二日 |
| 詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二九八九 | 一一月二二日 |
| 窃盗、準強盗未遂 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)二九九二 | 一一月二二日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)三〇〇八 | 一一月二二日 |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二五年(あ)三〇二二 | 一一月二三日 |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ) 二〇二 | 一一月二二日 |
| 地方税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ) 四三六 | 一一月二二日 |
| 食糧緊急措置令違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ) 九六〇 | 一一月二二日 |
| 業務上横領 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一〇七二 | 一一月二二日 |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一五七七 | 一一月二二日 |
| 収賄 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一八二八 | 一一月二二日 |
| 外国人登録令違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一八六六 | 一一月二二日 |
| 業務上横領、詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一八八一 | 一一月二二日 |
| 漁業法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一九三一 | 一一月二二日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一九七九 | 一一月二二日 |
| 住居侵入 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)一九八八 | 一一月二二日 |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二〇二九 | 一一月二二日 |
| 煙草専売法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二〇四七 | 一一月二二日 |
| 煙草専売法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二〇六二 | 一一月二二日 |
| 傷害、恐喝 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二〇六八 | 一一月二二日 |
| 住居侵入、窃盗、詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二一八二 | 一一月二二日 |
| 貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二二九一 | 一一月二二日 |
| 詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二二五四、昭和二七年(あ)二二九九 | 一一月二二日 |
| 詐欺、恐喝 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二三〇二 | 一一月二二日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)二三一七 | 一一月二二日 |
| 遺失物横領 | 棄却 | 二小 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二三二二 | 関税法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二三二七 | 強姦致傷 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二三七七 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二四二六 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二四二九 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二四五一 | 収賄 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二四六八 | 業務上横領 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二五一二 | 窃盗教唆 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二五一八 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二五二五 | 煙草専売法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二五四九 | 業務上横領、傷害、公務執行妨害 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二五五二 | 賍物故買、物価統制令違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二六二二 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二六六〇 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二六七一 | 放火 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二六七六 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二六九八 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)七五二 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | 七九三 | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)六三八 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)四六八 | 強盗、窃盗 | 棄却 | 三小 | 七七九 | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)三五六 | 暴力行為等処罰に関する法律違反 | 棄却 | 三小 | 七七三 | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二九五 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一二四 | 地代家賃統制令違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二一 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二七年(れ)一四一 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | 七六三 | |
| 一一月二五日 | 昭和二七年(れ)四七 | 公文書偽造行使、物価統制令違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | 七五九 | |
| 一一月二四日 | 昭和二七年(き)六 | 殺人等被告事件について当裁判所のした上告棄却の判決に対する再審の請求 | 棄却 | 二小 | 七五三 | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(す)四三五 | 恐喝被告事件について当裁判所のした上告棄却の決定に対する決定訂正の申立 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)四五六四 | 脅迫 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)四四六四 | 殺人未遂 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二七九八 | 貸金業等の取締に関する法律違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二二日 | 昭和二七年(あ)二七四五 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一一五九 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一一七七 | 窃盗、建造物侵入 | 棄却 | 三小 | ○ | 七九九 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一二一九 | 放火教唆 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一二二五 | 物価統制令違反、道路交通取締法違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | ○ | 八〇九 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一二五一 | 横領 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一四五三 | 職業安定法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一五〇九 | 賍物運搬 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一五二〇 | 傷害、暴行 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一五二三 | 横領 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一五六二 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一五九四 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一六〇三 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | ○ | 八一三 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一七四三 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一七五九 | 煙草専売法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一七八三 | 傷害 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一八二七 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一八七五 | 賍物牙保 | 棄却 | 三小 | | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一八九九 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一九一三 | 横領 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一九六五 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | ○ | 八一九 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)一九六八 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二〇一四 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二〇五三 | 有価証券偽造、詐欺未遂、食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二一四七 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二一二四九 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二一三七〇 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二一四八七 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二〇二〇 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | ○ | 八一七 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二〇三六 | 物価統制令違反 | 破棄自判<br>破棄免訴 | 三小 | | 八三五 |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)二二七〇 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)三七六二 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)三八二〇 | 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)三八四五 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一一月二五日 | 昭和二六年(あ)三八九三 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年(あ)四一五一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | 一一月二五日 | |
| 昭和二六年(あ)四九二六 | 外国人登録令違反 | 棄却 | 三小 | | 一一月二五日 | |
| 昭和二七年(あ)一一二三 | 傷害、恐喝、暴行 | 棄却 | 三小 | | 一一月二五日 | |
| 昭和二七年(あ)三七九七 | 殺人、詐欺 | 棄却 | 三小 | 八三九 | 一一月二五日 | ○ |
| 昭和二七年(あ)三八一五 | 住居侵入、強盗殺人、強盗致傷 | 棄却 | 三小 | 八五一 | 一一月二五日 | ○ |
| 昭和二七年(あ)三八九一 | 放火 | 棄却 | 三小 | | 一一月二五日 | ○ |
| 昭和二七年(あ)四二四六 | 窃盗、詐欺 | 棄却 | 三小 | 八五七 | 一一月二五日 | |
| 昭和二七年(あ)四四六二 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | 一一月二五日 | |
| 昭和二七年(あ)五二二三 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 破棄免訴 | 三小 | | 一一月二五日 | |
| 昭和二七年(あ)五五〇一 | 昭和二〇年勅令第五七七号違反 | 破棄免訴 | 三小 | | 一一月二五日 | ○ |
| 昭和二七年(み)　四四 | 賍物故買被告事件について当裁判所が言渡した判決に対する判決訂正の申立 | 棄却 | 三小 | 八六一 | 一一月二六日 | |
| 昭和二五年(あ)一九四三 | 恐喝 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二五年(あ)一九九七 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二五年(あ)二一三六 | 医師法違反、麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二五年(あ)二一八五 | 強姦致傷 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二五年(あ)二二九〇 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二六年(あ)二六六二 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年(あ)四〇二五 | 物価統制令違反、食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二六年(あ)四八一八 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)　二四四 | 食糧管理法違反幇助 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)　五〇四 | 地代家賃統制令違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一三三四 | 物価統制令違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一七三九 | 地方税法違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一八八八 | 公務執行妨害 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一八九八 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一九三四 | 賍物運搬 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)一九六二 | 賍物運搬 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二一一一 | 公文書偽造、贈賄 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二一三七 | 横領 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二二四九 | 傷害 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二二九四 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二二〇五 | 賍物故買 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二二一三 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |
| 昭和二七年(あ)二二三〇 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | 一一月二六日 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二六日 | 昭和二七年(あ)二二三五 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | 八七一 | | | | |
| 一一月二六日 | 昭和二七年(あ)二三七一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 八七七 | | | | |
| 一一月二六日 | 昭和二七年(あ)三五六四 | 業務上横領 | 棄却 | 二小 | 八九五 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二三年(れ)四七 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | 八九九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二三年(れ)一一七五 | 強盗傷人、傷害 | 棄却 | 一小 | 九〇五 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二三年(れ)一三七九 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | 九一一 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二三年(れ)一五九九 | 賍物故買、同運搬、同収受、窃盗、物価統制令違反 | 棄却 | 一小 | 九一九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二三年(れ)一六一四 | 賍物 | 破棄自判 | 一小 | 九二三 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二四年(れ)二二四八 | 窃盗 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二四年(れ)三二〇一 | 窃盗、強盗殺人 | 破棄自判 | 一小 | 九三九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(れ)九六 | 食糧管理法違反、詐欺未遂 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(れ)一七五 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(れ)一八一 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二六年(あ)一四五七 | 窃盗 | 破棄自判 | 一小 | 九三九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二六年(あ)二五六三 | 詐欺 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一五〇 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 破棄免訴 | 一小 | | | | | |



| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)六〇八 | 詐欺 | 棄却 | 一小 | 九一八 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)六九一 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 棄却 | 一小 | 九一九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一〇五八 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | 九二三 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一一二一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | 九三九 | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一一三二 | 賍物 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一二二七 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一三九六 | 業務上横領、麻薬取締法違反 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一四五二 | 詐欺 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一四八六 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一六〇三 | 偽証 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一六一八 | 食糧緊急措置令違反 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一六八九 | 業務上横領 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一七一六 | 傷害、食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一七二七 | 窃盗、賍物牙保 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一七五九 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一二三八九 | 物価統制令違反 | 棄却 | 一小 | | | | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(あ)一二四八五 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九〇六 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九四一 | 暴行、恐喝、脅迫 | 棄却 | 一小 | 九四三 | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九四六 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九六二 | 窃盗、強盗未遂 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九六八 | 窃盗、賍物故買 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)一九九四 | 賍物故買 | 棄却 | 一小 | 九五一 | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)三一二一 | 恐喝未遂、暴行、脅迫 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)三一九九 | 恐喝 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)三二四一 | 賍物故買 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)三二八八 | 臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)三三二四 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)四〇九八 | 窃盗 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)四一三七 | 傷害、詐欺 | 棄却 | 一小 | | |
| 一一月二七日 | 昭和二七年(お)五二四三 | 物価統制令違反 | 破棄免訴 | 一小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(れ)二一一九 | 加重収賄、金融緊急措置令違反 | 破棄自判 破棄免訴 | 二小 | 九五五 | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(れ)二二五六 | 戦時贈賄 | 破棄差戻 | 二小 | 九六一 | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(れ)二二五六 | 贈賄、戦時収賄 | 棄却 | 二小 | 九六七 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)一八五六 | 関税法違反、貿易等臨時措置令違反、関税法の罰則等の特例に関する勅令違反 | 棄却 | 二小 | 九七三 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)一九二七 | 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 九七九 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二一二五五 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | 九八五 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二二五五 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二六九六 | 銃砲等所持禁止令違反 | 棄却 | 二小 | 九九三 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二七八一 | 食糧管理法違反、物価統制令違反 | 破棄免訴 破棄自判 | 二小 | 一〇〇三 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二八〇三 | 賭博 | 棄却 | 二小 | 一〇一七 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二八七六 | 税務代理士法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二九〇四 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | 一〇二三 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)二九一二 | 食糧管理法違反、食糧緊急措置令違反 | 破棄自判 破棄免訴 | 二小 | 一〇三一 | |
| 一一月二八日 | 昭和二五年(お)三〇一六 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | 一〇三五 | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(お)二〇七一 | 物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(お)三四七七 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二六年(お)四二三九 | 恐喝 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二七年(お)二一三五 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | |
| 一一月二八日 | 昭和二七年(お)二四一五 | 詐欺、同未遂 | 棄却 | 二小 | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)二四九八 | 窃盗 | 窃盗 | 破棄自判 | 二小 | 一〇四五 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)一五〇三 | 窃盗 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | 一〇五一 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)一五五一 | 昭和二四年政令第三八九号違反、煙草専売法違反 | 窃盗 | 破棄自判 | 二小 | 一〇五五 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)一八三一 | 臨時物資需給調整法違反 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | 一〇五九 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)三八一四 | 強盗傷人 | 窃盗 | 破棄自判 | 二小 | 一〇六七 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)四四六一 | 放火、放火教唆 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | 一〇八一 | | |
| | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)五二四四 | 物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | | | |
| | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)五四四〇 | 昭和二二年政令第一六五号違反 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | | | |
| | 一一月二八日 | 昭和二七年(お)五五八二 | 食糧管理法違反被告事件について確定の略式命令に対する非常上告の申立 | 窃盗 | 破棄免訴 | 二小 | 一〇八九 | | |
| ○ | 一一月二八日 | 昭和二六年(さ)三 | 強盗予備、強盗傷人、銃砲等所持禁止令違反各被告事件について、当裁判所の宣告した上告棄却の判決に対する判決訂正の申立 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | |
| | 一一月二九日 | 昭和二七年(み)四五 | 食糧管理法違反 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | |
| | 一一月二九日 | 昭和二七年(お)一三九四 | 食糧管理法違反 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | |

昭和二六年(れ)第二二九二号

判決

本籍　岐阜市南長森蔵二八一番地

住居　福井市木田町一七番地

安田産業株式会社々長

安田春

四九歳

右の者に対する物価統制令違反、贈賄被告事件について昭和二六年七月一七日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役三月に処する。

本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

物価統制令に違反する事実について被告人を免訴する。

理由

職権で調査するに、被告人に対する公訴事実中物価統制令に違反する事実（原判示第三(二)の各人造絹織物の不当高価買受及び販売の事実）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令一条、八七号により大赦があつたので、刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号により原判決中被告人に関する部分を破棄し、旧刑四四八条、三六条三号を適用して被告人に

昭和二六年(れ)第二二九二号

弁護人大橋茹の上告趣意

第一点

一　原判決は其の理由第一の(三)に於て、被告人協同組合、藤井、青山の三名共謀の上、

(い)　石村忠に対し、人造絹織物生機生地平地六号外四種合計八千反を、統制額から二百二十四万七千八百九十八円七銭超過した代金三百三十万で販売譲渡し、

(ろ)　奈良県繊維製品配給株式会社員加藤四郎に対し、前同織物平地二号五百反、同類似品五百反計千反を、統制額から七十三万二千九百五円超過した代金八十四万円で販売譲渡し、

(ほ)　笹井静二に対し、同織物平地二号類似品三百二十二反、平地三号千反合計千五百二十二反を、統





被告人　福井県繊物工業協同組合

同　藤井辰次郎

同　青山栄

同　森川盛一

同　安田春

同　清水精二

同　北条理明

同　小沢悦治

一一月四日判決　昭和二六年(れ)第二二九二号

対し右公訴事実について免訴の言渡をなすべきものとする。

弁護人大橋茹の上告趣意第四乃至第六点は、右大赦にかかる事実につ
よつて、原判決が証拠により確定した右大赦にかからない事実、すな
告人の贈賄の各所為は刑法一九八条、五五条、昭和二二年法律第一二四号刑法の一部を改正する法律附則四項に該当するか
ら所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内で被告人を懲役三月に処し、情状により刑法二五条に従い、本裁判確定の日か
ら三年間右刑の執行を猶予するものとする。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官大津民蔵関与

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

制額から四十八万七千八百九十三円二十八銭超過した代金六十七万円で販売譲渡し、

(へ) 松原一男に対し、同織物平地四号の二を四百五十五反、平地五号類似品二百反、平地三号類似品九十六反、平地二号類似品二百五十二反合計千三反を、統制額から四十一万七千四百四十四円三十九銭を超過した代金五十万七千七百七十一円二十二銭で販売譲渡し、

名古屋鉄道局に対し、同織物平地二号類似品百四十五反、平地一号類似品八十反、平地四号類似品六十七反、平地四号の二類似品六反、綾地一号類似品二反、平地三号類似品二十四反、平地六号類似品百四十二反合計四百六十六反を、統制額から十六万五千六百二十八円九十一銭を超過した代金十九万七千十六円八十三銭で販売譲渡し、

(り) 古市茂太夫に対し、同織物平地三号、繻子三号の二綾地三号等合計三百八十二反を、統制額から八万五千三百五十二円四十銭超過した代金十二万五千六百五十四円で販売契約をなし、代金を受領した旨

夫々認定し、物価統制令第三条、四条、三十三条、大蔵省告示第百三十五号を適用したのである。

二 然し、右掲の如き数種の銘柄織物の売買の場合には、適当の方法例えば別表を添附する等適宜の措置を講じて、右超過額の依つて生ずる計算の基礎を明らかにしなければならないのである。蓋し右掲の如く銘柄の多い場合には、どの分についてどれだけ超過したのか不明であり、或ものについては超過しないものも含まれているやも不明であるからである。殊に右りの古市に対する売買の目的物の如きは、其の銘柄及び総数量のみを掲げ、何れの銘柄織物を何疋と摘示していないので、超過額を計算するに由ないからである。

そうすると結局、原判決には理由不備の違法があることになる。此の場合理由不備の違法があることについては、大審院昭和十六年七月二十一日第二刑事部に於て、昭和十六年(れ)第七四五号被告人浅野良三に対する判決の判示を援用する。然らば刑事訴訟法第百五条第三号により判例違反の違法があるので、原判決は破毀さるべきである。



## 第二点

一 原判決は其の理由第一の(四)に於て、

被告人藤井辰次郎、同青山、同浜端は、右協同組合加藤理事長と共謀して、清水英二及び被告人島田に対し、人造絹織物生機生地平地一号百五十反、平地二号二千二十六反、平地三号の二千四百六十六反、平地四号八百八十三反、平地四号の二千二十五反、平地五号二百六十六反、平地五号二千九百八十一反、平地六号六百十九反、合計八千五百十六反を、其の統制令額より二百九十一万八円一銭を超過した代金三百八十八万十円六十八銭で販売契約し、其の頃代金を受領した旨を認定し、物価統制令第三条、第四条、第三十三条、昭和二十一年三月三十一日大蔵省告示第二百三十五号を適用したのであるが、右判文自体では超過額の算出が困難で、各銘柄に付き超過額を摘示して被告人等の違反事実を明確にしなければならないのに、之を明らかにしなかつた原判決には理由不備の違法があるのに帰し、前掲援用の判例の趣旨に違背するので、結局原判決は破毀を免れないのである。

## 第三点

一 原判決は其の理由第一の(四)に於て、

(い) 昭和二十二年四月下旬八木織物株式会社に於て、同会社より人造絹織物生機生地 二号二百三十二反、平地四号の二を二百二十八反合計四百六十反を、其の統制額八万九千六百五十二円三十二銭を超過した代金十三万四千四百七十八円四十八銭で、

(ろ) 同年四月下旬久保織布第一分工場に於て、同工場より人造絹織物生機生地四号九百二十二反、平地四号の二千九百十三反、平地五号の二を二百九十反、平地三号三百七十反、平地六号七百五十二反計三千二百四十七反を、其の統制額より六十五万八千七百五十三円二十六銭を超過した代金九十八万八千百二十九円八十九銭で、

(ほ) 同年四月下旬東和織物施設組合に於て、同組合より人造絹織物生機生地四号百反、平地二号類似品二百反、平地四号類似品三十九反合計三百三十九反を、其の統制額より七万六千百六十二円十銭を超過した代金十一万四千二百四十三円十五銭で、

(へ) 同年四月下旬西瓜屋織物施設組合に於て、同組合より人造絹織物生機生地平地二号千三十七反、綾地一号三百六十四反合計千四百一反を、其の統制額より二十五万四千二百四十円八銭を超過した代金三十八万千三百三十六円十二銭で、

夫々超過販売した事実を認定し、

物価統制令第三条、四条、三十三条、三十六条、大蔵省告示第二百三十五号、刑法第五十五条、六十条並びに罰金等臨時措置法第二条、刑法第六条、第十条を適用したのである。

二 然し、

(い) 多数の銘柄の織物を超過販売した場合には、何れの織物に付きどれだけ超過しているかを判文上明らかにすべきであることは、第一点に援用した大審院判例の判示する処で、之に反する原判決には理由不備の違法があり、判例違反の違法があるので破毀さるべきである。

(ろ) 法令の適用に於て、原判決は物価統制令所定の罰金刑に罰金等臨時措置法第二条を適用しているが、同法第四条と刑法第六条を適用するならば格別、右二条を適用すべきものでない。而してかかる法令の適用違背は一応主文に影響ありとせられるので、此の点に於て刑事訴訟法第四百六条により破毀さるべきである。

## 第四点

一 原判決は其の理由第三に於て、被告人安田春が、





(一)のいに於て福田水野と共謀し、

同 (ろ)に於て福田北口と共謀し、

夫々多数銘柄の人絹織物を不当に高価な代金で買受けた事実を夫々認定し、物価統制令第九条の二、同第三十四条、同第三十六条を適用している。

二 然し右認定の判示する処は、

各銘柄数量を掲記し、

(いに於ては「以上合計千五百七十二反を、相当価額たる一碼四円乃至六円を遙に超えて不当に高価な代金合計五十四万千三百九十八円三十九銭で買受契約をなし、その頃右代金を支払い。

(ろに於ても同様「合計二千九百九十反を、相当価格たる一碼三円乃至四円を遙に超えて不当に高価な百五十万円で買受け、その頃代金を支払い。

とあるに止まり、各織物について如何程不当高価であるかを具体的に明らかにしていないのであるが、其の認定する超過額が因つて算出される基礎たる具体的事実を明らかにしなければ、理由不備の違法あるに帰することは、前掲第一点に援用する大審院判例によつて明らかである。然らば原判決は結局理由不備、判例違反によつて破毀さるべきである。尚右(いろ)に掲記する各織物については、原判決は右事実を連続一罪として処断しているのであるが、其の認定する超過額が因つて算出される基礎たる具体的事実を明らかにしなければ、理由不備の違法あるに帰することは、前掲第一点に援用する大審院判例によつて明らかである。然らば原判決は結局理由不備、判例違反によつて破毀さるべきである。尚右(いろ)に掲記する各織物については、昭和二十一年三月三十一日大蔵省告示第二百三十五号で生産者の販売価格が指定されているので、物価統制令第九条の二によつて処断すべきものでないから、此の点に於ても原判決には違法がある。

## 第五点

一、原判決は其の理由第三の(一)のいに於て、

被告人安田春が福田北口と共謀して、昭和二十二年四月頃から七月頃までの間に、数回に亘り丘本徳に対し、人造絹織物生機生地平地一号百五十反、平地三号の二を百九十八反、平地三号二級二反、平地三号三級四反、平地三号四級二反、平地三号の二を二百六十反、平地四号三百九十八反、平地四号の二を七百十二反、平地四号五十七反、縮子三号六十反、同三号の二を百九十六反合計二千六百四十三反を、相当価格である一碼四円乃至六円を遙に超えて不当に高価な三百七十三万二千九百円で販売し、代金を受領した旨を認定し、物価統制令第九条の二、同第三十四条、同第三十六条を適用しているのである。

二　然し、右判示だけでは昭和二十二年四月頃から同年七月頃の間数回に亘りとなつているので、四月十五日以前の取引がどれだけあるか明らかでない。

処が昭和二十二年四月十五日から物価統制令は勅令第百三十三号によつて改正されたので、四月十五日以前の取引に対しては当然改正前の旧令第十一条第二項によつて処断されるべきであり、而も新旧の法定刑に著しい差異があるから、旧令によるべき取引まで新令で重く処断されたことにより、被告人の不利益に取扱われたことになるのである。

蓋し、原判決は連続犯として処断しているが、取引が数回になされているから旧令当時の取引は旧令に、新令施行後の取引については新令を夫々適用すべきものであるからである。

然らば、原判決には理由不備の違法あるか法令の適用に誤りがあるか、何れにしても破毀を免れないのである。

第六点

一　原判決の理由第三の㈠のは(に)ついても、原判決は前同様昭和二十二年四月頃から七月頃までの間、数回に亘り不当に高価に販売した事実を認定しているが、右全部に対し物価統制令第九条の二を適用している処、四月一日から十五日までの取引がどれだけあるのかを明らかにしていないで一括して、改正された右第九条の二のみを適用し、改正前の取



に対し改正前の旧令を適用しなかつた原判決には、刑事訴訟法第四百六条によつて、破毀されるか理由不備の違法あるか、何れにしても破毀さるべきである。

第七点

一　原判決は、被告人小沢は昭年二十二年六月上旬頃人造絹織物生機生地平地二号類似品二百六十四反、平地三号三百九十一反、縮子三号三十六反、綾地類似品二十四反、縮緬六十三反、平地三号類似品五百四十三反、平地四号の二類似品百一反、平地四号の二を六百五十七反合計二千七十九反を、相当価格である一碼五十円替代金二百九十七万四百円で買受け契約をなし、其の頃代金の内二百五十万円を島田に支払つた旨認定し、

物価統制令第九条の二、同第三十四条を適用した。

二　しかし原判決は繊維製品配給消費統制規則をしないで、所謂ルート違反の事実を認定せず単に価格違反の点だけで違法を認定しているのであるから、前掲各織物については昭和二十一年三月三十一日大蔵省告示第二百三十五号に統制価格の指定があるので、前示物価統制令第九条の二を適用すべきものではないのである。即ち法令の適用を誤つた違法があり、刑事訴訟法第四百六条により破毀さるべきである。

第八点

一　原判決は其の理由第五の㈢に於て、

被告人清水及び北条は清水英二と共謀の上、昭和二十二年六月上旬人造絹織物生機生地平地二号六百反、平地四号の二を五百七十五反、平地四号四百八十五反、平地五号二百六十六反、平地六号三百反、平地三号の二を二百五十反合計二千百七十六反を、相当価格である一碼四円乃至六円を遙に超えて不当に高価な一碼四十七円五十銭替、代金三百五万

円で販売譲渡した旨を認定し、物価統制令第九条の同二、第三十四条を適用している。

然し右各織物は、原判決の証拠に援用する昭和二十一年九月一日附物価庁告示第四十号をまつまでもなく、昭和二十一年三月三十一日大蔵省告示第二百三十五号に統制額を定めているので、直ちに之を適用すべく、従つて物価統制令第九条の二を適用すべきでないのである。然らば原判決は其の法令の適用を誤つたものであり、結局刑事訴訟法第四百六条により破毀さるべきものである。

第九点

一　原判決は其の理由第五の㈣に於て、

被告人清水が清水英二と共謀の上、樋山次郎作から合計千三十三反の人絹織物を不当高価に買受けた事実を認定し、物価統制令第九条の二、同第三十四条を適用しているが、右買受織物については何れも昭和二十一年三月三十一日物価庁告示第二百三十五号に生産者の販売価格を指定しているので、原判決には法令の適用を誤つた違法があり、結局主文に影響があると思料せられるので破毀さるべきである。

以上



昭和二七年(れ)第一一八号

判　決

本　籍　東京都新宿区柏木町四丁目九七八番地
住　居　同都北区岩淵町一丁目四七八番地　今田方
会社重役　大須賀謙次郎
明治三四年一〇月二〇日生

右の者に対する詐欺、臨時物資需給調整法違反被告事件について昭和二六年一〇月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人を懲役一年に処する。

第一審における訴訟費用中証人鈴木精一、同佐藤文治郎、同高橋典資、同菅原栄一に支給したものの各二分の一及び原審における訴訟費用の全部はいずれも被告人の負担とする。

本件公訴事実中臨時物資需給調整法違反の点について被告人を免訴する。

理　由

被告本人の上告趣意は末尾に添えた書面記載のとおりであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

しかし職権で調査すると本件公訴事実中臨時物資需給調整法違反の点については昭和二七年政令第一一七号大赦令によつて

一一月四日判決　昭和二七年(れ)第一一八号

一一月四日判決　昭和二七年(れ)第一一八号

て大赦があつたので刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、三六三条三号により原判決を破棄し右公訴事実については被告人に対し免訴の言渡をなすべきものとする。

よつて原判決が証拠によつて確定した大赦にかからない事実（被告人の前科の点を含む）に法律を適用すると被告人の所為は刑法二四六条一項六〇条に該当するところ被告人には累犯にかかる前科があるから同法五六条一項五七条により法定の加重をした刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し主文三項掲記の訴訟費用については刑訴施行法二条旧刑訴二三七条一項により被告人にこれを負担せしめるべきものとする。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　大津民蔵関与

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　村又介

裁判官　河三

裁判官　小俊

裁判官　林善太郎

裁判官　本村





被告人の上告趣意

被告人　大須賀謙次郎

第一審及び第二審に於て『詐欺及臨時物資需給調整法違反』事件に対し『懲役一年六月、罰金五万円』の判決を下されましたが、慥かに後者の罪に就ては自認致しますが「詐欺」の点に就ては不服でありますので上告申上げます次第であります。

抑々相被告村松道司君が該物資を船木、五十嵐、鈴木氏等兼ねてより親交ある人々に対し供給売渡し方を確約し前受金として数百万円を入手したる事に端を発し、GHQ各部の正式書類に依り商工省繊維局に対し当時の調達庁よりの公式推薦状、経済安定本部坂田物資局長付図師事務官よりの推薦を得て鈴木繊維局長他担当事務官と数回交渉嘆願したる結果『翌年一月匆々には繊維局の枠を切る、年末故それ迄待たれ度し』との確言を得たる為め、村松氏が何としても年末迄に受渡す確約を相手方に与へ居りたる関係上強引に私に依頼して念書をGHQユーテイリテイズの日本人支配人岸上格之助氏に作成し貰ひ自ら之を東日本衣料統制会社に持参、此の物資を年内に売却し得る事になれば其の工場従業員及社員約百名の年末生活資金調達にもなり従つて兼ねてより商工省に対し何とか出庫売却し得るよう努力嘆願し来れる右第十八代行会社社長鈴木精一氏及び村松氏より入手して莫大なる売却利益を予定し居りたる前記船木、五十嵐、鈴木庄司氏等全部が大いに助かる所たるところより急速に前記岸上氏の念書のみにより「第十八代行会社は品物を出庫し買方亦直ちに現金を以て支払ふべし」との協定に達し年末十二月二十日に現物を引き出し受渡しをしたるものであります。従つて現物の受渡しの現場に立会ひましたのも村松氏自身及び秘書河合久男君でありまして私等は全然関係しなかつたものであります。

たゞGHQ各部へ配給せられたるものゝ中従業員中現金にて購求し得ざりし二百点を私が原価を以て引き取り、而も其の一部六十点を他へ売却して利益を得ました事は事実でありますが、詐欺にあひ大きな損害を蒙つて居る事も警視庁調書にも

ある通りであります。しかし、かゝる転売して利益を多少共得た点に付ては私も深く罪を認め反省し潔く法に服するものであります。

しかし『詐欺』の点でありますが私としては何処迄も村松氏の依頼通り仲に立ちは致しましたが始より勿論詐欺などする意思は毛頭なく、寧ろ業者でありながら繊維局の枠、所謂「クーポン」なくしてたゞ単なる念書に依り之が出荷を認め売買受渡しを実行せる第十八代行会社及び其の監督機関たる東日本衣料統制会社が黙認したる行為は果して法的に見て如何なるものでありませうか。村松氏に依頼されて全員協議の上で認めた念書を貰ひ受けた私丈けがどうして詐欺になるのでありませうか。詐欺の法律的如何なる根拠のもとに私が詐欺となるのであります。

此の件に付き何人もが被害を受けて居らず関係したる人々の何れの側たるを問はず利益をみな受けて居りますのですが、而も最大の利益を得、業者として凡てを知りながら敢てこの念書のみに依り品物を出荷したる第十八代行会社及び監督機関たる東日本衣料統制会社が何等の責をも受けざる法の措置には何としても不服であります。

更に私の相被告である、而も事件の根本計画者、実利益者、実行者である所の村松道司君が第一審半ばにして保釈を取消さるゝや逃亡して深く事件の本質を究明されず、其のまゝ私のみに対し第一審、第二審とも詐欺の判決を下されました事は私の最も不服とする所でありまして警視庁及び第一審に於ける私及証人西村祐二氏、小田将人氏等の証言及び他証人の証言等御調査の上「詐欺罪」に就ては何卒無罪の御判決賜はらむ事深く嘆願上告申上げる次第であります。

以上





昭和二六年(あ)第一二〇〇号

判決

本籍　朝鮮慶尚南道釜山府東大新町一丁目二九五番地
住居　長崎県大村市古町住宅五区六六六号
無職　林命祚　明治四一年二月九日生

本籍並びに住居　長崎県大村市今富郷一一七番地
農業兼雑貨商　北野常一　大正八年六月三〇日生

本籍　佐賀県西松浦郡有田町中樽区
住居　長崎県大村市昭和通り一丁目七七四番地
物品販売業　梶原耕次　大正一三年一月二四日生

右食糧管理法違反各被告事件について昭和二六年二月一五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

一一月四日判決　昭和二六年(あ)第一二〇〇号

一一月四日判決　　昭和二六年(あ)第一二〇〇号

二

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は各被告人の負担とする。

理　由

被告人梶原耕次の上告趣意は、刑訴四〇五条に当らない。被告人三名弁護人溝淵照信の上告趣意第一点は、憲法違反を主張するけれども所論は原審において主張せず従つて判断を受けていない事項に関するもので上告適法の理由にならない（なお所論について昭和二五年(あ)第四九七号同年七月七日第二小法廷判決、集四巻七号一二三三頁、昭和二三年(れ)第七七号同二四年五月一八日大法廷判決、集三巻六号七三四頁参照）。同第二点は刑訴四〇五条に当らない。また記録を調べても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎



昭和二六年(あ)第一二〇〇号

被告人　梶原耕次

被告人の上告趣意

一審判決文に依りますと、私が「営利を目的」としたことになつて居りますが、私は決して「営利を目的」とは致して居りません。以下これについて御説明申上げます。

私が犯件の米を買入れるに至つた動機は、私の寄食して居る叔父梶原利次が家族十一名（中子供六名）の大人数で食不足に困つて居り、私自身もその苦しさを味つて居ましたので「米」を買わぬかと言葉かけられたとき、前後の考えもなくそれもよかろうという気になつたのであります。

その代金は叔父「利次」の商品仕入金であり又その買入れが私独断でありましたので、帰宅後叔父から厳しく叱咤され、流動資金を固定させたことについて甚しく責められました。私はその時責任上金策の為米を売る以外はないと考えるに至つたのであります。

しかしそれは簡単に売れるものではありませんでした。徒らに時日を費し困じ果てゝ居るとき遖、叔父利次の従弟に当る福岡虎雄方で林氏を知つたのであります。

林氏に私が品物を売つたについても、私から特別に買つて呉れと頼んだのではありません。雑話の中で主食の問題が出て何れからともなく話を進めて口約するに至つたもので、私としては「売る」というよりは叔父の資金を得たいという一念が強かつたのであります。

従つてその背後の犯罪などは毛頭存じませんでした。

私が営利を目的としていないということについては、数字上からも証明出来ると存じます。私が「米」代金として支払つた金額は三俵分一万五百円也であり、これにトラック損料が（尤もトラックはあさり貝運搬用として仕立て、現物の入手が出来ず空車となつたものを利用）四千五百円也加わつて居ります。これに対して私が林氏から得た金員は一万二千円也であります。

右の通り私は営利が目的でなく、唯叔父宅の食不足からの過失を犯しそれが最悪に発展したのであります。

一審判ではこのことの弁明が盡されて居りませんでした。故に福岡高裁に上訴したのでありますが、それは何故か弁論不備の為として却下されました。

私は飽くまで私が営利を目的としていないことを認めて頂きたいのであります。これが私の上告趣意であります。

私は今日私の無智から法に触れたことを深く後悔致して居ります。この上は一日も早く正しい御裁きを受けて服刑したいと希つて居ります。

何卒私の犯行実状を御調査の上厳正な御裁きを下さるよう御願い申上げます。

最後に受刑上について勝手ながら希望がございます。御斟酌を頂ければ身に余る光栄と存じます。

私は叔父利次宅に寄食の身であります。文字通り無一文であります。罰金刑に対しては支払う能力を持つて居りません。今後の労力に依つて得た金で償う外はないのであります。

何卒罰金刑に対しては出来る限りの長期に亘る分割払のことに特別の御詮議を賜わりたく願上げます。

以上



昭和二六年(あ)第一二〇〇号

弁護人溝淵照信の上告趣意

第一点　第一審判決は証拠方法について憲法第三八条第三項及び刑事訴訟法第三一九条第二項に背反したものである。

第一審判決は犯罪事実、第二の(一)（被告人梶原耕次の粳玄米輸送違反）に対する井堀国義の顛末書の記載の補強証拠がある外、第二の(二)の事実並びに第一及び第三の事実の全部について被告人又は相被告人の自白のみを証拠として事実認定をなしているのである。憲法第三八条第三項及び刑事訴訟法第三一九条第二項にいう「自白」の中には共犯者の自白を含むか否かについては、積極、消極の両説があり、従来の判例は消極的によつているが、本件の如き必要的共犯の場合の相被告人の自白については積極的に従うことが至当であり、この点について従来の判例はこれを変更すべき必要がある。若し、消極説に従うとすれば、甲乙両者間において粳玄米の売渡及び買受の事実があつた場合、甲が自己の売渡しの事実を自白し、乙が買受の事実を否認したときは、自白した甲は他に補強証拠がなければ無罪とされ、否認した乙は他に補強証拠がなくても相被告人甲の自白のみを証拠として有罪とされることになる。しかるに甲乙間の粳玄米の売渡及び買受は必要的共犯であるから、乙について買受の事実を認定する以上甲についても売渡の事実を認定せざるを得ないのである。この場合乙について買受の事実を認定し、甲について売渡の事実を否定することは、それ自体論理の矛盾であり、法の根本精神である公平の原則は全く省みられない結果となるのである。消極説の立場はかくの如き矛盾を包蔵しているのである。かくの如き矛盾を避けるためには、積極説の立場を採り、共犯者の自白はこれを一体的に取り扱う外ないのであつて、これが憲法第三八条第三項及び刑事訴訟法第三一九条第二項の趣旨に最も適合した解釈となるのである。右の解釈が



被告人林　命　祚　外二名

相当とされるならば、本件相被告人の自白はこれを一体的に取り扱うべきであり、結局第一審判決は被告人の自白を唯一の証拠（第二の㈠の事実は論外）として事実認定をなしたことに帰するのであつて、上記各法条の趣旨に背反し、到底破棄を免れないのである。

第二点　第一審判決は刑の量定が甚しく不当である。

第一審の記録に徴し、各被告人について犯罪の動機、情状殊に経済事犯において重要視される違反行為の経済的効果（各被告人共寧ろ損失を蒙つている）等の事情を検討すれば、第一審判決は各被告人に対し何れも苛酷に過ぎ刑の量定が甚しく不当である。

以　上







昭和二七年(あ)第一二二号

判　決

本籍並びに住居　石川県羽咋郡高浜町字高浜ホ二の一番地
職　無
山本以登
明治四〇年一一月二六日生

本籍並びに住居　石川県羽咋郡高浜町字高浜ニの一一番地
職　無
矢萩みと
明治四四年九月二六日生

右の者等に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二六年一一月九日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決中被告人矢萩みとに関する部分を破棄する。

被告人矢萩みとを罰金三〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは金二〇〇円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置する。

本件公訴事実中大豆及び小豆に関する食糧管理法違反の点につき同被告人を免訴する。

被告人山本以登の上告はこれを棄却する。

一一月四日判決　昭和二七年(あ)第一二二号

一一月四日判決　昭和二七年(あ)第一二二号

当審における訴訟費用は被告人両名の負担とする。

理　由

被告人両名の弁護人鵜沢晋の上告趣意及び被告人両名の各上告趣意はいずれも末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

弁護人鵜沢晋の上告趣意第一点について。

しかし、憲法第二五条第一項の法意は、国家は国民一般に対し概括的に健康で文化的な最低限度の生活を営ましめる責務を負担し、これを国政上の任務とすべきであるとの趣旨であつて、この規定により直接に個々の国民は国家に対して具体的現実的にかかる権利を有するものではないこと及び被告人に実刑を科するためその家族が生活困難に陥るとしても、その判決を以つて憲法第二五条に違反するものということができないことは、いずれも当裁判所大法廷の判例とするところである（昭和二三年(れ)第二〇五号同年九月大法廷判決判例集二巻一〇号一二三五頁、昭和二二年(れ)第一〇五号同二三年四月七日大法廷判決判例集二巻四号二九八頁参照）。従つて所論憲法違反の主張は採用することができない。又、量刑不当の主張は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

同第二点の(二)及び被告人両名の各上告趣意について。

所論はいずれも量刑不当の主張を出でないものであつて、同四〇五条に当らない。

しかし、職権で調査すると、弁護人鵜沢晋の上告趣意第二点の(一)も指摘しているとおり、被告人矢萩みとに対する本件公訴事実中第一審判決判示第二の大豆及び小豆に関する食糧管理法違反の点は昭和二七年四月二八日政令第一一七号大赦令一条八六号により大赦があつたので、刑訴四一一条五号により原判決及び第一審判決中同被告人に関する部分を破棄し、同四一三条但書により当裁判所において更らに判決をすることとし、同四一一条四〇四条三三七条三号により右被告人に対し前記事実につき免訴の言渡をする。而して、第一審判決が証拠により確定したその余の事実を法律に照らすと、第一審判決判示第一の同被告人の所為は食糧管理法九条三一条罰金等臨時措置法二条一項食糧管理法施行令一一条同法施行規則二九条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その金額範囲内で同被告人を罰金三〇〇〇円に処し、右罰金を完納することができないときは刑法一八条により金二〇〇円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置すべきものとする。

なお、被告人山本以をについては、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。従つて、同被告人の上告は同四一四条三九六条に則りこれを棄却すべきである。

よつて、訴訟費用の負担につき同一八一条を適用して、裁判官全員一致の意見で主文のように判決する。

検察官　大津民蔵出席

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　山本ねを
同　矢萩みと

弁護人鵜沢晋の上告趣意

第一点　原判決の量刑は、甚だしく不当であり、且つ、憲法第二十五条の規定の精神に違反する。

(一)　先ず、被告人山本ねをについては、第一審裁判所は、「法定の除外事由がないのに、昭和二十五年十一月二十一日頃羽咋郡高浜町所在北国運輸株式会社高浜営業所に於て同所係員に対し、金沢市内に粳精米三十四瓩、糯精米三十九瓩の輸送を委託した」という事実を認定した。

同被告人に対する第一審第一回公判調書の記載によれば、更に同被告人については、「十四、五年前に夫を失い、これに引続いて二児を失つた同被告人は、兄弟の援助を受けつつ、女手一つで、軽うじて遺児二人を養育して現在に至つた。長男は既に二十五歳に達しているとはいえ、虚弱で労働ができず散髪見習として通勤し、単に食事の給与を受けるのみで他に何等の収入がなく、同被告人自身は神経痛で手の自由がきかないため二十歳になる女子が機業場に通勤し月二、三千円の俸給を受け、これにより一家三人の生計が維持されているに過ぎない状態である。そこで自分の生計を得るため悪いとは思いながら、親戚からもらつた糯米と他から買つた粳米とを換価するためその輸送を委託した。これは同被告人及び家族の生活維持のためやむを得なかつた。」ということが認められる。

(二)　また、被告人矢萩みとについては、第一審裁判所は、「(1)法定の除外事由がないのに、昭和二十五年十一月二十一日頃羽咋郡高浜町所在北海運輸株式会社高浜営業所に於て、同所係員に対し、金沢市内に粳精米二十八瓩、糯精米二十八

瓩の輸送を委託し、」更に「(2) 法定の除外事由がないのに、昭和二十五年十二月二十六日頃大豆四瓩、小豆六、九瓩を羽咋郡高浜町字高浜の自宅から能登線高浜駅迄携帯輸送した。」という事実を認定した。

同被告人に対する第一審第一回公判調書の記載によれば、更に同被告人については、「同被告人の夫は五、六年前から喘息と十二指腸潰瘍のため全く病臥し、十六歳の長女を頭に男一人、女五人の子女を擁し、か弱い同被告人一人の働きによつて月二、三千円の収入を得て一家八人の生計を立てているのであるが、その生計の苦しさの余り、糯米、粳米及び雑穀を換価又は加工するため輸送の委託又は携帯したが、右粳米は家族が粥をすすつて貯えた配給米であり、右糯米及び大豆は親戚から恵まれたものである。」ということが認められる。

(三) 右の事実について、第一審裁判所は、「被告人両名を各罰金四千円に処する。右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。」旨の刑を言渡した。

(四) しかし、前記の事実によれば、被告人両名とも、いずれも自己及びその扶養義務ある家族の最低限度の生活を維持するためやむを得ず選ばざるを得なかつた道を歩んだ誠に不幸な者である。凡そ刑の量定が、刑法各本条に規定されている犯罪構成要件たる事実のみに基いてなさるべきでないことは、酌量減軽その他刑の減免の規定のある刑法のたてまえからいうまでもないことであるが、本件の如きは充分情状酌量すべき事案であるのに拘らず、被告人両名及び各その家族の一カ月余に及ぶ生計費の額に相当する罰金刑を課したものであつて、まさに、被告人両名及び各その家族にとつて致命的であり、最低限度の生活を脅かす結果となるものといわなければならない。労役場留置の換刑処分は些かもその救済にはならない。殊に被告人両名とも初犯であり、食糧管理法撤廃の声ある情勢下において第一審判決の量刑は不当というべきである。かかる第一審判決を是認した原判決の量刑は、甚しく不当であり、食糧管理法の精神に違反するものとし、原判決は破棄を免れない。



第二点　原判決は、刑の量定が甚だしく不当であるか、判決があつた後に刑の廃止があつた事由により、これを破棄しなければ著しく正義に反する。

(一) 食糧管理法施行規則第四十七条第一項は、昭和二十六年六月三十日公布、同年七月一日施行の農林省令第四十四号により改正せられ、大豆及び小豆等雑穀の輸送はその禁止を解除され、従つて同年七月一日以降は、大豆及び小豆の輸送については刑が廃止されたと解すべきである。この点につき何等顧慮することなく、又法条の適用をも示さずして第一審判決を是認した原判決は、刑の量定が甚だしく不当であるか、又は判決があつた後に刑の廃止があつた場合で原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認むべきで、少くとも被告人矢萩みとに対する原判決は破棄を免れない。

(二) 被告人山本ゐをは、被告人矢萩みとと共に第一審以来併合審理を受けたものであつて、被告人山本ゐをに対する量刑は、被告人矢萩みとに対する量刑を勘案してなされたものであるから、被告人矢萩みとに対する原判決とともに被告人山本ゐをに対する原判決も破棄せられ、同時に適正な量刑の機会を与えられることこそ正義に合する所以である。

以　上

昭昭二七年(あ)第一二二一号

被告人の上告趣意

被告人　山　本　ゐ　せ

私儀今度右事件に付罰金刑の判決を言渡を受けましたけれ共、犯罪の件に付きましては一言の言葉も御座いませんが、只私の目下の困難の情態を申上げて御情を蒙りたいのです。私は十数年以前に夫に死別し、二人の子供を抱えて親類知己の助けで育て上げたる長男、漁業で不幸続きで一家の足しにはなり不申、長女一人の賃金にて漸く一家の生計を曲りなりに過し居る有様に付、何卒事情御憐憫の上御情けを以て特に寛大の御取計いを御願い申し上げます

以　上

被告人　矢萩みと

被告人の上告趣意

私儀先般右事件につき罰金刑を申渡されましたけれども、犯罪の事につきましては一言の弁解の言葉も御座いませんが、只私の目下困難な事情を申上げて、御情を蒙りたいわけです。私の夫は六年前より病床に就き営業も思うように出来ず、年々医療費と食込の為に、一昨年来より借金と資金欠乏となり営業も出来なくなりました。私は大勢の子供を抱えて日雇をして居ますが、一ヶ月に十五日勤める事も出来兼ねます。親類知己の助力と生活扶助料にて其の日を過し居る有様につき何卒御情のある御計いを御願い申上げます。

以上

昭和二七年(み)第四〇号

決　　定

上田市大字上田二〇六四番地

申立人弁護人　志　摩　金　之　助

被告人山田新一に対する物価統制令違反、詐欺、業務上横領被告事件について昭和二七年一〇月七日当裁判所の言渡した判決に対し右申立人から判決訂正の申立があつたので当裁判所は、次のとおり決定する。

主　　文

本件申立を棄却する。

理　　由

申立人の所論は、当裁判所の判決が、判例と相反する判断をしたとの論旨に対する判断を遺脱しているというのであるが、志摩弁護人の上告論旨第一点は、原判決の法令違反を主張した文言中に単に（昭和三年(れ)一二〇〇号外）と記入しただけで何れの裁判所が何時如何なる裁判をしたのか全く不明であるばかりでなく、原審が判例と相反する判断をしたとの記載すらないので、判例と相反する判断をした論旨とは解することができない。従つて右論旨は刑訴第四〇五条に該らないのであつて、申立は理由がない、よつて刑訴施行法第三条の二、刑訴法第四一七条第一項により主文のとおり決定する。

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

一一月四日決定　　昭和二七年(み)第四〇号

一一月四日決定　　昭和二七年(み)第四〇号

裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

二



昭和二六年(れ)第二四七一号

弁護人志摩金之助の判決訂正申立

右者に対する物価統制令違反等被告事件に付き昭和二十七年十月七日御宣告に係る判決に関し、

一、弁護人志摩金之助の上告理由第一点は原判決の判例違反を指摘したものである処この点についての御判断が判決に示されていない。

右は刑事訴訟法第四百十五条に該当すると思いますので右点補充して戴き度本申立に及ぶ次第であります。

以　上

被告人　山田新一

一

昭和二七年(し)第七六号

決　　定

本籍並びに住居　徳島市北福島町二丁目一番地の五

書籍商

西　村　典　雄

大正一二年一〇月二八日生

右の者に対する窃盗被告事件につき高松高等裁判所が昭和二七年七月二四日為した上告棄却決定及び同年九月四日為した裁判の執行に関する異議申立却下決定に対し同人より特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のように決定する。

主　　文

本件各特別抗告を棄却する。

理　　由

本件特別抗告の申立の趣意について。

高等裁判所のした決定に対し最高裁判所に提起し得る抗告はいわゆる特別抗告に限られるのであるが（裁判所法七条二号刑訴四二八条一項四三三条参照）、原決定の如く高等裁判所が刑訴四一四条三七五条により為した上告申立棄却決定又は同五〇二条五〇四条により為した裁判の執行に関する異議申立却下決定に対してはその高等裁判所に異議の申立をすることが認められているのであるから（刑訴四二八条二項）、かかる決定に対しては特別抗告を為すことは許されないものといわなければならない（刑訴四三三条一項）。

よつて、本件各特別抗告はいずれも不適法なものとして棄却することとし（なお、所論憲法違反の主張が採用出来ないこ

一一月四日決定　　昭和二七年(し)第七六号

一一月四日決定　　昭和二七年(し)第七六号

とは昭和二四年新(れ)第二五〇号同二五年六月七日大法廷判決判例集四巻六号九六六頁の趣旨に徴し明らかであり、その余の論旨は特別抗告適法の理由とならないし、又被告人の上告申立が期間経過後のものであることは取寄せに係る本案記録によつて明白である)、刑訴四三四条四二六条一項に則り、裁判官全員一致の意見で主文のように決定する。

昭和二七年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎



昭和二七年(し)第七六号

被告人異議却下決定に対する抗告申立

被告人　西村典雄

右申立人が訴訟費用の裁判の執行に関し検察官のした処分を不当として申立た異議の却下決定及び上告申立棄却の決定は

一、申立人の控訴裁判所において弁護人は自ら弁護権を抛棄し何等申立人に対し当局が認める事実を明らかにしていないことでありさればこれが訴訟費用の負担を命ずる裁判は憲法第十八条に定めた何人も犯罪に因る処罰を除いてはその意に反する苦役に服させられない趣旨よりするも失当であります。

二、申立人は正邪曲直を争う憲法第十一条に保障せられた基本的人権の享有を妨げられないものと思考する然るに高松高等裁判所は昭和二十七年六月十九日有罪判決の言渡をなし同年七月一日申立人がなしたる強制脅迫による自白よりなされた証拠にもとづきなされた第一審裁判の誤認と控訴申立の際記載の同趣意書の通り上告申立をなしたるに対して同年七月二十四日附決定を以て同年七月五日被告人より上告の申立があつたが右申立は法定の上告期間を徒過したる理由により棄却せられたのでありますが期間内に上告申立をしたものであり即ち同年七月一日でありますから期間を経過したものではありません。

三、調書は孰れも申立人の体験したるものと全然相違し真実性に乏しいものであります。

四、以上の外憲法に違反して犯罪を作為したこと記録上明白であり被害者と称するものの言を一方的に信じてなされた該判決は誤認あるものであります。

以上の理由により刑事訴訟法第四百三十三条により控訴裁判所のなされたる上告申立棄却及び異議申立却下の決定を取消しの上適当なる裁判を求めるため本申立を致します。

以上

昭和二三年(れ)第一五四一号

判　決

本籍並びに住居　富山県東礪波郡出町杉本新三四九番地

喫茶店業

深　松　孫　二

明治二四年一一月九日生

右の者に対する偽証並びに飲食営業緊急措置令違反被告事件について、昭和二三年八月一六日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、刑訴施行法二条に則り次のとおり判決する。

主　文

原判決中、被告人に関する部分を破棄する。

被告人に対する公訴事実中、飲食営業緊急措置令違反の点につき被告人を免訴する。

同偽証の点につき被告人は無罪。

理　由

職権をもつて調査するに、被告人に対する本件公訴事実中、飲食営業緊急措置令違反の点については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので（同令一条一一七号八九号に該当）右公訴事実については被告人を免訴すべきものとする。よつて同事実に関する弁護人清瀬一郎の上告趣意第一点第四点については判断を用いない。

次に本件公訴事実中、被告人に対する偽証の点につき次のとおり判断する。

弁護人清瀬一郎の上告趣意第二点の要旨は、原判決の被告人に対する偽証罪の認定事実は、旧刑訴一八八条一項の自己が

一一月五日判決　昭和二三年(れ)第一五四一号

刑事訴追を受くる虞れある場合に該当し、したがつて被告人には証言拒絶権あり。又同二〇一条五号により裁判所は証人たる被告人に宣誓せしめずして訊問すべき旨を裁定しているのである。それ故被告人が本件偽証をしたとする富山地方裁判所出町支部は、証人として出廷した被告人に対し、須らく証言拒絶権あることを説明しこれを了知せしめ、しかも証言を拒まざれば宣誓せしめずして訊問すべきものである。このことは憲法三八条一項の明文に照し明らかなところである。しかるに同裁判所は憲法の規定に反し証言拒絶権あることを説明了知せしめず且つ宣誓せしめて訊問したものであつて、これを偽証罪に問擬した原判決は憲法違反の判決であると主張するのである。

按ずるに、原判決の確定した事実によれば、被告人がした判示富山地方裁判所出町支部公廷における証言は、真実を供述すれば飲食営業緊急措置令違反の罪として自己が刑事訴追を受くる虞ある関係にあるものであつて、したがつて旧刑訴一八八条一項に該当する場合であるから、証言拒絶権あることは明らかである。しかし憲法三八条一項は威力その他特別の手段を用いて供述を余儀なくすることを禁ずる趣旨であつて、裁判所に所論のような説明告知の義務を要求しているものとは解せられないから、所論前段の論旨は採るを得ない（昭和二三年(れ)第一〇一〇号、同二四年二月九日大法廷判決判例集三巻二号一四六頁参照）。また旧刑訴一八八条一項に該当する場合証人は証言を拒む権利があり、そしてこの証言拒絶権はたとえ宣誓した後と雖もこれに消長を来すものとは解されない（但し証言を拒絶するには同法一八九条により証言拒絶の事由を疏明することを要するは勿論である）。されば本件の場合直ちに憲法三八条一項にいう自己に不利益な供述を強要されたものとはいえないから、所論違憲の主張は理由がない。しかしながら、右旧刑訴一八八条一項該当の場合において、証言拒絶権を行使しない証人に対しては、裁判所は宣誓せしめてはならないことは同法二〇一条一項の明文に照して明らかなところである。そして、偽証罪を定めた刑法一六九条にいわゆる「法律ニ依リ宣誓シタル証人」とは、法律上宣誓せしめ得る証言事項につき宣誓したる証人と解するを相当とし、従つて前記の如く法律上宣誓せしめ得ない証言事項につき宣誓したる証人を





含まないものと解すべきである。また旧刑訴二〇一条三項に「第一項ニ掲クル者宣誓ヲ為シタルトキト雖其ノ供述ハ証言タルノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ」とある規定の趣旨は、宣誓せしめて訊問したその証言の証拠能力の有無如何についての疑義を除いた趣旨の規定であつて、かかる規定があるからといつて右のような場合の宣誓をもつて偽証罪を定めた刑法一六九条にいわゆる法律による宣誓の効力を有するものと解することはできないのである。されば本件の場合富山地方裁判所出町支部において被告人が宣誓の上証言をしたとしても同被告人を刑法一六九条にいう「法律ニ依リ宣誓シタル証人」ということはできない。しからばこれを偽証罪に問擬し被告人を有罪とした原判決は偽証罪に関する法律の解釈を誤つた違法があり、したがつて所論後段の論旨は結局理由があることに帰着する（よつて、同事実に関する同弁護人上告趣意第三点については判断を省略する）。

よつて、旧刑訴四三四条、四四七条、四四八条、四五五条、三六二条、三六三条三号により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官斎藤悠輔の意見を除く、裁判官一致の意見によるものである。

弁護人清瀬一郎の上告趣意第二点に対する裁判官斎藤悠輔の反対意見は次のとおりである。

多数説は、先ず何等の根拠をも示すことなく、いきなり、「按ずるに、原判決の確定した事実によれば、被告人がした判示富山地方裁判所出町支部公廷における証言は、真実を供述すれば飲食営業緊急措置令違反の罪として自己が刑事訴追を受くる虞ある関係にあるものであつて、したがつて、旧刑訴一八八条一項に該当する場合であるから、証言拒絶権あることは明らかである。」といつている。しかし、原判決の認定した(一)の事実は、被告人は昭和二三年一月一七日富山地方裁判所出町支部公判廷に田中常吉に対する詐欺、窃盗被告事件の証人として喚問を受けた際宣誓の上判示のごとく虚偽の陳述をしたというのであり、同(二)の事実は、その以前昭和二二年一二月九日被告人は田中常吉外二名に対し営利の目的で判示のごとく飲食営業を為したというのであつて、その宣誓及び証言の日時が昭和二三年一月一七日であつたこと、証言すべき事件が詐

欺、窃盗被告事件であつたこと、本件飲食営業緊急措置令違反事件の起訴は右被告事件中詐欺の点が無罪となつた後の同年二月二二日であつたこと等から見ると、少くともその宣誓、証言の当時（証言拒絶の事由ありや否やはこの時期を標準として判定すべきことというまでもない。）第三者である裁判所に取つては、判示証言を以てその後起訴された別件である本件措置令違反の罪として被告人が刑事訴追を受ける虞ある関係にあることが明らかであつたということはできない。しかのみならず、後に引用する右詐欺等被告事件の公判調書によれば、却つて右宣誓、証言当時には証言拒絶の事由あることは証人であつた被告人自身は格別神ならぬ裁判所には明らかでなかつたことむしろ明々白々であるといわなければならない。従つて、既にこの裁判所に不明であつた点から裁判所が証言拒絶の権利あることを証人たる被告人に告知すべき義務あるとはいえないのである。周知のごとく旧刑訴は、その一九五条において、一八六条一項に規定する関係ある者には証言を拒むことを得る旨を告ぐべき訓示規定を設けていながら、一八八条に関する告知規定を置かなかつた点から見ても、法律上所論のごとき告知義務を認めないばかりでなく、裁判所が拒絶事由あること不明である場合には告知しなくともよい趣旨であること勿論であるといわなければならない。多数説は本件では証言拒絶事由あることが明白であるけれども憲法三八条一項では説明告知の義務を要求していないから告知しなくともよいというのは不深切であつて感心できない。若しも裁判所が宣誓をさせる前に証言拒絶の事由あることが明らかであつたならば、後記のごとく旧刑訴では少くとも証人に対し証言を拒むか否かを確め拒まないときは宣誓をさせないで訊問すべきものと考えるに、と考える。

そもそも、旧刑訴一八八条の証言拒絶の事由あることは、訴訟手続上証言を拒む者が自ら進んでその事由を示し、本件のような旧刑訴事件においては更にこれを疏明すべきものである。（旧刑訴一八九条、刑訴規則一二二条参照。）しかるに、前記詐欺、窃盗被告事件の記録によれば、被告人は、何等かかる事由あることを示し又は疏明した形跡が認められない。却つて、同事件の公判調書には、富山地方裁判所出町支部判事は、本件被告人（当時証人）に対し「刑事訴訟法（旧刑訴）二〇





一条の規定に該当するものであるか否かを取調べ之に該当しない事を認め偽証の罰を告げ宣誓を為さしめた上訊問した」旨記載されているから、当該裁判所は、問査その他の方法で取り調べた上旧刑訴一八八条の証言拒絶の事由がないものと判定したものであつて、同二〇一条一項五号にいわゆる「一八八条の場合に於て証言を拒まざる者」と認めなかつたものであること極めて明白である。旧刑訴二〇一条一項五条の規定は、裁判所が宣誓をさせる前同一八八条の場合にあたることを認めた場合に、証人に対し証言を拒むか否かを確め、その証言を拒まないときに宣誓をさせないで訊問することを定めた規定であつて（従来裁判所の実際の取扱もそうであつた）、多数説の考えるように裁判所がその場合にあたることを認めず、また、証人もその証言を拒まないことを表示しない場合の規定ではない。されば、前記富山地方裁判所出町支部が証言拒絶の権利あることを告げないで宣誓を為さしめて訊問したことは正当であつて、何等の違法も存しない。

そして、憲法三八条一項は、何人も、自己に不利益な供述を強要されないと規定して、証人が自己に不利益な供述を拒絶する権利あることを認めたけれども、拒絶もしないで進んで虚偽の陳述をする権利などは絶対に認めていないのである。従つて、仮りに証言拒絶事由に関する当該裁判所の判定が誤りであつて、宣誓をさせたことが失当であつたとしても、その誤つて宣誓させたことを以て論旨のごとく証人の無智に乗じ故意に供述を強要したといえないことというまでもない。また、本件のように自ら証言拒絶の事由を示し又は疏明しないで宣誓の上判示のごとく自ら進んで虚偽の事実を陳述した証人の供述は、訴訟法上証言たるの効力を妨げられるものではなく（旧刑訴二〇一条三項、刑訴一五五条二項参照）、まして、その虚偽の陳述に対し刑法一六九条の偽証の責を免れさせる道理がない。

多数説は、更らに理由の後段において「偽証罪を定めた刑法一六九条にいわゆる法律ニ依リ宣誓シタル証人とは、法律上宣誓せしめ得る証言事項につき宣誓したる証人と解するを相当とする。」といつているが、「法律上宣誓せしめ得る証言事項につき宣誓させる」ことは、多数説が勝手に創作した制度であつて、わが国の新旧刑訴においては勿論世界のどこの国で

も認めていないのである。現に多数説自体が「証言拒絶権は宣誓した後と雖もこれに消長を来すものとは解されない。」と
いつて、宣誓は証言事項につきさせるものでないことを自認しているではないか。それ故本件では偽証罪を否定する理由は
少しもなく、論旨は、その理由なきものである。多数説は、先ずその前段の説明において独断越権であり、その中段の説明
において法律並びに実際に副わないばかりでなく、その後段の説明において全然法律上の根拠なき違法な説であつて、到底
賛同することができない。

裁判長裁判官塚崎直義、裁判官長谷川太一郎、同沢田竹治郎は各退官、裁判官穂積重遠は死亡につき合議に干与しない。

検察官　岡本梅次郎関与

昭和二七年一一月五日

最高裁判所大法廷

裁判官　霜山精一
裁判官　井上登
裁判官　栗山茂
裁判官　真野毅
裁判官　小谷勝重
裁判官　島保
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　藤田八郎
裁判官　岩松三郎
裁判官　河村又介





弁護人清瀬一郎の上告趣意

被告人　深　松　孫　二

第一点　原判決がその判示第一の㈠の事実に付き適用した昭和二十二年政令第百十八号飲食営業緊急措置令は之を発布する基礎であるところの昭和二十年勅令第五百四十二号の要求する条件を具備せずして発布せられた政令であつて、本来無効である。従つて之を準拠法として被告に対し有罪判決を下した原判決は先づ此の理由よりして速に破毀せらるべきものである。

右昭和二十年勅令第五百四十二号は昭和二十年九月二十日旧憲法に依る緊急勅令の形式で発布せられたものであつてその本文は左の通りである。曰く『政府は「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ連合国最高司令官の為す要求に係る事項を実施するため特に必要なる場合に於ては命令を以て所要の定めを為し及必要なる罰則を設くることを得』と。

右を一読して明白であるやうに此の緊急勅令を基礎として罰則のついた行政命令を発する為めには少くとも次の三つの条件を具備せねばならぬ。

㈠　ポツダム宣言に依り我国が連合国側から要求せられたときは我方は義務として実行せなければならぬ事項に関する事

㈡　右要求が現実に連合国最高司令官より我が政府に為されたるものなる事

㈢　右を命令の形式で発布することが特に必要なるときである事是である。今本件の飲食営業一時停止の政令が果して以上の三要件を具備して居たであらうか。

先づここに㈠の点に関係することとして我国が義務として連合国の要求に従はねばならぬ事項には一定の限度のあることを指摘したい。我国はポツダム宣言といふものに修正を加へず、これを無条件に呑み込んだが然しポツダム宣言の条項は当事国双方の守らなければならぬ条件であるから我国は所謂「無条件降伏」を為したものではない。（同宣言の第十三条中に「無条件降伏」といふ文字があるがこれは軍隊の無条件降伏の意味であつて、日本政府又は日本国家の無条件降伏の意味ではない）ポツダム宣言第五条に於ても、之を発した連合国は「吾等はこの条件より離脱する事なかるべし」と言つて居る。尚ここに參考となるのは、一九〇七年の海牙陸戦法規第三五条第二項である。同項には「降伏規約一旦確定したる上は当事者双方に於て嚴密に之を遵守すべきものとす」と在る。これは戦場に於ける降伏規約のことであるが、今回のやうな戦争全局に亘る降伏に於ては一層強き意味に於て降伏条件遵守の双方的義務を強張すべき理由がある。然らばポツダム宣言の受諾に伴ひ我国が連合国の請求あり次第実行しなければならぬ事項は何々であるか。これは右宣言の条項を一々研究して精細に論定せねばならぬ事柄である。今これを詳論する事は避けるが、その大略を云へば、その第一条乃至第五条は降伏勧告であるから、降伏後の要求事項に関係はない。第九条及び第十一条乃至第十三条は連合国側に於て我国に対し許容するところの事項である。いはば我方の権利であつて我方の義務ではない。結局連合国側の要求に依り我方が実行せねばならぬ事、即ち我方の義務を規定した条項は第六、第七、第八、第十の四項である。右四項のうち飲食営業の禁止制限を要求し得べきことを直接に規定したものがあるであろうか。第六条は旧軍閥の勢力及び権力を除かんとするものである。飲食営業の一時停止とは関係がない。第七条は日本国内に於て特に指定せらるべき地点の占領のことであつて、此の占領は既に行はれて居る。第八条はカイロ宣言の実施であつて之も一応は実施せられつつある。その終局の実施は平和条約に依るのであらう。第十条は戦争裁判と言論、宗教及び思想の自由並に基本的人権の尊重である。前者については横浜並に各地の戦犯裁判、市ヶ谷の国際軍事裁判に依つて現に実施せられつつ





ある。後者については憲法並に附属法令の制定及び実施に依り之を実行しつつある。

以上の如く見来れば連合国から我国のポツダム宣言受諾を根拠として、全国的に飲食営業を禁止することを直接要求し来る根拠は発見し難い。

もし如斯事項につき連合国が関心を有するとすれば、それは連合国が日本の指定地点を占領するには（第七条）日本国内の食糧事情が良い方が望ましいと云う理由であらう。左様なことであるとすれば、それは連合国側の希望であつてそれが為め為されるところのものは、示唆（サヂエッション）であるか、勧告（アドヴアイス）であつて要求（リクエスト）であり得る筈がない。昭和二十年九月連合国の我が本土進駐以来連合国官憲はポツダム宣言に基き正式に要求し来る事項の外にも色々な勧告や忠告や助言をして来た事は今日誰でも知つて居る所であるが斯る勧告、忠告又は助言を受けた場合に於て我政府が之を採択しようとするなら政府は日本国の憲法及法律の一般原則に依り其の事柄の性質に従ひ国会に立法を求むるなり政府の行政権内に於て処理するなり、其場合々々に応じた適当の方法に依らねばならぬ。連合国の勧告や忠告や助言を採納実施するため前記緊急勅令第五四二号の特殊命令を発する事は出来ない。右緊急勅令を使用し得るのは嚴に連合国の「要求」ある場合に限定せられなければならぬ。此事は明に右緊急勅令の前段に明言せられて居る。次に㈡の点につき一言しよう。今政府が行政命令で発布したいと思ふ事項がポツダム宣言中の我国の義務に属する事に関し、又連合国よりの要求があつても其の要求が連合軍最高司令官より来る場合でなければ右緊急勅令は利用することが出来ぬ。連合軍の組織内に在る或る部局から照会して来たとか、我国の官吏とGHQの官吏とが合同研究をした結果一定の結論に到達したとか云ふが如き場合には未だ第五四二号勅令の非常命令の発布は出来るものでない。此事も勅令の文面上明白である。然るに弁護人の今日迄の調査では飲食営業の禁止又は制限を連合軍総司令官の名に於て要求し来つた証拠を発見し得ない。

最後に㈢の要件につき一言を加へやう、前記緊急勅令に於て「特に必要ある場合」といふのは如何なる場合をいふのであらうか。これは立法事項を命令で規定するの非常措置を採る事が特に必要なる場合といふ意味である、と解するの外はない。乃ち議会又は国会閉会中に要求が来て、而も開会を待てばその本来の目的を達する事は出来ぬ。機宜を失するといつた場合の事である。玆で問題となる飲食営業の禁止といふ事は国民の自由権を制限するものであつて本来は国会の立法に依らねばならぬ事項である。これが飲食営業措置令といふ政令の形式で発布せられたのは昭和二十二年七月一日であつた。然るに第一回国会は同年六月二十三日開会式を挙げ同年十二月十日迄継続して居つた、乃ち右政令発布の日たる昭和二十二年七月一日には、政令発布庁である内閣とは数十歩の間に在る国会議事堂に於て両院は開議中であつた。この措置を之に附議する事の出来ぬ道理はない。尤も議会にかければ審議及び表決のため数時間を要する事は事実である。しかし乍ら真に緊急なる事態であらば国会は審議期間を短縮するの方途を講ずるに相違ない。料理業の一時停止といふことは緊急であるとはいふものの彼の外敵の侵入とか、天災地変といふが如く分秒を争ふものでもない。斯の如き禁令を国会開会中に、一、二政党の勢力のみに依り支配せられる政令で発布して、全国民を代表する国会の審議を出し抜き国民に対し刑罰制裁を加ふるの法規を作るといふ事は日本国憲法の許すところでもなく、前記緊急勅令の予期したところでもない。斯の如き違法を犯したる冒頭掲記の政令は当然無効であり之を根拠として原判決判示第一の㈠の事実に付き刑を言渡したる原判決は須らく破毀せらるべきものである。

**第二点**　原判決は憲法第三十八条、刑事訴訟法第百八十八条、同法第二百一条第五号に違反したる違法の判決である。原判決判示第一の㈡即ち偽証問題に関する成り行きを便宜のために概言すれば次の通りである。上告人深松孫二は富山縣東礪波郡出町に於て料理屋営業をして居つた者であるが去る昭和二十二年七月五日飲食営業緊急措置令施行以来之を休業し、別に許可を受けて喫茶店の営業を為して居つたところ(実際は妻深松サキが営業実行者)同年十二月九日午前一時



頃、田中常吉なる者が芸妓二名を連れて来店し、茶菓の外に清酒や料理を求むるので或る事情のため之を提供した。(実は上告人の妻サキが提供したのであるが)その代金は芸妓花代と共に合計金三千八百円となつたが右の客田中常吉は之を支払ふ事が出来なかつた。此の事が警察当局の耳に入つたと見へ、田中常吉は無銭飲食といふ形態の詐欺を犯したものであるとして富山地方裁判所出町支部に起訴せられた。そこで本件上告人深松孫二は右田中の詐欺被告事件の公判廷に証人として呼び出され宣誓を命ぜられた上当夜田中に提供したものにつき証言を求められた。此際裁判所よりは証人に刑事訴訟法第百八十八条の証言拒絶の権利のある事は説明せられなかつた。又上告人は此の点に関する知識を有つて居らぬ、此の時代金三千八百円については同一であるが其の提供物の種類に付き「お茶や菓子や、果物を出しました。芸者は田中の連れて来た双葉、文子の外私方のツル子、国香、それから少し遅れて東楼の静香が来ました」と陳べ、当夜此の外に提供した酒五、六合、刺身、塩焼等料理と目すべきものを遺脱した。(尤も此点は田中の詐欺事件判決確定までには訂正せられた)右料理提供の点の遺脱の事情につき上告人は原審公判廷に於て次の如く繰り返し弁明して居る。曰く「私は田中に対して利益を与へようと思つて偽証したものではありませぬ、而して判事さんから裏口料理の事について詳しく聞かれたので、これでは私一身上に関すると思つて田中に料理を出した事実は無いと申上げたのであります」と、又曰く「私は公判廷で田中に料理を出したと本当の事を申上げると私のやつた裏口料理違反の事で私が処罰されると思ひ、夫れが恐ろしくて其様に心ならずも嘘の証言を為したのであります」と。更に又曰く「警察官が公判に列席して居るし、若し私が裏口料理をやつたと陳べると今直ぐにでも私が取調を受けて処罰されると思つて、私の犯した罪が恐ろしくて嘘の事を申上げたのですから田中の為めに嘘を申上げやうなんて気持はありませんでした」と。刑事訴訟法第百八十八条に依れば証言を為すに依り自己に刑事訴追を受くる虞ある場合には証言を拒絶し得るのである。しかし乍ら、我国の現状として証人が自らこの証言拒絶権の存在を知る者殆んどなきは事実である。又之を知るも裁判官

の面を冒して証言を拒絶するの勇気を出す者も亦甚だ稀である。これ等の事は多年法廷の光景に御経験の貴裁判官各位に於かれては具さに御経験の事と拝察する。又刑事訴訟法第二百一条第五号には証言を拒まざる者には宣誓を為さしめずして訊問せよとの規定がある。乃ち本件の如くその証言の結果は証人を訴追するに至る事必至の情況に於ては裁判官は、(イ)斯る証言を求めざるか又は、(ロ)証人に証言拒絶権のあることをよく了知せしめた上で証言せしむるか、又は、(ハ)宣誓を為さしめずして参考的供述を為さしめるやうの用意がなければならぬ。これが新憲法第三十八条の下に於ける当然の措置である。そうはしないで、証人の無智に乗じて宣誓の上みすみす証人が訴追せらるるやうな供述を求める事は結局宣誓書といふ合法的武器を弄して証人を強要して、自己訴追の証言を為さしめるものに外ならぬ。尤も大審院の旧時代の判例には証言拒否権の存在につき告知しないでも違法でない、斯る場合に不実を言へばやはり偽証罪は成立すとのたびたびの判例がある。しかし此等の旧判例は我国に特に憲法第三十八条の如き人権保障規定が打ち樹てられざりし時代のものである。今日に於てはこの事は根底より一変して居る。今日に於ては上記の如き状態下に於ける自己防禦のための証言を以て偽証罪として証人に責任を負はしむべきではない。要するに自己に訴追を招く証言につき拒絶の権を了知せしめずして宣誓せしめ之に自己に不利な証言を求めたといふが如き場合に於ては之に対し刑罰制裁を加ふる事は新憲法第三十八条の違反である。之を敢てしたる原判決は須く速に破毀せらるべきものと信ずる。

**第三点**　原判決は刑事訴訟法第三百六十条第二項の条件を具備せざる違法の判決である。

右刑事訴訟法第三百六十条第二項に依れば刑の加重減免の原由たる事実上の主張ありたるときは裁判所は之に対しその採否の判断を明示せねばならぬ事となつて居る。

原審昭和二十三年八月六日付公判調書末尾の部分を見るに、

「小原弁護人は被告人深松の為松井弁護人の弁論中被告人深松に共通の有利の点はこれを採用すると陳べ」て居る。



而して「松井弁護人は被告人東の為め原審第一回公判調書に記載してあると同趣旨の有利の弁論を為したり」と在る。

仍て松井弁護人の第一審に於ける弁論の部分を閲するに次の記事がある。

「別件田中常吉の詐欺窃盗被告事件の判決言渡に対し被告人田中より控訴の申立を為してゐる。その書面の中に一部不服に付控訴申立を為すと在り、その範囲が明瞭でない。即ち刑事訴訟法第三百八十条に其の部分を限定されなくては裁判全部に対して為したるものとするとあるが故にこの申立書は詐欺窃盗全部に対し控訴の申立があつたものと認められ未だ確定前である。現に被告人東は当公廷に於て虚偽の陳述を為した事を自白してゐるのであるから刑法第百七十条に該当し其の刑を減軽又は免除することが出来るものであり云々」と。右は偽証罪に関する刑法第百六十八条を承けたる同法第百七十条に「前条ノ罪ヲ犯シタル者証言シタル事件ノ裁判確定前……自白シタルトキハ其刑ヲ軽減又ハ免除スルコトヲ得」との規定を援用するものである。本件原審に於ける東と本件上告人とが此点につき共通の立場に在る事は記録上明白であつて、本件上告人の弁護人も是と同一の主張を為したものである。乃ちもし裁判所に於て前論点に於ける無罪の理論を採用せられざる場合に於ても本件事態の持ち上つたのは田中事件を審理した裁判官の用意の欠くる所より生じたものであるとの理由で本件につき刑の免除の判決を受くべき十分の理由があつた筈である。然るに原判決文に於ては右弁護人の主張につき何等の判断を与へず全く此の争点を遺脱したるものである。刑事訴訟法第三百六十条第二項は実に斯の如き場合に対する保護規定である。原判決は此の保護規定に反したる判決であるとして直ちに破毀せらるべきものである。

**第四点**　原判決は証拠を誤認したる違法の判決である。原判決は上告人深松孫二が田中常吉に営業として料理を提供した事実の証明として深松サキに対する検察事務官の聴取書を援用して居る。仍てこの聴取書を見るに右深松サキは従前より深松孫二の名義で料理屋営業をして居つたものである事、事実上の営業者は深松サキ自身である事、昭和二十二年十

二月八日の夜（実は九日の午前）田中常吉が芸妓を連れて遊興に来りし時之に料理を提供した者は自分（サキ）である事を陳べて居るのである。この聽取書は終始孫二が料理提供者であることを陳べて居らぬ。然るに此の証拠を以て孫二の料理提供の証拠として引用したのは証拠引用上の錯覚である。原判決は此の理由よりするもよろしく破毀せらるべきものである。

以　上



昭和二三年(れ)第一五四一号

決　定

本籍並びに住居　富山県東礪波郡出町太郎丸二八〇五番地

喫茶店業

東　ます

明治一八年一二月一〇日生

右の者に対する偽証並びに飲食営業緊急措置令違反被告事件につき、昭和二三年八月一六日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人は上告の申立をしたが刑訴施行法二条、旧刑訴四二三条に定める期間内に上告趣意書を提出しない。よつて同法四二七条により検察官岡本梅次郎の意見をきいた上裁判官藤田八郎を除き裁判官一致の意見で左のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

裁判官藤田八郎の少数意見は左の通りである。

被告人は原審において深松孫二の共同被告人として共同して審理判決を受けたものである。しかして右両名に対して原判決が確定した犯罪事実は、

第一、被告人深松孫二は肩書地（富山県東礪波郡出町杉本新三四九番地）で料理屋業を営んで居つたが飲食営業緊急措置令の施行に因り昭和二二年七月五日から休業し喫茶店業の許可を受け営業中のものであるが

(一)　法定の除外事由がないにかゝはらず昭和二二年一二月九日午前一時頃から同日午前五時頃までの間に右店舗に於て飲食遊興に来た田中常吉外二名に対して営利の目的で清酒約五、六合及刺身、焼魚、海老、煮付、吸物等の飲食物を提供しその対価として芸妓花代等を含め金三千八百円を請求し以て飲食営業を為し

(二)　昭和二三年一月一七日富山地方裁判所出町支部公判廷に田中常吉に対する詐欺、窃盗被告事件の証人として喚問を受けた際宣誓の上判事の訊問に対し昭和二二年一二月九日前記のように田中常吉外二名に対し酒及料理を提供した事実があるに拘らず「同人等に酒や料理を出しません」と虚偽の陳述をして偽証し

第二、被告人東ますは肩書地（同町太郎丸二八〇五番地）に於て被告人深松孫二と同様に料理屋業を休業して喫茶店業を営み居るものであるが

(一)　法定の除外事由がないに拘らず、昭和二二年一二月九日午前一〇時頃より午後五時頃までの間に右店舗に於て飲食遊興に来た田中常吉外二名に対して清酒五升、刺身、蟹酢の物、このわた、魚菜の煮付等の飲食物を提供し其の対価として芸妓の花代を含め金八千五百円を請求し以て飲食営業を為し

(二)　昭和二三年三月一日前同様法定の除外事由なく右店舗に於て飲食遊興に来た永森厚外二名に対して其の持込酒の肴としてこのわた、蟹酢のもの、かまぼこ、いかの刺身、茶碗むし、オムレツ等の料理を提供し其の対価として、芸妓花代を含め金弐千円を請求して支払を受け飲食営業を為し

(三)　前記田中常吉に対する詐欺、窃盗被告事件の証人として昭和二三年一月一七日富山地方裁判所出町支部公判廷に召喚を受け宣誓の上判事の訊問に対し前記第二の(一)のように田中常吉外二名に酒、料理等を提供した事実があるに拘らず「同人等に酒や料理は出して居ません」と虚偽の陳述をして偽証し

たものであるというのである。





これに対し被告人東ますは右深松孫二と共に上告の申立をなし右深松は適法に上告趣意書を提出したけれども、被告人は法定の期間内に上告趣意書を提出しなかつたのであるが右事件については当審に於て弁論が開かれ、両名は共同被告人として、審理を受けたことは一件記録に徴し明らかである。とすれば、被告人は右深松孫二に対する関係において、旧刑訴四五一条にいわゆる「共同被告人」であることは、疑のないところである。

しかるに、右深松に対する犯罪事実中飲食営業緊急措置令違反の点（第一(一)）については昭和二七年政令一一七号大赦令により大赦があつたので（同令一条一一七号八九号に該当）右事実については、同人は当審において原判決破棄の上免訴の言渡を受け、又前示犯罪事実中偽証罪の点（第一(二)）については、同証言は真実を供述すれば飲食営業緊急措置令違反の罪（第一(一)）として自己が刑事訴追を受くる虞ある関係にあるものであるから、この場合においては裁判所は宣誓せしめてはならない関係にあり従つて右のような場合にした宣誓をもつて偽証罪を定めた刑法一六九条にいわゆる「法律による宣誓」の効力を有するものとすることはできないという理由によつて、右偽証の事実について無罪の言渡を受けたのである。（昭和二四年(れ)第一五四一号、同二七年一一月五日言渡大法廷判決）

然らば、被告人東ますの飲食営業緊急措置令違反の点並びに偽証の点も、全く、右と同様の関係にあるのであるから、（如上の関係は、原判決の確定した事実から十分に認められる）深松孫二の上告に対する原判決破毀の理由はその共同被告人たる被告人東ますに対しても旧刑訴四五一条にいわゆる「共通」の関係にあるものと解すべく従つて、同条によつて、原判決中被告人東ますに対する部分をも破毀し、同人に対しても前示第二(一)(二)事実については免訴、第二(三)の事実については無罪の言渡を為すべきものと思料する。

裁判長裁判官塚崎直義、裁判官長谷川太一郎、同沢田竹治郎は各退官、裁判官穂積重遠は死亡につき合議に干与しない。

昭和二七年一一月五日

一一月五日決定　　昭和二三年(れ)第一五四一号

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　井上登
裁判官　栗山茂
裁判官　真野毅
裁判官　小谷勝重
裁判官　島保
裁判官　藤斎悠輔
裁判官　藤田八郎
裁判官　岩松三郎
裁判官　河村又介



昭和二七年(あ)第一八七四号

判　決

本　籍　岡山県小田郡神島内村大字内浦三四七七番地の一
住　居　大阪市東住吉区桑津町八丁目八〇番地
会社社長　伊藤和武こと
伊　藤　頼　夫
大正一〇年二月二一日生

右に対する臨時物資需給調整法違反被告事件について昭和二六年七月一六日大阪高等裁判所の言渡した有罪判決に対し被告人から申立てた控訴事件につき昭和二六年一一月二九日大阪高等裁判所の言渡した控訴棄却の判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決並びに第一審判決を破棄する。

本件公訴事実中第一審判決引用の一覧表中の(5)、(8)、(10)、(13)、(15)、(23)、(29)、(31)、(32)、(34)乃至(36)の臨時物資需給調整法違反の罪につき被告人を免訴する。

同表中の爾余の罪につき被告人を懲役四月及び罰金四万円に処する。

但し右懲役刑につき被告人を二年間その刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

一一月六日判決　　昭和二七年(あ)第一八七四号

一一月六日判決　　昭和二七年(あ)第一八七四号

第一審及び当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人棚野誠幸の上告趣意について。

所論は、刑訴四一一条の職権発動を求めるものであつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

しかし、職権を以て調査すると、原判決の是認した第一審判決の認定確定した犯罪中主文第二項掲記の各犯罪については、いずれも原判決があつた後昭和二七年政令一一七号により大赦があつたので、これと爾余の犯罪とを併合罪として処断した第一審判決並びにこれを是認した原判決は、刑訴四一一条五号により破棄を免れないし、また、右大赦にかゝつた犯罪については同四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により免訴すべく爾余の罪については直ちに判決を為すべきものと認める。

よつて、右爾余の罪につき法令の適用をすると、被告人の所為は臨時物資需給調整法一条並びに内一覧表記載の(1)乃至(4)の所為については昭和二四年三月三一日新石油製品配給規則一条、別表第一、四条に、爾余の所為については昭和二四年三月三一日旧石油製品配給規則一条、別表第一、一二条に違反し、同法四条一項に該当するところ（罰金刑については罰金等臨時措置法二条、四条適用但し一覧表(1)の罪についてはなお刑法一〇条、六条を適用する。）右調整法四条二項に基き情状により懲役及び罰金を併科すべく、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから、懲役刑については同法四七条本文一〇条により犯情の最も重いと認める同一覧表記載の(39)の罪につき定めた刑に法定の加重をし、罰金刑については同法四八条二項によりこれを合算し、その刑期、金額の範囲内で主文第三項のとおり刑を科し、懲役刑については同法二五条により主文第四項の期間その執行を猶予し、罰金不完納の場合は同法一八条により主文第五項のとおり労役場に留置し、第一審及び当審の訴訟費用は刑訴一八一条により主文第六項のとおり被告人の負担たるべきものとし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。





検察官　石田富平公判期日に出席。

昭和二七年一一月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　藤　悠　輔

裁判官　真　野　毅

裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　入　江　俊　郎





一一月六日判決　　昭和二七年(あ)第一八七四号

被告人　伊藤和武事
伊　藤　頼　夫

弁護人棚野誠幸の上告趣意

一、起訴状の別紙一覧表中五回、八回、十回、十三回、十五回、二十三回、二十九回、三十一回、三十二回、三十四回、三十五回、三十六回の品名に付ては既に昭和二十六年九月八日附を以て統制を停止し同時に価格統制は撤廃されていたが、昭和二十七年三月三十一日右品名に対しては全面的に統制撤廃となり同年四月一日より実施されている。

統制の撤廃された右品名に対する違反は政令第一一七号大赦令により大赦となつたのであるから起訴事実の一部は免訴の判決を受くべきものである。而して統制が未だ継続する右品名以外の燃料油についても統制を必要としない状勢にあり昭和二十七年六月末日を以て撤廃することは既に確定した事実である。

右の通り既に起訴事実の一部については大赦があり、統制継続の燃料油についても統制撤廃が日時の問題となつている今日、原判決は刑の量定が甚しく不当であつて之を破棄しなければ著しく正義に反すると思料致しますのでこの点につき御審理願います。

以　上

昭和二六年(れ)第二三五一号

判　決

本籍並びに住居　群馬県邑楽郡館林町大字谷越一番地
会社員
小暮好吉
明治四三年六月一日生

本籍並びに住居　前同所六六番地
冷菓製造業
中西鐘一郎
明治四二年九月二六日生

右被告人小暮好吉に対する物価統制令違反、被告人中西鐘一郎に対する物価統制令違反、同幇助各被告事件について昭和二六年六月一八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人小暮好吉を罰金十五万円に、被告人中西鐘一郎を懲役三月、罰金十万円に処する。

但し被告人中西に対する右懲役刑については、本判決確定後三年間その執行を猶予する。

被告人等において右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間被告人等をそれぞれ労役

一一月七日判決　昭和二六年(れ)第二三五一号

一一月七日判決　昭和二六年(れ)第二三五一号

場に留置する。

本件公訴事実中被告人小暮にかかる雑粉の不当高価販売の事実、被告人中西にかかるその幇助の事実について、各被告人を免訴する。

理　由

本件公訴事実中、被告人小暮にかかる雑粉の不当高価販売の事実被告人中西にかかるその幇助の事実は、昭和二七年政令第一一七号大赦令一条八七号にあたるので、刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、四五五条、三六三条三号により、原判決を破棄し、右事実については免訴の言渡をしなければならない。

被告人両名の弁護人日沖憲郎の上告趣意は、すべて右大赦にあたる事実にのみ関するから、判断を要しない。

よつて原判決の確定したその余の事実につき、被告人小暮に関し物価統制令三三条一号、昭和二二年七月物価庁告示第三五九号、昭和二三年七月同庁告示第五〇八号、刑法四五条前段、四八条二項、一八条を、被告人中西に関し物価統制令三三条一号、三六条、前記各告示、昭和二二年一一月物価庁告示第九六二号、昭和二三年七月同庁告示第四六四号、刑法六二条一項、六三条、六八条三号、四号、四五条前段、四七条、一〇条、四八条二項、二五条、一八条をそれぞれ適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　熊沢孝平出席。

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重





裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

被告人　小暮好吉
同　中西鐘一郎

弁護人日沖憲郎の上告趣意

第一点　原審弁護人は、第一審判決において雑粉の取引なりと認められた部分、すなわち小暮被告については第一審判決第一の(一)、中西被告については同第一の(二)に相当する部分は、本件公訴においては小麦粉の取引として起訴されたものであるが、小麦粉の価格違反と雑粉の価格違反とは明らかに基本たる事実関係を異にするものというべく、後者の起訴なき本件にあつては、この点につき無罪の言渡をなされたき旨を主張した。ところが、原判決は、小麦粉といい、雑紛といい、いずれも麥が原料となつた粉食品たる点においては同一であるから、前者の価格違反と後者の価格違反とはその基本たる事実関係において同一であると解するを相当とするとの見解の下に、原判示のような雑紛の不当高價賣買の事実を認定したのである。しかし、この見解は明らかに判例の趣旨に反するものだとしなければならない。

なるほど小麦粉と雑粉とは兩者とも粉食品であるには相違ない。このことは、弁護人もみずから承認したところである。が、兩者の共通点はともに粉食品であるということだけのことであつて、その性質は全く別様である。況んや、小麦粉には法律を以て定められた統制價格が存しておるのに、他方雑粉においてはそれがない。というのも、この兩者は同じく粉食品でありながら、その内容を全く異にしていることを物語るものに外ならない。弁護人は原審においても例として擧げたが、洋服を盗んだという廉で起訴されたところ、審理の結果それが着物であつたことが判明した場合、これに對し有罪の判決をなすことは、判例の立場でないと確信する。洋服を詐欺したという公訴について洋服の恐喝乃至横領を認定するが如き犯罪の態様を異にする場合と、本件のような犯罪の目的物そのものが全く相異なる場合とでは、そこにおのず

から結論の異るべきは当然である。

舊大審院屢次の判例において、犯罪の物体の種別に関し些細の異同があつても、起訴の事実と判決の事実との間に必ずしも差異があるとはいえないといつている。本件において小麥粉と雜粉との相違は、叙上のように決して些細のものであるといい得ない。

原判決がこの点につき判例と相反する立場に立ち、雜粉の不当高價賣買を認定して有罪の言渡をしたものであり、その違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであることはいうを俟たないから、原判決は破棄せらるべきものである。

第二点　弁護人は、原審において第一審判決認定の事実中、公訴の缺如しているもののあることを指摘した。すなわち、兩被告人に對する公判に對する公判請求書添附の販賣一覽表の記載によれば、小麥被告人が販賣した小麥粉（これが第一審判決においてことごとく雜粉だと認められたわけである）の取引年月日は、昭和二十三年五月十四日頃、同年七月六日頃、同月十二日頃、同年八日十七日頃及び同年九月四日頃の五回であつて、その袋数は二十二疋入り合計三百五十八袋であり、代金総額は九十一萬三千四百円だとされている。ところで、第一審判決においては、代金受領の日時を以て犯罪成立の時期と認め、従つてその回数を昭和二十三年五月十四日頃から同年十月二十五日に至る前後九回と判示しているが、それにしても、その袋数は二十二疋入りとして合計四百三十五袋であり、代金総額は百十一萬二千七百円と認定されたのである。ところで、記録に編綴されている昭和二十三年十二月十三日附中村源太郎の答申書添附の別表に掲げられた一乃至一二号の取引中、小麥被告人の犯行として起訴されたのは一号、五号、六号、九号及び一〇号の五取引であるから、この別表から第一審判決において申西被告人の犯行として認定された二乃至四号、七号及び八号を除外すると、殘りの一一号に掲げられた九月十八日及び一二号に掲げられた十月二十五日の兩取引については、小麥被告人については何等公訴の提起がなかつたものであることが明らかである。しかも第一審判決はその小麥被告人の雜粉代金受領一覽表の八号及び九号





においてこれを有罪と認めている。そこで、これは明らかに審判の請求を受けない事件について判決をした違法に坐するものであることも主張したのである。ところが、原判決は數回に亙る一連の取引において、價格統制違反を契約の面から把握するのと代金受領の面から把握するのと取引回數の点において差異の生じ得べきことは容易に推認し得るところであり、しかも右兩面は契約及びその契約に基く代金の授受に関し物價秩序を破る行為に包括され、その基本たる事実関係を同一にするから、原判示のように昭和二十三年九月十八日取引代金六萬四千二百円の受領があつたと認定することは、公訴事実の範圍を逸脱して判決したものとはいうことができないと判斷している。

もとより價格統制違反を契約の面から把握するのと契約に基く代金受領の面から把握するのとでは、そこにおのずから取引回數において異同を生ずることはあり得よう。が、公訴事実が契約の面を捉えたのを判決事実において代金受領の面を捉えるについては、あくまで公訴事実の範圍を逸脱しないことを要求されることはいうまでもない。

弁護人は上記の主張において專らこのことを主張したのである。しかるに、原判決が契約と代金受領という兩面は物價秩序を破る行為に包括され、その基本たる事実関係を同一にするといつているのは、その表現に聊か解し難いところがあるが、連續された價格統制違反の行為についてはこれを包括して觀察し、一部に起訴がなくとも有罪の言渡をなし得るとする見解ならば、それは明瞭に謬りである。連續犯というものの認められた舊法時代にあつては、連續犯の一部としてかような認定の許される余地も存し得たであろう。しかし、その規定の削除された現行法の下においては、もとよりそれは許されない。

或はまたこれを包括一罪と考えて、その包括一罪につき適法な公訴があつたのだから、有罪の言渡をしても構わないというのであつたとしたら、これまた誤まつている。何となれば、本件の公訴は上記のように昭和二十三年五月十四日頃外四回に亙る五個の違反取引を取り上げているのであつて、この五個の違反取引を包括一罪として起訴したものでないこと

が明らかである。もつとも原判決が弁護人の主張の一部を容れて第一審判決において有罪と認められた昭和二十三年十月二十五日の代金受領欄を削除すると判示し、しかも主文中においてこの点につき無罪の言渡をしていないのは、本件公訴を数個の違反取引と観たのか、それとも包括された一個の違反取引と解したのか、その点頗るさだかでないが、いずれにしても他方昭和二十三年九月十八日の違反取引を認定しているのは、何といつても違法の譏りを免れ難い。しかも連続せざる数個の犯罪事実に関し公訴の缺如する部分について有罪の言渡をすることを得ないことは、明らかに確立した判例の存するところである。従つて、原判決には判例違反の不法があり、しかもこれが判決に影響を及ぼすべきことは明瞭であるから、破棄を免れないものである。

以　上



昭和二六年(あ)第三八二八号

判　決

本　籍　大阪市都島区都島中通五丁目三三番地
住　居　尼崎市七松字福添六五番地
会社員
江本義男
明治四二年三月一日生

右臨時物資需給調整法違反被告事件について昭和二六年六月四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決を破棄する。
被告人を懲役一年及び罰金五十万円に処する。
右罰金を完納することができないときは金二千円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
本裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶予する。
本件公訴事実中被告人が法定の除外事由がないのに所定の配給割当公文書と引換えずマシン油及びシリンダー油を販売譲渡したとの事実（但し、軽油、燈油等と同時販売した分を除く）について被告人を免訴する。
第一審及び当審における訴訟費用中その二分の一は被告人の負担とする。

理　由

一一月七日判決　昭和二六年(あ)第三八二八号

一一月七日判決　昭和二六年(あ)第三八二八号

職権を以て調査すると、本件公訴事実中被告人が法定の除外事由がないのに、所定の配給割当公文書と引換えずマシン油及びシリンダー油を販売譲渡したとの事実（但し、軽油、燈油等と同時販売した分を除き第一審判決引用の昭和二五年五月一九日附起訴状添附一覧表中21乃至24、34乃至36、47乃至50の各事実並びに、同年六月一〇日附同右一覧表中8、10、16、18、23、24、25、28、29の各事実）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので刑訴四一一条五号四一三条但書四一四条四〇四条三三七条三号により原判決及び第一審判決を破棄しこの事実について被告人を免訴する。（被告人並びに弁護人小林忠雄の各上告趣意は一部免訴又は量刑不当の主張であるが以上の次第であるから判断を与えない。）

右の免訴にかゝらないその余の犯罪事実に関して記録を精査しても同四一一条を適用すべき事由はない。

よつて、第一審判決摘示の犯罪事実中前記免訴にかゝらないその余の事実について法律を適用すると被告人の本件犯行はいづれも臨時物資需給調整法一条四条石油製品配給規則一一条に該るので、情状により懲役及び罰金を併科することゝし、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四七条本文一〇条四八条二項を適用しその処断刑の範囲内で被告人を懲役一年及び罰金五十万円に処し、右罰金不完納のときは同法一八条により金二千円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、なお犯情その他諸般の事情を考慮して、同法二五条により懲役刑については参年間その刑の執行を猶予し、訴訟費用の負担について刑訴一八一条一項に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官　熊沢孝平関与

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎





一一月七日判決　昭和二六年(あ)第三八二八号

被告人江本義男

被告人の上告趣意

第一点　原判決はその判決言渡後判決事実につき大赦があり之れを破棄しなければ著しく正義に反すると考へます。即ち、原判決認定事実の要旨は被告人が所定配給割定公文書と引換へることなく石油製品である揮発油（自動車用）外五種合計百七十六軒百四十立を代金合計六百四十万六千百四十円にて譲り渡したものであるとし其の犯行詳細については昭和二十五年五月十九日附及び同年六月十日附各起訴状末尾添付の石油製品違反販売一覧表記載をそのまゝ引用してゐます。因て右二通の起訴状添附一覧表の記載を見ますと販売した石油製品の品名規格として

(一)揮発油（自動車用揮発油）
(二)軽油（軽油）
(三)燈油（白燈油）
(四)重油（B重油）
(五)マシン油（SAE30番700レッド）
(六)シリンダー油（一二〇番シリンダー油）

の六品目が掲載されている事が明白であります。

所が右六品目の石油製品中、揮発油、軽油、燈油及び重油については昭和二十七年三月三十一日法律第二十三号国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律附則第三項に依り昭和二十七年六月三十日まで石油製品配給規則に依る需給統制が継続され同年七月一日に始めて統制の廃止を見たのであるが、其の外の石油製品であるマシン油及

びシリンダー油（いづれも潤滑油）については昭和二十六年九月八日総理府令、法務府令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、第二号石油製品配給規則等の一部適用停止に関する命令にてその需給統制は廃止せられて居り、従つて恩赦法に基く昭和二十七年四月二十八日政令第百十七号大赦令第一条八十八項に該当しこの部分については免訴さるべきものと信じます。

第二点　原判決はその量刑甚だしく不当にして之を破棄しなければ著しく正義に反すると思ひます。

已に本件事犯の情状については控訴趣意書に詳記されている通りでその動機と当初より被告人の私利私慾に出でたものでなく会社の業績を維持向上しようとした一念に出でたものであり又関係官庁たる近畿海運局大堀事務官からの要求にて之れを拒絶し得ざる関係、且つ同人から交付された割当公文書か偽造である事実は少しも知らず全く同事務官に欺罔せられた事情にあり又一面需要家側の石油製品の入手難の救済を考へ行つたところでありますが昭和二十四年十月末日その非を悟り悔悟して以来は大堀事務官との関係を断ち違反行為を中止しているものであり被告人の利得額は決して多額のものでなかつたのであります。以上の諸点の情状の外、尚第一点記述の様に石油製品については已に今日全面的に統制は廃止されて全く自由取引に任されて居る現状にあり又経済事犯の大部分は恩赦に浴し赦免されてゐる現在かような状態の下に尚且つ統制実施中と同様の厳刑を以て処断するのは社会正義と憲法の精神に背反するものであると信じます。

以上の理由に依り原判決は刑事訴訟法第四百十一条に依り破棄せらるべきものと思料します。

以　上



昭和二六年(あ)第三八二八号

弁護人小林忠雄の上告趣意

被告人江本義男

一、原審判決は其の理由に於て『弁護人の控訴趣旨について。所論に鑑みて、訴訟記録を精査しても原審の科刑が重すぎるものとは認められないから論旨は理由がない。よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い主文のとおり判決する』とし全面的に第一審判決の罪となるべき事実を認めて控訴棄却の判決を言渡したのである。

二、処が石油製品配給規則に付ては其の後改正又は廃止があつたのであるから本件は刑事訴訟法第四百十一条第五号に所謂『判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと』に該当するものであり且つ此の本件の場合の如きは、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めらるべきが故に本件原審判決は此の点に於て到底破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二六年(あ)第四五六七号

判　決

本　籍　石川県羽咋郡土田村大字徳田番地不詳　草野日出太郎方

住　居　佐賀県東松浦郡入野村晴気番地不詳　かもめ丸機関長兼責任者

山　岸　正　野

大正五年二月二六日生

右に対する外国為替及び外国貿易管理法違反幇助、関税法違反幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助被告事件について昭和二六年一〇月三〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役三月に処する。

第一審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

押収にかかる鮮魚運搬船かもめ丸一隻を没収する。

第一審における訴訟費用中証人藤沢知介、同藤沢ツィノに支給した費用の三分の一及び当審における訴訟費用の二分の一を被告人の負担とする。

公訴事実中昭和二一年勅令第三一一号違反の事実について被告人を免訴する。

一一月七日判決　昭和二六年(あ)第四五六七号

一一月七日判決　昭和二六年(あ)第四五六七号

理　由

本件公訴事実中、昭和二一年勅令第三一一号違反の事実は、昭和二七年政令第一一七号大赦令一条二三号、一一七号にあたるので、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条三号により、原判決及び第一審判決中被告人に関する部分を破棄し、右事実については免訴の言渡をしなければならない。

弁護人小林直人の上告趣意（右大赦にあたる事実以外の事実にも関する）は、憲法三二条違反を主張するけれども、その実質は単なる判断遺脱の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて第一審判決の確定した外国為替及び外国貿易管理法違反幇助、関税法違反幇助の事実（第一審判決摘示第四の㈠の事実）につき、外国為替及び外国貿易管理法四八条一項、七〇条二二号、輸出貿易管理令一条一項三号、輸出貿易及び貿易外受取決済規則二条、関税法七六条一項、刑法六二条一項、五四条一項前段、一〇条、六三条、六八条三号を適用して、主文の刑を定め、なお刑法二一条、関税法八三条一項、刑訴一八一条を適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官　熊沢孝平出席

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎





昭和二六年(あ)第四五六七号

被告人　山岸正野

弁護人小林直人の上告趣意

原判決は憲法第三十二条に違背し、不当に裁判しなかつた違法がある。

原審判決は弁護人の主張に対し「所論によれば被告人等はかもめ丸が沖縄に行くことを知らず、口ノ島迄行くものと信じて之に乗務し鹿児島港を出帆したのであるが、口ノ島に行くまでの沖縄人に強要されたゝめやむなく沖縄に行つたのであつて、原判決の事実認定は誤認があるというのである。然し昭和二十四年大蔵省令第三十六号第一条によれば、口ノ島は関税法等の適用上当分の間外国と看做さるゝ地域であつて、かもめ丸が口ノ島に行くものと信じていたとしても同船が外国に仕向けられたものであることを諒知していたものと言はれねばならない……。」と判示し、その主張を排している。然し乍ら右弁護人の主張は原判決摘示の要点に立つことは明かであるが、その論旨は二つの要素を含んでいるものと解すべきである。即ち一は原判決摘示の如く当時日本領であつた口ノ島（但北部）に行くものと信じていたこと、その二は違法の認識を欠いていた点である。関税法補則第百四条によれば、関税法適用の附属島嶼の範囲は他の命令に譲られ、之に基いて原判決摘示の昭和二十四年大蔵省令第三十六号が制定され、その第一条により口ノ島が外国領と看做されていることは明かである。而して右大蔵省令は法律に基き制定された行政法規であるから、本件被告人が口ノ島に行くものと信じていたとしても、真実口ノ島はその北部が北緯二十九度以北に在つて日本領であり、関税法の適用外であるところ、行政法規の不知により被告人は日本領である口ノ島迄ならば行つても関税法違反にはならないであろうと確信していたものであつて、被告人自身に関税法その他の法規を冒して犯罪遂行の意思は何等なかつたものである。原判決が「行政法規の不知は故意を阻却する点に於て違法の認識を要する」との旧大審院判例に違背するとの主張は暫く措くとし

ても、右弁護人の主張には明かに被告人が違法の認識を欠いていた旨を含んでいるのである。然らば、原判決が単に「口ノ島に行くものと信じていたとしても右は外国領であつたから外国に行くものと知つていた」とのみ判示し、右違法の認識欠如の主張に対し裁判しなかつた点は、憲法第三十二条「何人も裁判所に於て裁判を受ける権利を奪はれない」との趣旨に反し、破棄さるべきである。

以上



昭和二六年(あ)第五一七二号

判決

本籍　徳島県麻植郡川島町桑村六一番地
住居　大阪市生野区林寺町三丁目一〇番地
会社員　藤田安夫　明治三五年九月一〇日生

本籍　大阪府南河内郡志紀村大字田井中三九五番地
住居　同府同郡同村大字老原北羅
会社員　八木鶴三郎　明治四〇年五月二二日生

右臨時物資需給調整法違反被告事件について昭和二六年一〇月九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決及び第一審判決（無罪部分を除く）を破棄する。

被告人藤田安夫を懲役四月及び罰金一万円に、

被告人八木鶴三郎を懲役三月及び罰金一万円に処する。

一一月七日判決　昭和二六年(あ)第五一七二号

一一月七日判決　　昭和二六年(あ)第五一七二号

本裁判確定の日から二年間夫々右懲役刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することが出来ないときは夫々金二百円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

第一審の訴訟費用中証人玉垣吉太郎、岡田楢次郎に支給した分及び第二審並に当審における訴訟費用は被告人等の負担とする。

本件公訴事実中被告人両名が一審判決引用にかかる起訴状添付一覧表記載の通りタービン油を譲受け、かつ譲渡したとの事実については、各被告人を免訴する。

理　由

職権を以て調査すると本件公訴事実中被告人両名が一審判決引用にかかる起訴状添付一覧表記載のとおりタービン油を譲受け、かつ譲渡したとの事実については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので刑訴四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により原判決及び第一審判決（無罪部分を除く）を破棄し、この事実について被告人を免訴する。

弁護人平塚貫一の上告趣意（後記）は刑訴四〇五条所定の適法な上告理由にあたらない。

よつて、第一審判決摘示の犯罪事実中前記免訴にかからない其余の事実について法律を適用すると被告人等の判示所為は臨時物資需給調整法第一条、第四条、石油製品配給規則第一一条、第一二条、刑法第六〇条に該当するのでその処断並びに訴訟費用の負担につき刑法第四五条、第四七条、第一〇条、第四八条、第二五条、第一八条、刑訴第一八一条を適用して主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　熊沢孝平関与





昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

一一月七日判決　　昭和二六年(あ)第五一七二号

昭和二六年(あ)第五一七二号

被告人　藤田安夫

同　八木鶴三郎

弁護人平塚貫一の上告趣意

一、原判決は被告人等が控訴した第一審判決を維持し被告人等の右控訴を棄却せられたが、右第一審判決は左の点において不当である。

即ち第一審判決は

被告人両名は共謀の上法定の除外事由なく

一、昭和廿四年六月初頃から同年十二月六日頃迄の間起訴状添付の石油製品違反譲受一覧表（同表中第二、三項を削り合計欄中数量を一一三六〇立と金額九一五〇〇〇円と訂正する）記載の通り五回に亘り大阪市城東区今福町放出植田製油所外二ヶ所において藤田万平外二名から一四〇番ターピン油及自動車用揮発油合計一一四三六〇立を代金合計九一〇五四円にて譲受け

二、前同日頃起訴状添付石油製品違反譲渡一覧表（同表中第二、四項を削り合計欄中数量を一一三六〇立と金額を九六〇〇〇円と訂正する）記載の通り植田製油所外二ヶ所において大喜石油株式会社外一名に対し前同様の石油製品を代金合計九六〇一四円にて譲渡したものである

として有罪の判決を言渡したが右判決には当該違反物資の全数量と全金額の表示はあつてもその内訳については単に起訴状添付の表を援用したのみで判決中に之が表示を為さない。如斯判決それ自体において犯罪の全ぼうを窺知できないものは判決としての存在なく、之を他の記録中の記載に繋らしむることは許されないものと考える。まして判決原本は原本綴

のみで保存期間を長からしめているのに徴してもその然る所以が明かであり、従つて右は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものと云はなければならない。

二、仮に然らずとするも、本件犯罪は昭和廿七年四月廿八日政令第一一七号第一条八八号に因つて被告人等は赦免さるべきものである。

即ち本件判決後に大赦があつたのであるからその点において原判決は破棄せらるべきものと信する。

以　上





昭和二七年(あ)第七一六号

判　決

本店所在地　山梨県甲府市一条通二五番地

縫製加工業

三進産業株式会社

右代表者清算人

雨宮尺一

右の者に対する労働基準法違反被告事件について、昭和二六年一〇月一八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告会社の原審弁護人藤田馨から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決（被告人に関する部分）を破棄する。

被告人を罰金一万円に処する。

第一審における訴訟費用の二分の一は被告人の負担とする。

第一審判決摘示の判示第二の事実及これと一所為数法の関係にある判示第一の事実（第一審判決添付第一表中八八七、八九五、八九九、九〇一、九一八、九一九、九五〇、九五一、九八三、一〇一五、一〇四八、一一一〇、一一四〇、及び一一七三の事実）を除く爾余の事実につき被告人を免訴する。

理　由

弁護人藤田馨の上告趣意について、

一一月七日判決　昭和二七年(あ)第七一六号

論旨は憲法違反を云為するがその実質は刑訴法違反の主張に過ぎず適法の上告理由にあたらない。

職権をもつて調査するに本件において第一審判決摘示の判示第二の事実及びこれと一所為数法の関係にある判示第一の事実を除く爾余の事実は昭和二七年四月二八日政令一一七号大赦令一条一〇号により大赦になつたのであるから、原判決及第一判決中被告人に関する部分はこれを破棄し、右事実については被告人を免訴すべく、大赦にならない前記事実について法律を適用すると、第一審判決判示第二の各所為は労働基準法六二条一項に右所為と一所為数法の関係にある判示第一の各所為（即ち主文第三項掲記の一四個の所為）は同法六〇条一項三二条一項に違反しいずれも同法一一九条一号一二一条一項罰金等臨時措置法二条一項に該当するところ右判示第一の所為と判示第二の一乃至一四の所為とは一所為数法の関係があるので刑法五四条一項前段同一〇条により犯情の重いものと認める労働基準法六二条一項違反の罪の刑をもつて処断すべく右所定刑中罰金刑を選択し併合罪であるから刑法四五条前段四八条二項により各所定罰金額を合算した金額の範囲内で被告人を罰金一万円に処すべく訴訟費用の負担については刑訴一八一条一項を適用し主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　熊沢孝平関与

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎





弁護人藤田馨ノ上告趣意

一、原審判決ハ判決ニ影響ヲ及ボスベキ法令ノ違反ガアル。

原審ハ第一審判決ニ於テ、刑事訴訟法第三百三十五条ノ(2)ノ規定ヲ適用シナイコトノ違反ヲ敢エテシタコトヲ看過シテ居ル。

然シ乍ラ、原審デ被告人ガ主張シテ居ル通リ第一審判決ハ被告会社ノ代表者デアル雨宮尺一ガ労働基準法第百二十一条第一項但書ノ違反ノ防止ニ必要ナ措置ヲシタ場合ノ主張ニ対シ、コレニ対スル判断ヲ示サナカツタノデアルコトハ明ラカデアリコレニ対スル原審ノ判決モ亦此ノ点ヲ排斥シテ居ルノデアツテ、破棄サルベキモノト信ズル。

二、原審判決ハ憲法ノ違反ガアル。

前項説示ノ、如ク原審判決ガ法令違背ノ点ニツキ、コレヲ排斥シテ居ルノハ被告人ガ公平ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ無視シタモノトイワレルノデアツテ、コレハ正シク憲法ノ右点ニツイテノ違反ト信ズル。

三、原審判決ニ於テ、認定シタ事実ノウチ、第二ノ事実ヲ除イタ他ノ事実ハ全部大赦ガアツタノデ、免訴サルベキモノデアル。

四、刑ノ量定ガ甚ダシク不当デアル。

原審デ被告人ガ主張シテ居ル理由ニヨツテ、刑ノ量定ハ不当デアルバカリデナク、前項大赦ノアツタ上ハ、勿論刑ノ量

被告人　三進産業株式会社

右代表者

雨宮尺一

定ガ変更サルベキモノト信ズル。

二

以　上



昭和二七年(あ)第一五七四号

判　決

本籍並びに住居　長崎県下県郡仁位村大字貝鮒二番地

漁　業

古　賀　安　太　郎

明治三七年一二月二〇日生

右昭和二一年勅令第三一一号違反、関税法違反被告事件について昭和二七年二月七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人を懲役五月に処する。

第一審における未決勾留日数中右刑期に相当する日数を右刑に算入する。

本件公訴事実中被告人の昭和二一年勅令三一一号違反の事実について被告人を免訴する。

訴訟費用中第一審並びに原審におけるものの二分の一及び当審におけるものは被告人の負担とする。

理　由

職権を以て調査すると、本件公訴事実中被告人の昭和二一年勅令三一一号違反の事実については昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので刑訴四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により原判決を破棄しこの事実について被告人を免訴する。

一一月七日判決　　昭和二七年(あ)第一五七四号

一一月七日判決　　昭和二七年(あ)第一五七四号

弁護人牟田真の上告趣意（後記）は量刑不当の主張であつて、上告適法の理由とならない。

よつて、第一審判決摘示の犯罪事実中関税法違反の事実に法律を適用すると、被告人の犯行はいずれも関税法（刑法第六条、第一〇条に則り軽い行為時法による）第七六条第一項、刑法第六〇条に該当するので所定刑中懲役刑を選択して処断すべきところ刑法第四五条前段の併合罪であるから同法第四七条本文第一〇条に従い結局犯情の最も重い判示第六の(二)の密輸入の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内で被告人を懲役五月に処し刑法第二一条により未決勾留日数中右刑期に相当する日数をその本刑に算入し訴訟費用は刑訴第一八一条第一項により主文のとおり負担させることとする。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官　熊沢孝平関与

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎



昭和二七年(あ)第一五七四号

弁護人牟田真の上告趣意

原判決は憲法第三十一条に抵触し破棄さるべきものと思料します。

被告人の犯情、犯罪後の情況、性格、年齢、境遇等につきては総て原審に於ける弁護人の（検察官の控訴に対する）答弁書の通りであります。如斯事案に対し懲役十ケ月に処する如きは法の真精神に添ふものとは言ひ得ない。原審判決よりも相当軽減さるべきものと思料します。

憲法第三十一条は手続の形式面だけでなく実体をも包含した意味に解すべく然る時は記録中より容易に看取され得る被告人の犯情、其他前記の諸点を見る時は原判決は必要以上に被告人の自由を拘束することゝなる。因て憲法第三十一条に背反すると思料します。

以上

被告人　古賀安太郎

昭和二七年(あ)第四〇一〇号

決　　定

本　籍　愛知県愛知郡幡山村大字菱野二九一二番地
住　居　名古屋市中区裏門前町一丁目四〇番地　桜井福栄方（名古屋拘置所在所中）
食料品卸商
井　上　正　義
大正一四年九月一五日生

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年六月一二日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人籠宮慎一の上告趣意について。
所論は憲法三一条違反を云為するがその実質は単なる訴訟法違背の主張であつて適法な上告理由とならない。（なお昭和二五年(あ)一〇六八号同年九月一九日第三小法廷判決参照）
被告人の上告趣意について。
所論は事実誤認若くは第一審並びに原審における国選弁護人に対する不平不満を述べるだけのもので、適法な上告理由と

一一月七日決定　　昭和二七年(あ)第四〇一〇号

一一月七日決定　　昭和二七年(あ)第四〇一〇号

ならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条を適用し全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎





昭和二七年(あ)第四〇一〇号

弁護人籠宮慎一の上告趣意

第一点　原判決には憲法第三十一条に違背する違法があるとともに刑事訴訟法第四百十一条第一号の事由があり著しく正義に反すると認められるので、原判決は破棄さるべきものと信ずる。

第一審判決には刑事訴訟法第三百七十八条第四号後段に所謂「理由にくいちがいがあること」に該当する事由があり、したがつて、原判決においては同法第四百条本文前段により第一審判決を破棄した上、第一審裁判所にこれを差戻すべきに不拘、右事由あるを看過して同条但書に従つて第一審判決を破棄し、被告事件について更に判決をしたものであつて右は憲法第三十一条に違背する違法があるとともに刑事訴訟法第四百十一条第一号の事由があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるものである。

そもそも第一審判決には次の如き破棄の事由があつたのである。

即ち、第一審判決には

「罪となるべき事実」として

本件公訴事実の三事実を認定し、

その「証拠の標目」として

右判示事実は

一、近藤鈴一、山田正明の司法警察員検察官に対する供述調書

一、証人小島由雄、山本弘昌、小林静枝の当公廷における証言

被告人井上正義

一、被告人の当公廷における判示に照応せる供述
一、被告人に対する前科の書面
を綜合してこれを認定している。

したがつて、本件事実は三事実（併合罪）ありそれに対する証拠は一括して挙示されていること右の如くであつて、右第一審判決においては如何なる証拠をもつて前記併合罪中の如何なる事実を認定したものか全く不明である。

元来、犯罪事実の複数（併合罪）の場合においては、判決において一、挙示して、如何なる証拠をもつて、如何なる事実を認定したかを明確にするように配慮すべきものである。しかるに右第一審判決はかくの如き配慮なきため、前記の如く、如何なる証拠によつて如何なる事実を認定したか明確でなく、したがつて右は刑事訴訟法第三百七十八条第四号後段に所謂「理由にくいちがいがある」に該当し、当然右判決は破棄されるものなのである。

（しかも、右に掲げられている証拠のうち、

一、近藤鈴一の司法警察員、検察官に対する供述調書

は本件記録を精査するも見当らず虚無の証拠というのほかはない。

尤も本件記録添附の証拠として

一、近藤鈴一の司法警察員検察官に対する供述調書

があるが、（本件記録第二五八丁乃至第二七三丁及び第二七四丁乃至第二七七丁）この点に関しても右第一審判決は刑事訴訟法第三百七十八条第四号後段に所謂「理由にくいちがいがある」に該当しているのである。）

而して原判決には次の如き破棄の事由がある。



二

即ち原判決は第一審判決に対する被告人の控訴に対し、量刑不当の理由を認めて、これを破棄した上、更に被告事件について判決しているものであるが、右第一審判決には前記の如き破棄の事由があり、そのまゝではいまた犯罪事実を明確に認定することができないものであつて、第一審裁判所にそれを差戻を為すべきものなのである。

しかるに原裁判所においては右第一審判決を破棄した上自判したものであつて、この点に関しては被告人の控訴趣意書に包含されてはいなかつたとしても、原裁判所においては刑事訴訟法第三百九十二条第二項の規定により職権で同法第三百七十七条乃至第三百八十三条に規定する事由を調査した上、右各条に該当する事由ある場合は同法第四百条本文前段により第一審判決を破棄して、第一審裁判所にそれを差戻すべきに不拘これを看過して、同条但書の規定により第一審判決を破棄して自判したものである。

右は憲法第三十一条の規定に違背するとともに前記の如く、刑事訴訟法第四百条第一項本文前段の規定に違反している。したがつて同法第四百十一条第一号に該当する。

よつて原判決は当然破棄さるべきものと謂はざるを得ない。

以上



三

被告人の上告趣意

私は昭和二十六年八月三十日名古屋市南署に於て詐欺として待捕されましたが、事件と言つても支払期日前の待捕であり何等事件になる性質の事ではなかつたのであります。此の事は第一起訴事実の被害者も法廷で商取引なる事は認めて居られます。唯単に検事一人の事件として視られたのみと思います。

第一審第一起訴事実に付いて　(一)被告の申請した証人を尋問せず証人を間違つて尋問した事、(二)第一起訴事実の支払に付いて東洋電機株式会社(山田静雄氏)も立合つて居る、(三)小林静雄の不正証言、(四)被害者小島由雄氏は商取引を認めて居る、(五)弁護人岩川氏の弁護は国選の場合は力を入れない、私しを私選にしろと主張し他の弁護士に私しの事件を何んと言つても渡さなかつたので第一審は私選の弁護人を附ける事が出来なかつた。

第二、第三起訴事実に付いて　被告より証人の申請した所裁判長も尋問すると言つた。が弁護人岩川勝一氏は私しは国選弁護人だから早やく片附たいとさもなくば私しを私選にしろと言つて証人の尋問をさせなかつた。亦他の弁護人を頼ませなかつた。

早川、野田、払各弁護人が証明します。

高等裁判所第二審に於て

第二審杉浦裁判長は被告の証人尋問申請に同意され弁護人岩川氏に同意を求めた所、弁護人は同意せず法廷に於て一言も発言して居ない。

(註)地方裁第一審に於て他の弁護士に私しの事件を渡さなかつた岩川弁護人は被告が控訴するならぜひ二審を私選にして

弁護をさせてくれと再度の頼みにより第二審を私選にしたところ右の様な次第で全々弁護士として協力せず唯金を受取つたら面会を再参言つやつたにもかゝわらず面会に来ず趣意書を出す期日が来ても被告に一度も相談してくれず、法廷で唯一度逢つたきりそれも一言も話しはして居ない。ましてや二審の控訴趣意書に何にを書いて頂いたのか私は全々知らなかつた。唯刑が半年減ぜられた丈です。

裁判長が証人を尋問すると言ふのに被告の不利になる様な事をする弁護人が他にあるでしよか。あまりにも意外で何んとも云えず、それも弁護人が自ずから頼んだ弁護がこれで良いのでしうか。亦この弁護人の協力におされて公明正大な裁判が中止されて良いのでしようか。良く〳〵御再見御願申上げます。

最高上告に付いて　第一審に於ても第二審に於ても被告を無視した弁護人、亦其の「力」によつて正しい裁判が出来ないなどあつてよいのでしよか。証人も不正な証言をして居る。総じて私情感情の裁判です。私しの母も昨年十月八日死にましたがこの時保釈を申請しても許可にならない。これも弁護人が一人できめて居るのみで裁判長から直接却下はされて居ない。法で身を拘留するならば法で持つて裁判もして頂き度い。私情で持つて公正なる裁判を横道に反すならば被告にも私情を持つて母の亡くなつた時くらい保釈の許可も頂き度く。一審では裁判長の家の都合で公判が永びき、二審に於ては被告を無視、弁護人の私情が認められるならば昨年からの未決通算も頂き度い。良く〳〵と御再考御願申上げます。

以　上



昭和二七年(あ)第四三一九号

判　決

本　籍　鹿児島県伊佐郡山野町三四三四番地
住　居　東京都北区志茂町三丁目一八二番地
洋服裁断師　松葉彌熊　明治三三年一月二七日生

右の者に対する横領被告事件について昭和二七年五月三〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人本人の上告趣意について、

論旨は憲法違反の語を用いてはいるが、その実質は結局事実誤認の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人依光昇の上告趣意第一点について、

論旨は判例違反若くは憲法違反の語を用いてはいるが、その実質は事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当

一一月七日判決　昭和二七年(あ)第四三一九号

一一月七日判決昭和二七年(あ)第四三一九号　二

らない。

同第二点について、

裁判が迅速を欠き憲法三七条一項に違反しても判決に影響を及ぼさないこと明らかであるから、原判決破棄の理由にはならないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二三年(れ)第一〇七一号同年一二月二二日大法廷判決）。従つて論旨は理由がない。

また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条、刑法二一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一一月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎



昭和二七年(あ)第四三一九号

被告人の上告趣意

昭和二十七年(あ)第四三一九号横領被告事件に対して左記の通り上告趣意書を提出致します。

本件に対する各審の判決は新憲法下における裁判を冒瀆するものである。

即ち憲法の所期する裁判の迅速公平と法令本来の目的とその運用を誤りすべてを不実作成による書面上の推理判定に委ねて審理された結果遂いに重大なる事実の誤認が集積しその誤認が判決に影響を及ぼした事は明らかである。神の創造による人である法官が人である被告人を審判される以上事案の本質を見過る場合もあり得る事と思いますが刑罰は個人の基本的人権に重大なる関係を有するものなれば被告人の訴訟上の権利はこれを充分に擁護せられ正当な主張は飽く迄尊重せられて明朗公平の審理を実施して個人の基本的人権の保障を全うしつゝ事案の真相を明らかにして刑罰令の適正且迅速に適用実現せらるゝ事が民主国家の高貴ある責務であると信ずるものであります。本件の如く極めて不明瞭なる裁判過程において罪なき被告人が常に処罰される様な無批判と冷酷を極めるとするならばそれは余りにも当局自体が現制をもたらした過去を否定する大きな矛盾であり論理的誤謬であると共に憲法並に法令の解釈を誤りその施行目的とさなきだに生きにくい現世相経済生活下を生き抜こうと懸命に努力する国民生活を根底から破壊し現行裁判が如何に形式的に施行されていゝ加減なものであるかと言う実例を明らかに挙示されておるものとして被告人の最も遺憾とするところであります。

希くば最高の審判において現在迄の裁判過程における誤審誤認を是正して頂き度いと念願するものであります。以上の趣意により上告を提起致します。

被告人　松葉彌熊

上告理由

本件各審の不当判決は末尾記載のとおりであつて原審訴訟記録及原審判において証拠として認定された各書証は左記のとおり不実作成によるものであつて従つてこれを主たる証拠としての原審判決に対する第二審裁判所の為した判決、判断は法外な論旨であつて妥当でない。

抑々本件は刑事事件などゝして取扱はるべき問題でなかつたのでありますが被告人と証人星徳一との私的過程において一女性の介在により卑猥なる感情問題を惹き起し証人が日頃親交のあつた一刑事に被告人の前科を申告した事に端を発し捜査当局はその取調べに際し著しく差別して被告人の供述内容を変偽録取し被告人が何等意志なきにも拘らず如何にも意志あつての犯行の如く供述内容を不実記載をもつて作成し遂に横領と言う曖昧なる罪状を捏造して公訴を提起されたのであります。又第一審裁判は憲法を無視し新法令の適正運用を誤り事案の真相を究明することなく検事の公訴事実をそのまゝに判決理由として不当な判決を宣告されたのであります。裁判所は厳正公平の立場にあつて罪責の有無を審判せられるわけで殊に現行法による第一審裁判は極めて徹底した公判中心主義直接主義を採用しすべての証拠資料を集中して充分なる証拠調べを丁重にして審理を進められねばならぬと信ずるものであります。然るに第一審裁判は余りにも明朗公平を欠きこれ又被告人が過去に前科を有すると言う社会的関係においてか著しくその審理は形式に流れ、裁判の進行につれて当然被告人がその正当な利益擁護のために行使すべき権利はこれを極度に制限し或は又当然の権利抛棄の如く見做して審理は進められるなど本件は法律に従つて判決裁判を構成しなかつたのであります。而し被告人は裁判の公明正大に施行せらるべきであると信ずるが故に判決前に今一度の審理を続行せられて事案の真相を飽く迄も明白にして頂き度い念願から第一審石田裁判官殿へ事情を詳記して上申書を提出致しました処この上申書は当時東京地方裁判所事務局刑事訟廷課の受付係大池貴男殿責任受理後同所刑事五ノ五係高木正男殿が受理されたまでは調査によつて判明致して居りますが如何なる理由においてか石田裁判官の手許に送達されず遂いに被告人の願は容れられず権利は認められず国権の行使さるゝところとなり有罪の判決を宣告されたの



であります裁判は理によつて行はるべきもので権力によつて行はるべきでないと思います。被告人は本裁判の経過を誠に遺憾に思い七月十八日裁判所の許可を得て本件に関する訴訟記録の閲覧を致しました。一時間位いと言う制限内の閲覧でありましたから全頁に渡る充分なる閲覧は不可能でありましたが特に第一審における第四回公判調書を中心に第一審裁判の主たる証拠となつた警察並に検事の取調べに際し被告人の供述を録取された供述書を閲覧致しましたのでありますが余りにもその内容の公判並に捜査当局における取調べの実情に徴して不正確なのに驚きました。殊に警察並に検事の手許において作成された被告人供述の録取書に至つては被告人の供述意志を飽く迄無視してその内容を変偽録取され如何にして被告人を有罪たらしむるかに創作されたかの不実作成の形跡歴然たるものがありました。或は又二月五日の公判廷における検事の証人調べに際し星証人の証言「（横領された様には思ひません）と言う証言は如何なる理由でか調書に記録漏れしてある」は検事の公訴事実を根底からくつがえすものとして検事は爾後の公判廷において詐欺罪をもつて追訴せらるゝ等の焦燥行為に終始された事実は少くとも法官をもつて任ずる検事の法廷行為としては余りにも見苦しくしかも法官の守護神とも言うべき正義を無視し如何に被告人を差別視して職権濫用にも等しい攻撃対度であつたかを立証するに充分なものがありました。顧り見て本件は被告人が訴訟上の法的智識のなかつた事と弁護人がその職務遂行に誠実を欠いた結果として裁判の進行につれて当然なすべき訴訟上の手続きに幾多の失策があつた事は認められますが而し犯さぬ罪に罰せられねばならぬ何等法的根拠を認めないのであります。

又第二審裁判所のなした判決理由には「原判決挙示横領の事実は原判決挙示の証拠を綜合して充分にこれを認めることができるのみならずその間経験則等に反する廉はなく記録を精査しても原判決に各控訴の趣意で主張されているような事実の誤認はない」と判断してありますがこれは第一審裁判が法に従つて極めて徹底した公正な審判によつて判決されたときに対しては至当なりと思いますが本件の場合には妥当でありません。殊に前述の如き不実作成による第一審関係訴訟記録に対し

て被告人提出の趣意書によりその包含する趣意内容の事実を適法に基いて調査をされた形跡がないのであります。次に「被告人に前科のあることは記録に徴し明らかであるがそれがため捜査当局において予断的偏見をもつて本件の捜査を行つたというような形跡は記録上これを発見することができない」と判断してありますがいつの時代の訴訟記録に捜査官が職務濫用にも等しい左様な捜査を行つた事実を堂々と記録に挙示された事実があつたでせようか。記録上に発見出来ないのが当然であります。そこにこそ現行法においては捜査又は審判の実行のときにあたり憲法の所期する目的を達成するためには法令の解釈と適正、適用の運用による検察官又は裁判官の創意に基いた事案の真相発見が重大要望されておるものだと思います。又「各控訴の趣意は原審と異なる観点に立脚して原審の裁量に属する証拠の価値判断を非難しもつて原審の為した事実の認定を攻撃するものであるから採用することができない論旨は理由がない」と判断を結論してありますが而し本件は申述べました通りの実情でありまして法規に基いて判決裁判が構成しない裁判において裁判官が公平を欠いた自由裁量に基いて証拠価値を認定されたものであつて被告人の立場から法理的に解釈して証拠価値がないと思はれるこの証拠の価値判断を正当な理由のもとに反駁することは権力を有する者がともすれば濫用したがる傾向と様相における不合理と矛盾を指摘することによつて之等の点が是正せられると信んずるからであります。正しきは素直に認め非は非也と論ずることは被告人の権利であり又良心であります。証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねる（刑訴法第三八条）とありますからすべての法律の標準を決めるのは裁判官の自由でありませようが而しこの裁判官の判断も社会全体の良識が反映してくるわけであると解釈することが正しいとするならば結局社会全体の良識に反する様な反断は如何に裁判官の自由裁量とはいえこれは正しい判断は信じられません。特に証拠調べは裁判の重要部分をなすものでありますから法律の適用を受けるべき事実は客観的な証拠によつて確認されなければならぬと思います。

裁判官の主観的心証のみによつて為された本裁判は明らかにそれだけ「公開」の原則に反すると言うべきであります。



以上申述べました様な実情を綜合致しますと本件に関する限り誤認の過多症より間違を一番多く犯したものは対第一審関係であると思います。

右の次第でありますから憲法第一四条、第三七条の一項―二項　刑事訴訟法第一九八条の四項　第二九三条の二項　第二九五条、第二九六条、第二九九条の一項　第三〇五条の一項　第三〇七条、第三〇八条、第三一三条の一項―二項　第三二二条の一項　第三二五条、第三二六条の一項　第三七七条の一項―二項―三項　第三九二条の一項　第三九三条の一項　第四〇五条の一項に対する憲法違反並に法令適用違反として趣意の通り上告致します。

以　上

被告人　松葉彌熊

弁護人依光昇の上告趣意

第一、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があるものと思料する。

原判決は其の理由事実に於て「被告人は昭和二十六年九月初め頃より東京都北区志茂町三丁目一三四番地洋服加工業星徳一方に裁断師として雇はれ勤務して居た者であるが同年十月三、四日頃右星より同人経営にかゝる工場のガス設備費及これに附随する雑費の一部として現金一万円を他に支払ふことの委託を受けこれを預り保管中同月六日頃擅に遊興費等自己の用途に使用する目的を以て右金員を東京都内より静岡県熱海市に向け拐帯し以て横領したものである」と判示し前審に於ても亦「原判示横領の事実は原判決挙示の各証拠を綜合して充分これを認めることができるのみならずその間経験則に反する等の違法の廉はなく記録を精査しても原判決に各控訴の趣意で主張されてゐる様な事実の誤認はない」と判示して原判決に同調しているが当弁護人は根本的にその見解を異にせざるを得ないことを遺憾とするものである。即ち原審訴訟記録及び原裁判所に於て取調べた証拠に現はれた事実によれば被告人は昭和二十六年九月三日頃から同年十月十二日頃迄（即ち被告人が本件の為め赤羽警察署へ勾留せられる迄）の間被害者星徳一経営の縫製工場に裁断師として給料月一万円にて雇はれ勤務してゐた（記録三六丁）而して労働基準法によれば使用者は「賃金は通貨で直接労働者にその全額を支払はなければならない又賃金は毎月一回以上一定の期日を定めて支払はなければならない」旨が規定せられているが（同法第二十四条）本件被告人は星徳一の工場に一ヶ月以上忠実に勤務して来たのに不拘使用者星徳一は之に対し雇傭契約による前記の月給を未だ支払つていなかつた。これは昭和二十七年二月五日第四回公判調書中に於て検察官が証人星徳一に対し「被告人にこれ迄月給をやつていたか」との問に対し星が「やつて居りません」と答えてゐる点（記録三十八丁）及

被告人が記録中に「月給は貰つて居りません」と供述してゐるので明瞭であるが斯る労務者が使用者に対する給料債権は一般の債権とは異る重要な性質を有することを留意されなければならない。而して被告人は昭和二十六年十月四日即ち同年九月分の給料が未だ支払はれていない時に星徳一より金一万円を受取つた事実並に同年十月六、七日同工場の女工山崎朝枝を伴ひ熱海市に赴き若干の遊興をした事も亦記録上明らかであるが該一万円が仮令ガス設備に関する費用等に充てる金であつたとしてもその当時の諸般の事情を十分考慮した上でなければ容易に之を以て横領罪等と速断すべきでない。即ち一般に横領とは犯人が占有する他人の物に関し権利なき処分行為を為すの義であつて横領罪の成立に必要な横領の行為は犯人が他人の物を自己の物として不正に領得する意思を有し此の意思ありと認むべき外部行為を実行することであるが前記被告人が星徳一より受取つた現金一万円の性質について四囲の状況より之を考うるにガスの引込施設を為す為めの運動費を含むものであつたと解するのが相当であつて二十七年二月五日第四回公判調書中に裁判官が証人星徳一に対し「被告人に渡した一万円は設備費とも其の性質は異ふのではないか」との問に対し証人星は「被告人は設備費と云つたけれども私としては工事費といふ様な性質のものでもないと思つたし又ガスを引いて貰ふ為めに相手方に一杯飲ませたりするのに使うのだらうとも思いました」と答えて居るところを見ても之は右一万円の金の性質を語るものであつて原審判示の趣旨の如く単純な「他に支払うことの委託を受け」た金銭即ち特定物となつた金員と云うことは出来ないばかりでなく該金員は必ずしも東京ガス会社に全部納入すべく確定した委託金と謂ふことも出来ないのである。即ち該金員の使途方法等はある程度被告人の自由裁量に委せられてゐたものと解するのが相当である。凡そ横領罪の問題は当該行為が横領の意思表現の如何即ち自己の為めにする領得の意思表現として一般的に認められるか否かによつて決定されるのであるが此の点について本件事案を詳細に検討するとき被告の受取つた金は物品の購入代金とかガス料金の支払を依頼された等の単純な委託金とは全然性質を異にし即ちガス引込施設等に就いては前掲星徳一証人の言葉の如く「所謂一杯飲ます」必要の伴ふ





相当事前運動を要することは一般的な慣習であり通例とするところであつて敢て説明を要しないところである従つて又之が受任の責を果しその目的を達するためには相当の時日を必要とすることも亦明らかである。

然るに本件を見るに被告人は昭和二十六年十月四日現金一万円を星より受取つた許りであるのに僅か二日後の十月六、七日に自己の為めに流用消費した行為が果してガス引込の運動等の約束に違反し横領意思の表現と認められるであらうかそれは余りにも皮相な近視眼的な見解である。況や受託者（被告）は委託者（星徳一）に対し他に金一万円の給料支払の反対債権を有してゐるのである。此の場合一時該金員を流用したとしても委託者（星徳一）の財産を侵害したものとは一般に決して認めることはできない。（同説滝野川教授全集二七巻四五七頁参照）

又被告人が自己領得の意思を以て不法に処分したものでないときは横領罪を構成しないといふことも夙に判例の存するところである（大正一五、一一、二六大審院刑一判決刑録一七輯六〇七頁）而して本件被告に自己領得の意思の全然ないことは上述の如く当時の四囲の状況及公判廷に於ける被告人全供述を通じて之を主張してゐる処であつて明瞭であるばかりでなく又原審判示の拐帯即ち持ち逃等したものでない事も被告が昭和二十六年十月十二日頃迄星徳一の工場に引続き現に勤務して居た事実により明らかである又前掲第四回公判調書中の被告人が証人星徳一に対する反対尋問に於ける両者の問答によつても之を窺知することができる。（記録四二丁四三丁）

殊に金銭の如き代替物の受寄者は自己の有する他の同種、同品質、同数量の物を以て之に代ふるも横領罪を構成するものでなく（島田博士新誌一六巻二号一五頁）従つて本件の如く被告人が委託者（星徳一）に対し同額の反債権を有して居て領得意思のない場合に於ては横領罪の成立を否定する結論を導くものである。

被告は前科あるも出所後更生の第一歩を踏み出した途端に本事件を惹起したものであるが特定物でない当該金員を流用するの行為を為しそれがたとえ倫理道徳上責むべき事柄であつても之を直ちに刑事上の対象とすることは謬りである。

即ち前述の如く委託者星徳一に対し同額の反対債権が有る場合に於ては被告に危険性とありと認むべき特殊の状況の下に決行せられたものでない以上共同生活の観念に於て刑罰の制裁の下に法律の保護を要求すべき法益の浸害があると認むることは出来ない。然らば之に臨むに刑罰法を以てし刑罰の制裁を加えるの必要なく立法の趣旨も亦此の点に存するものと謂はなければならない。原審が這般の事情を考慮し審究することなく容易に被告人の行為を横領と判示し有罪の判決を言渡したことは余りに事案を局部的且つ皮相的に観た結果に因る穏当を欠く解釈であつて原判決は重大な事実の誤認があるものと謂はなければならない。従つて原判決は判例並に基本的人権を保障した憲法の諸条項に違反するを以て当然破棄せらるべきものと信ずる。

第二、原判決は憲法第三十七条に違反せる疑あり。

すべて刑事々件においては被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有することは憲法第三十七条第一項に明定せられるところであるが本件被告人は未決勾留最早や一年に垂んとして居ることは記録上明らかなところであつて右は憲法規定の趣旨に矛盾するのみならず又人権尊重の所以ではない原判決は速かに破棄し被告人は釈放せらるべきものと信ずる。

以　上



昭和二七年(み)第四一号

決　定

福岡市因幡町

申立人弁護人　松　岡　益　人

被　告　人　西日本水飴工業株式会社

同　吉　富　久　吉

同　吉　富　友　吉

同　永　田　計　介

右被告人等に対する法人税法、営業税法、物品税法違反各被告事件について昭和二七年一〇月一〇日当裁判所のした大赦令による破棄判決に対し申立人から訂正の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各申立を棄却する。

理　由

本件訂正申立の要旨は、右当裁判所判決によれば刑事訴訟法の適用にあたり「刑訴」何々条と記載されているが「刑訴」なる法律は存在しないのであり、もしこれが刑事訴訟法を意味するものであるならばそのように正確に記載されねばならぬのであるから、これが正確さを欠く右判決はその内容に誤あるものでその訂正を為すべきことを求めるというのである。

然しながら本件訂正申立は字句の訂正を求めるだけであつて当裁判所の前示裁判の内容に誤のあることを理由とするものでなく、従つて刑訴四一五条一項の要件を欠くから同四一七条一項に従い全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

一一月八日決定　　昭和二七年(み)第四一号

一一月八日決定　　昭和二七年(み)第四一号

昭和二七年一一月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎



昭和二七年(み)第四一号

弁護人松岡益人の判決訂正申立

右等に対する昭和二六年(あ)第四五〇七号法人税法違反等被告事件につき昭和二七年一〇月一〇日判決の言渡がありましたが該判決の内容に左記の誤がありますから之が訂正を申立てます。

記

右判決理由中

三行目「刑訴四一一条五号、四一三条但書、四一四条、

二枚目表二行目

「刑訴四〇五条同法四一一条」

二枚裏一行目「刑訴一八一条一項一八二条」

とあるが右記載の刑訴なる法律は存在しない。

尤も該記載は刑事訴訟法を指称するものであることは窺知されるけれども形式的には如何なる法律を適用したものであるか不明であると云へるから之は判決の内容に誤あるものとして訂正するを妥当であると信ずる。

仍て此の申立を為す次第である。

以上

被告人　西日本水飴工業株式会社

外三名

昭和二六年(れ)第二二三二号

判　決

本　籍　大阪府北河内郡四条畷村南野一三一一番地
住　居　富山市覚中町五一番地
鉄工業
杉　本　彌　一　郎
明治四四年一一月一五日生

本　籍　高岡市源平町五六番地
住　居　高岡市三番町四五番地
会社員
杉　森　治　一　郎
明治三一年七月二日生

本籍並びに住居　富山県中新川郡水橋町五二七番地
土建業
水　上　一　郎
明治四二年九月二九日生

右被告人杉本彌一郎同水上一郎に対する公文書偽造、同行使、物価統制令違反、被告人杉森治一郎に対する物価統制令違反幇助、詐欺被告事件について昭和二六年六月三〇日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し、各被告人から上告

一一月一一日判決　　昭和二六年(れ)第二二三二号

の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中被告人三名に関する部分を破棄する。

被告人杉本彌一郎を懲役一年に、同杉森治一郎を懲役八月に、同水上一郎を懲役六月に処する。

被告人杉森治一郎及び同水上一郎に対し三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用中差戻後の原審証人畑吉蔵に支給した分は被告人杉本彌一郎及び同水上一郎の連帯負担とする。

本件公訴事実中物価統制令違反の点につき被告人杉本彌一郎及び同水上一郎を、同幇助の点につき被告人杉森治一郎を免訴する。

理　由

被告人杉本彌一郎の弁護人小室薫及び被告人水上一郎の弁護人野口恵三の各上告趣意は末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

弁護人小室薫の論旨第一冒頭に対する判断。

刑訴施行法三条の二が法令違反、事実誤認及び量刑不当等を上告理由から除外したからといつて、憲法に違反するものでないことは、当裁判所昭和二二年(れ)第五六号同二三年二月六日大法廷判決（判例集二巻二号二三頁）の趣旨に徴し明らかであるから、論旨は理由がない。

同第一の一及び第二並びに弁護人野口恵三の論旨に対する判断。

所論は、単なる法令違反、事実誤認又は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条に当らない。

しかしながら、職権で調査すると、本件公訴事実中、被告人杉本彌一郎に関する原判示第一の一乃至九及び第二の硫酸アンモニアについての物価統制令違反幇助並びに被告人水上一郎に関する原判示第四の二のゴム長靴についての各物価統制令違反の点については昭和二七年四月二八日政令第一一七号大赦令によつて大赦があつたので、原判決中被告人三名に関する部分は刑訴施行法三条の二刑訴四一一条五号により破棄を免れない。そこで、弁護人小室薫の論旨第一の二に対する判断はこれを省略し、刑訴施行法二条旧刑訴四四八条により当裁判所において更らに判決することとし、被告人三名に対し旧刑訴四五五条三六三条三号により右各事実につき免訴の言渡をする。





而して、原判決が証拠により確定した被告人等のその余の事実を法律に照らすと、被告人杉本彌一郎の原判示第三及び同水上一郎の同第四の一の所為中公文書偽造の点は刑法一五五条一項一五五条一項六〇条に該当し、右は手段結果の関係にあるので、同五四条一項後段一〇条により重い偽造公文書行使罪の刑に従うこととし、被告人杉本彌一郎については原判示(一)の前科があるので刑法五六条一項五七条により法廷の加重をした刑期範囲内で同被告人を懲役一年に処し、被告人水上一郎については犯情憫諒すべきものがあるので刑法六六条七一条六八条三号により酌量減軽をした刑期範囲内で同被告人を懲役六月に処し、被告人杉森治一郎の原判示第六の一の所為は刑法二四六条一項に該当するのでその刑期範囲内で同被告人を懲役八月に処し、被告人杉森治一郎及び同水上一郎に対しては情状その刑の執行を猶予するのが相当だと認められるので刑法二五条によりこの判決確定の日から三年間右各刑の執行を猶予し、訴訟費用中差戻後の原審証人畑吉蔵に支給した分は刑訴施行法二条旧刑訴二三七条一項二三八条により被告人杉本彌一郎及び同水上一郎に連帯してこれを負担させることにする。

よつて主文のように判決する。

右は裁判官全員一致の意見によるものである。

一一月一一日判決　昭和二六年(れ)第二二三二号

一一月一一日判決　　昭和二六年(れ)第二二三二号

検察官　安平政吉関与

昭和二七年一一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎





昭和二六年(れ)第二二三二号

弁護人小室薫の上告趣意

被告人　杉本彌一郎

第一

旧刑事訴訟法施行当時起訴せられたる所謂旧法事件の上告に付ても新法に定むると同様の制限を加えられたり。而して新法に於ては判決に影響を及ぼすべき(一)法律違反、(二)事実の誤認又は(三)重刑の著しき不当等に付ては之を同法第四百五条第一号の範疇に属せしめず、唯上告裁判所自ら原判決を破棄せざれば著しく正義に反すと認めたる場合にのみ之を破棄し得ることゝ為せり。

然れども右規定は明らかに憲法に違反す。蓋し国民は裁判所の正当なる判決、之を具体的に謂えば事実の認定に於ても刑の量定に於ても正当なる裁判を受くるの権利を奪わるゝことなきは勿論、更に其の上級審あるに不拘自ら冤枉を訴うるの途を阻まれ誤れる裁判に服することを強制せらるゝの道理なきは人権の尊重と擁護とを重大使命とする憲法の大精神にして同法第三十一条以下の諸規定は何れも此の趣旨を中外に宣明せるものと解すべく、即ち右(一)乃至(三)の事由を以て僅かに第二審に至る迄の不服申立方法たるに過ぎずと為すは明らかに右憲法の趣旨に背反するを以てなり。之に反する解釈の如きは憲法の所期する人権尊重に欠くるところあり我国を非文化国家に堕せしめんとする謬論なりと断じて憚らざるなり。

而して

一　原判決第三の公文書偽造行使の点に付ては被告人に真正に成立せる公文書として行使するの意思なく、又現に其の趣

旨の下に行使したるに非ざることは一件記録を通読すれば何人も容易に之を首肯するところなるのみならず、被告人が偽造の公文書を入手する為め三十万円の巨費を投ずるの愚を為すの道理なきことは実験則の示すところなり。然るに之を有罪と認め且つ該犯罪の元凶の如く解し重罰を以て臨みたる原判決は重大なる事実の誤認あるのみならず、原審挙示の証拠を如何に綜合するも判示犯罪事実を認定す可らず。此の点に於て原審は虚無の証拠に依り無辜を罰したる違法あり。

二　原判示第一、第二認定の物価統制令違反の点。

(1)　公判調書の示す如く第一審検事は物価統制令違反の罪名の下に起訴を為しつゝも其の本態は詐欺罪なりと断じ、論告に於て此の点を強調して重き求刑を為し、同審級に於ても之と同一見解の下に重罰を科したり。然れども苟くも認定事実と異れる別異の犯罪者として重刑を科するが如きは明らかに憲法に違反せる不当の措置たること多言を要せず、加之起訴判決共に物統違反と為せること自体詐欺罪に非ざることを証明して余りありと謂うべきは勿論、当時如何に渇望せられたる物件なりとは謂え日産化学遠星工場の一使用人に過ぎざる被告人に対し各地農業会の理事者等が統制品たる硫安肥料の買入を約し、及び其の前渡金として多額の金員を漫然交付するの道理なきこと、換言すれば斯る契約を為し及び多額の前渡金を交付するに至りたるは斯く為すことに付夫々相当の事由の存したること疑なきは実験則に徴して極めて明白なり。之を同工場に就て観るに戦時及び戦後の混乱時代に物資の不足を充足する方法として各種生産者が其の生産物に依る物交又は闇売を為せると同様被告人の手を介し、自家生産に係る硫安の操作に依り各種所要物資を入手し来りたることは記録中一部散見するところ、而も其の公称生産高月産八千瓲―十二貫即ち四十五キロ入十七万叭の生産を為す大工場として、之が円滑なる運営を為すには公の土木工事施行に際し往々幽霊人夫の問題を惹起せると一般外部に公表し得ざる種々の苦心存したること同工場が硫安を措きて他に売却又



は物交の資を有せざりしことは共に之を推知するに難からず、即ち従来の実績に徴し之が売買の履行を望み得べき充分の事情あり、又斯く信ずる相当の事由ありたればこそ遂に本件取引を為すに至りたるものなること寸毫の疑なきところなり。然るに事発覚するや罪を一身に帰せしめらる。然れども真に被告人独自の所為にして同工場幹部不知のことなりせば其の後引続き今日に至る迄被告人を同工場に使用するの道理あるべきや。本件発覚の為め履行不能に終り困却せるは被告人、相手方は勿論なるも同工場側も亦其の一人たることを否定するを得ざるべきを信じて疑わざるなり。

要之被告人を詐欺の犯人視するが如きは真実を把握せざる皮相の謬見と為す可く。

(2)　更に被告人が重刑を招きたるは相被告人高橋久彦の供述其の禍因を為せり。同被告人は恰も当初より被告人に欺罔せられたる如き供述を為し巧みに係官の同情に訴え執行猶予の恩典に浴したるも、同被告人は瓦等を納入するため同工場に出入せる者にして曩に同工場長山賀達三より硫安二百叭を入手し之を闇売せる事実あることは記録第三四六丁に明記せらるゝところなり。加之被告人と関係なく渡辺誠二と直接取引を為し、或は自ら保里誠栄知を新潟県に派したる事実あり（記録第三二四丁裏六一五丁参照）又同被告人の悪辣なる所為に付ては記録中の渡辺誠二の告訴代理人たる弁護士井手伸の告訴状並びに告訴人の陳述書の示す如くにして、要之硫安の入手に付ては本件被告人を煩わすの要あることを熟知せる為め之に接近するに至りたるものにして、当時富山県知事選挙に立候補し世の表裏に通暁せる者にして其の供述の措信す可らざること多言を要せず。

以上の点に付考慮を為すの外、本件は終戦後の混乱時代に惹起せる右工場の為めに為したるものに係り被告人の私利私慾に出でたるに非ざること、並びに肥料の移動及び価格に付ての統制は悉く之を撤廃せられたること等を併せ考うるとき は原審の科刑の著しく重きに過ぐることを明認するに足る可し。

第二

仮に第一点の上告趣旨其の理由なしとするも上記の理由により本件は当に刑事訴訟法第四百十一条第二号、第三号に該当する場合なるを以て貴庁に於て自ら原判決を破棄せらるべきものと信ず。

以上





弁護人野口恵三の上告趣意

被告人水上一郎

第一点

原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大な法令違反があるので破棄をまぬかれない。

原判決は、その理由第四ノ一に、昭和二十三年三月十八日頃、被告人水上一郎が原審相被告人杉本彌一郎と共謀の上、東京都中野区中野駅前中野ホテルの客室において、行使の目的をもつて、被告人水上が、万年筆を使用し、かねて同人の入手所持していた肥料購入割当証明書用紙の各該当欄に農局第三一号、肥料の種類硫安、数量四十五噸配当割当、相手方住所福井県吉田郡氏名中藤島農業会、発行日昭和二十三年三月十六日等の必要事項及び取扱責任者記名捺印欄に高橋とそれぞれ記入し、且情を知つている相被告人中田原土において、その頃彫刻偽造した農林省農政局肥料課長印、また同人において購入調査して来た高橋その他の印章材を農林省農政局肥料課長名下その他相当個所にそれぞれ押捺して、もつて農林省農政局肥料課長名義の肥料購入割当証明書一通の偽造を完成し、その頃これを右杉本が富山市桜町清風荘において森田農業会長畑吉藏に対し、あたかも真正に成立したものゝごとくよそおい呈示して行使した旨事実を認定し、これを刑法第百五十五条第一項および同法第百五十八条第一項の公文書偽造及同行使の罪に問擬しているが、右の事実を認定するに足る証拠として掲げるものは、(一)原審相被告人杉本彌一郎の原審公判廷における供述、(二)被告人水上一郎の原審公判廷における供述、(三)原審相被告人中田原土の供述、(四)畑吉藏に対する司法警察官作成の第二回聴取書、(五)証第二号（肥料購入割当証明書）であつて、右(四)に掲げた畑吉藏の調書を除くほか(一)(二)(三)のそれぞれの供述は、いずれも本件偽造にかゝる肥

料購入割当証明書は、単なる見本として作成したにすぎないものであつて、㈤の証第二号証が、行使の目的をもつて偽造作成しこれを行使したものであることを立証する何らの証拠は存しない。

すなわち、㈠の杉本の供述は原判決の挙示するごとく、「見本として見せるつもりで作つたのである。そして畑に対しても見本として見せた。」とあるのであり、㈢の中田の供述もまた「見本として作つてくれと水上がいつたので私はそれを手伝つた。」とあり、さらに被告人水上の供述に至つては、「見本として見せることはよいと思つて」作成したと述べているほか、（記録一一四七丁表七行以下）或いはまた「別に頼まれたわけではありません。それは杉本が困つたというのと、農林省では富山の方は少し割当が少いから何とか配給してやろうといつていたので、肥料が保留分から出るとこんな書面にこの様に書くのかといつて、私はその時酒を飲んでいたので面白くなつて書いたのです。又中田はその時印鑑が彫れるからといつて面白半分に彫つたのです。そしていけないぞといつて渡したのです。」（同一一五七丁表八行乃至裏八行迄）と述べており、その作成の意図は、判然と見本のための作成でもなく、酔余の戯れに、杉本が渇望していた割当証明書の模造をこゝろみた程度のものにすぎないことがうかゞわれるのであり、敢ていえば見本の作成と表明するのほかはないが、その意は右の如く遊戯的の思いつきで、「実は見本とする意思もなかつた。」（同一一五八丁表十一丁十二行）とは被告人水上自身供述するところであり、これが恐らく事態の真相をとらえているのではないかと思われるのである。

前記㈣の畑吉藏の調書は、本件割当証明書を真正なものとして交付をうけたものである旨記載されているが、仔細に点検するときこれをもつて他のすべての証拠をくつがえすに足りる唯一の証拠として採用することの穏当でないことは明らかであり、本件に関し被告人水上に「行使ノ目的」の存したと見るべき何らの証拠は存しない。

㈡ およそ犯罪の成立要件として故意の存しなければならないことは、刑法第三八条第一項が「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之



ヲ罰セス」と規定していることより明らかであり、さらに刑法第百五十五条の公文書偽造罪が成立するためには、右の一般故意のほかに「行使ノ目的」という主観的違法要素と呼ばれる一定の目的意識が様成要件上必要とされるのであつて、この目的意識を欠くかぎりにおいて同条所定の罪が成立しないことは明らかであるといわなければならない。

原判決は、被告人水上に、本件割当証明書を作成するにつき、恰かも「行使の目的」が存したかのごとく修飾するため「被告人杉本は昭和二十三年三月八日頃、後記第六ノ二記載の如く、被告人杉本治一郎の仲介斡旋により被告人杉本の居宅において、福井県吉田郡森田町森田農業会長畑吉藏に対し、一俵十二貫入の硫酸アンモニア十五噸貨車二車分（六百三十八俵）を販売する旨の契約をなし、（中略）翌九日頃同人よりその代金の内金として金百四十万円受領したが、約定の如く出荷が出来ず遁辞に窮したので、農林省肥料課長名義の肥料割当証明書を偽造行使して之を糊塗せんと企て、相被告人水上一郎に哀訴してその賛同を得て……」と述べているけれども、右判示のごとき両名の意思の連絡のあつた事実を立証すべきものはなく、この間の事情は、前記㈣の畑吉藏の調書によつて証明されうべき事柄に属しない。すなわち、本件において、被告人水上に偽造罪成立のための主観的要件である「行使の目的」の存在を認めた原判決は、証拠によらずして事実を認定した違法を犯すものであつて、旧刑事訴訟法第三百三十六条の法意にそむくものであり、判決に影響を及ぼすべき重大なる法令違反があるものといわなければならない。

㈢ 右に述べたごとく、本件において「行使の目的」の存しなかつたことは明らかであるが、公文書偽造罪が成立するためにはさらに前示のごとく一般故意の存在を必要とする。原判決は、辛うじて「行使の目的」を証拠によらずして認定しているが、被告人水上に本件行為当時「罪ヲ犯ス意」の存しなかつたことは、前記㈠㈡㈢の各供述を通して明らかであるのであり、本件は前掲刑法第三十八条第一項に所謂「罪ヲ犯ス意ナキ行為」に該当する。しかるに之に対し有罪を言渡した原判決は右の条項に違反するものであり、この点よりしても破棄をまぬがれない。

㈢　原判決は、被告人水上を公文書偽造同行使罪の共同正犯に問擬しているが、原判決自体判示第四の一の事実摘示に、「被告人杉本に於て、之を真正に成立したもの〻如く装い行使し」と述べているとおり、文書作成は被告人水上自身の手を染めたものではあつても、これを真正に成立したものゝごとくよそおつて行使したものは、被告人杉本一人にとゞまることは原判決もこれを認めているところである。

およそ共同正犯として問擬されるためには、少くとも当該犯罪の実行々為の一端をも分担することが必要であり、いわゆる共謀による共同正犯の思想は、刑法第六十条の違法な類推解釈であることは学説通説のひとしく指弾するところであるといわなければならない。すなわち、本件証明書の行使の段階において、何らその実行々為を分担しない被告人水上を偽造公文書行使罪の共同正犯として問擬した原判決は、刑法第六十条を違法に類推解釈したものであり、これまた判決に影響を及ぼすべき重大な法令違反を犯すものであつて破棄をまぬかれない。

以　上





判　決

本　籍　愛知県碧海郡明治村大字米津字白沢一八五番地の一
住　居　同県同郡同村大字米津字久手三二番地
織物業　和田信義　明治四一年四月二七日生

右の者に対する臨時物資需給調整法違反、労働基準法違反、銃砲等所持禁止令違反被告事件について昭和二六年一〇月二六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中の有罪部分を破棄する。
被告人を罰金三千円に処する。
右罰金を完納することができないときは金三百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
押取にかかる日本刀二口はこれを没収する。
臨時物資需給調整法違反、労働基準法違反の事実について被告人を免訴する。

理　由

弁護人野田底司の上告趣意（後記）第三点は、刑訴四〇五条に当らない（第一点及び第二点は、免訴にかかる事実に関するものであるから、これに対して判断しない。）

一一月一一日判決　昭和二七年(れ)第四一号

一一月一一日判決　昭和二七年(れ)第四一号

職権で調査するに、被告人が第一、昭和二二年八月上旬頃法定の除外事由なく肩書居宅に於て、繊維製品配給消費統制規則別表甲号若は乙号に掲げる者以外の者である落合さとへに対し、自己製造の指定繊維製品である金巾一号(巾三十吋もの)三十碼半を、所定の衣料切符と引換えることなく、代金三千五百七円五十銭で販売譲渡し(原判示第一の事実)、第二、法定の除外事由なく肩書居宅工場内に於て、配給割当公文書と引換えることなく、かつ、衣料品の卸売業者でない米津三治に対し、(一)、昭和二三年四月三〇日頃自己製造の衣料品たる木綿織物(三十番手金巾二号品、巾三十吋のもの)三十碼を代金五千百円で、(二)、同年五月一五日頃前同様の木綿織物二百四十碼を代金四万八百円で夫々販売譲渡し(原判示第二の事実)、第三、労働者橋爪はるみ外二九名を使用する使用者として織布業を営んでいる中、正当の事由なく右工場に於て、(一)、橋爪はるみ外二九名(年少者を含む)の労働者に対し、夫々(イ)昭和二三年三月一日から同年七月一四日までの間、法定労働時間を超えて労働させ、(ロ)同年三月一日から同年六月九日までの間、法定休憩時間を与えないで労働させ、(二)、同年三月一日から同月三一日までの間、八木とし子外五名の労働者に対し法定休日を与えないで労働させ(原判示第三の事実)たとの各公訴事実については、昭和二七年政令第一一七号一条一〇号、八八号により大赦があつたので、刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、三六三条三号により原判決の有罪部分を破棄し、被告人に対し右各公訴事実について免訴の言渡をなすべきものとする。

よつて、原判決が証拠により確定した右免訴にかからない事実、すなわち原判示第四の事実に法令を適用すると、被告人の所為は銃砲刀剣類等所持禁止令附則三項、銃砲等所持禁止令一条、二条、同令施行規則一条、罰金等臨時措置法二条、刑法六条、一〇条に該当するところ所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金三千円に処し、右罰金を完納することができないときは刑法一八条に従い金三百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、主文第四項掲記の押取物件は同法一九条によりこれを没収すべきものとする。



この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官　松本武裕関与

昭和二七年一一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人野田底司の上告趣意

第一点　法令の解釈、適用を誤つて居る。

即ち、原判決を見ると、擬律に於て。

(イ)　……右(1)の所為と(2)の所為(3)の各所為と(4)の各所為は夫々一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから、刑法第五十四条第一項前段第十条に則り、前者については指定繊維製品を衣料切符と引換えることなく売渡した罪、後者について夫々衣料品と配給割当公文書と引換えることなく譲渡した各罪の刑に従い……と判示したのみで何故之等の罪の刑に従つたかを判示しない。

(ロ)　……右(1)と(2)の各所為並びに(3)の各所為は夫々其の犯行日毎に一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから、刑法第五十四条第一項前段、第十条に則り、夫々其の犯情の最も重いと認められる罪、即ち(1)と(2)の所為には……(3)については、……の刑に従いと判示して居るが、右(1)と(2)及び(3)の各行為は各別個の犯罪を構成する数個の行為であるから併合罪であるに拘らず、一所為数法と断じた。

のは法の解釈を誤つたか又は適用を誤つたものである。

第二点　理由不備の違法がある。

即ち判示第三事実に(ロ)於て……同法第三十四条所定の時間より一日につき、三十分宛短縮した休憩時間を与えるに止まり、法定の休憩時間を与えないで労働を為さしめ……と事実を摘示したのみで労働時間が六時間なりや、八時間所定のものなりやを明示しないので法定休憩時間が不明である。

従つて、法定休憩時間を特定し得ないから法律を適用することが出来ない。

第三点　量刑不当である。

即ち判示事実に対し、判示の刑を科することは諸般の情状に照らして甚しく不当であつて、之を破棄しなければ著しく正義に反する。

以上の理由により原判決を破棄せられたい。

以　上



昭和二七年(れ)第一六二号

判　決

本籍　長野県南佐久郡平賀村大字瀬戸一六九四番地
住居　東京都新宿区角筈一丁目二番地
料理店営業
土屋繁
明治三九年三月二七日生

本籍並びに住居　埼玉県浦和市高砂町一丁目一〇八番地
会社員（休職運輸事務官）
小室光三
明治三〇年一一月二日生

本籍　千葉県松戸市馬橋一一六番地
住居　同県同市角町一六六二番地
会社員（休職運輸事務官）
馬場巽
明治三八年一月一日生

右土屋繁に対する贈賄、国家総動員法違反、物価統制令違反、小室光三、馬場巽に対する収賄各被告事件について昭和二七年三月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

一一月一一日判決　　昭和二七年(れ)第一六二号

一一月一一日判決　　昭和二七年(れ)第一六二号

主　　文

原判決中被告人土屋繁に関する部分を破棄する。

被告人土屋繁を懲役三月及び罰金五〇〇〇〇円に処する。

但し三年間右懲役刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することが出来ないときは金二〇〇〇円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置する。

訴訟費用中予審における証人斎藤充、第一審における証人宮戸安之助に支給した分は被告人土屋繁の負担とし、第一審及び原審における証人鈴木久子並びに第一審における証人新ミチエに支給した分は同被告人と相被告人小室光三との連帯負担とする。

本件公訴事実中釘に関する物価統制令違反の点につき被告人土屋繁を免訴する。

被告人小室光三及び同馬場巽の上告はいずれもこれを棄却する。

理　　由

被告人土屋繁の弁護人井本台吉、同草野治彦の上告趣意、被告人小室光三の弁護人松永東、同名尾良孝、同真室光春の上告趣意及び被告人馬場巽の上告趣意はいずれも末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

弁護人井手台吉及び同草野治彦の上告趣意第一点前段について。

所論は原判決後における大赦の主張であつて、刑訴四〇五条に当らない。尤も、原判決が判示第四の(一)において引用している第一審判示第四の(一)の事実中、乾パン及び自動車用揮発油を除くその余の物品については、その統制価格を指定した各関係官庁の告示が昭和二七年四月二八日までには既に悉く廃止せられるに至つていたことは所論のとおりであるが、これ等の物品に関する国家総動員法違反或いは物価統制令違反の事実は前記乾パン及び自動車用揮発油に関する物価統制令違反の





事実と連続一罪の関係にあるものとして起訴処断せられているのであり、昭和二七年四月二八日政令第一一七号大赦令二条には「前条に掲げる罪に当る行為が、同時に他の罪名に触れるとき、又は他の罪名に触れる行為の手段若しくは結果であるときは、赦免をしない」とあつて、いわゆる連続犯は想像的併合罪や牽連犯と同様処分的一罪であるから、本件の如く連続犯中に大赦令によつて赦免される罪と然らざる罪とがある場合には、その連続一罪を為す犯罪は総べて赦免されないものと解するのが相当である。

同第二点、弁護人松永東、同名尾良孝及び同真室光春の上告趣意並びに被告人馬場巽の上告趣意は、事実誤認又は単なる法令違反の主張であるから、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

しかし、職権で調査すると、弁護人井本台吉及び同草野治彦の上告趣意第一点後段も指摘しているとおり、被告人土屋繁に対する本件公訴事実中、原判決が判示第四の(二)において引用している第一審判決判示第四の(二)の釘に関する物価統制令違反の点については、前記大赦令一条八七号により大赦があつたので、刑訴施行法三条の二刑訴四一一条五号により原判決中同被告人に関する部分はこれを破棄し、刑訴施行法二条旧刑訴四四八条に則り当裁判所において更に判決をすることとし、同四五五条三六三条三号を適用して右事実につき同被告人に対し免訴の言渡をする。而して、原判決が証拠により確定したその余の事実を法律に照らすと、被告人土屋繁の原判示第一の(一)及び(二)の所為は刑法一九八条（但し刑法六条一〇条により罰金等臨時措置法二条一項三条一項一号は適用しない）昭和二二年法律第一二四号附則四項により同法律による改正前の刑法五五条に該当するので、所定刑中懲役刑を選択し、原判示第四の(一)に引用してある第一審判決判示第四の(一)の所為は昭和二七年四月一二日法律第八八号四条により物価統制令五〇条国家総動員法一九条三一条ノ二（但し刑法六条一〇条により罰金等臨時措置法二条一項四条一項は適用しない）価格等統制令七条昭和二〇年六月一八日農林省告示第三二五号昭和二一年一月一八日大蔵省告示第一〇号昭和二〇年九月一八日農林省告示第八号（以上は昭和二一年三月二日までの行為につき適用）

一一月一一日判決　　昭和二七年(れ)第一六二号

物価統制令三条四条四三条三三条（但し刑法六条一〇条により昭和二四年政令第二六号による改正前の物価統制令三三条を適用し、なお罰金等臨時措置法二条一項四条一項は適用しない）昭和二一年三月三〇日商工省告示第三六号昭和二一年三月三〇日大蔵省告示第七三号昭和二一年二月二〇日商工省告示第三六号昭和二一年三月三一日大蔵省告示第二二六号昭和二一年五月二一日大蔵省告示第三四七号昭和二一年三月三日農林省告示第五〇号昭和二一年三月三日大蔵省告示第八九号昭和二一年三月三日大蔵省告示第六一号（以上は昭和二一年三月三日以降の行為につき適用）昭和二二年法律第一二四号附則四項により同法律による改正前の刑法五五条に該当するので物価統制令違反の一罪と為し、所定刑中罰金刑を選択し、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから同四八条一項本文を適用し、いずれもその刑の範囲内で同被告人を懲役三月及び罰金五〇〇〇〇円に処し、情状右懲役刑の執行を猶予するのが相当と認められるので同二五条によりこの判決確定の日から三年間同刑の執行を猶予し、右罰金を完納することができないときは刑法一八条により金二〇〇〇円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置し、訴訟費用中予審における証人斎藤充、第一審における証人宮戸安之助に支給した分は刑訴施行法二条旧刑訴二三七条一項により同被告人の負担とし、第一審及び原審における証人鈴木久子並びに第一審における証人新ミチエに支給した分は刑訴施行法二条旧刑訴二三八条により同被告人及び相被告人小室光三をして連帯してこれを負担せしむべきものとする。

なお、被告人小室光三及び同馬場巽については、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められないので、同被告人等の上告は刑訴施行法二条旧刑訴四四六条によりいずれもこれを棄却すべきである。

よつて主文のとおり判決する。

右は、弁護人井本台吉及び同草野治彦の上告趣意第一点前段に関し、前記乾パン及び自助車用揮発油についても、その統制価額を指定した主務大臣の告示は既に今日では廃止されているので、犯行後にいわゆる刑の廃止があつた場合として、被



告人土屋繁はこれ等に関する物価統制令違反の点についても免訴さるべきであり、従つて同被告人に対しては贈賄の点を除くその余の公訴事実については結局すべて免訴の言渡を為すべきものであるとの裁判長裁判官井上登及び裁判官小林俊三の少数意見がある外、裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　岡琢郎関与

昭和二七年一一月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　土屋繁

弁護人井本台吉、同草野治彦の上告趣意

第一点　原判決中、物価統制令違反等の部分は其の大部分が大赦されたので、刑訴第四一一条により原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

原判決は被告人に対し第四の事実として

(一)　被告人土屋は法定の除外事由が無いに拘らず営利の目的で自己の経営する大和商会の業務に関し昭和二十一年一月頃より同年七月頃までの間数十回に亙り前記店舗等に於て東京鉄道局新橋管理部等に対し、バケツ、塵取、自動車用揮発油、卓子、椅子、自転車、電球、葡萄糖、乾パン、飯釜、梅漬、葡萄酒、鮭罐詰等十三種の物品を告示表示の各統制価格より合計七十六万七百九十一円六十一銭を超過した対価である代金合計約九十九万六千四百十一円を以て販売し

(二)　被告人土屋の使用人である渡辺挙は、法定の除外事由が無いのに拘らず営利の目的で被告人土屋の経営に係る大和商会の業務に関し昭和二十一年五月初旬頃四回に亙り犯意継続して前同所に於て堀裕蔵外一名に対し釘合計四百十樽を告示表示の統制価格より合計約三十七万九千五百円を超過した対価である代金合計約五十四万八千五百円を以て販売し

たものであると判示し右事実に対し物価統制令第三条、第四条、第四十五条、第四十条及第三十三条を夫々適用し、更に右事実の(一)、(二)を夫々連続犯として処断しているのである。

先づ(一)に付いて検討する。

原判決の掲げた右告示は自動車用揮発油及び乾パンのそれを除き、全部昭和二十七年四月二十八日現在に於ては廃止されている。そこで同月同日公布施行せられた大赦令第一条第八十七号により統制価格の存在しない其の他の物資に対する物価統制令違反の犯罪が総て赦免せらるべきかが問題となる。

同令第二条には、「前条に掲げる罪に当る行為が同時に他の罪名に触れるとき又は他の罪名に触れる行為の手段若くは結果であるときは赦免をしない」と想像的競合や牽連犯の場合について規定している丈で、連続犯については別個に検討せねばならない。

連続犯は科刑上一罪の犯罪であり、そのうち一つでも有罪判決があれば既判力はその全体に及ぶことからして、本件の場合に於ても一つでも赦免にならない罪があればこれと連続関係にある他の総べての犯罪も当然赦免にならないとする論もあるかも知れない。然しこの論は余りに暴論である。

何となれば若し本件物価統制令違反の罪を併合罪として処断したならば今回の大赦令及刑法第五十二条により赦免されない罪に就て新に刑が定められ原判決の言渡した罰金刑は当然減軽せられるべきである。結局、併合罪で処断された方が連続犯として処断されるよりも軽い刑を受けるという不都合な結果を来すからである。軽い行為時法である連続犯の規定を適用した原判決の趣旨が全く意味を為さないことになる。

連続犯の規定は昭和二十二年の刑法改正により削除せられ、これを併合罪として取扱うことになつたのは連続犯が本来数罪であることを示すものであろう。又連続犯は刑法第五十四条の牽連犯や想像的競合の場合よりも実質的に見て数罪として扱い易いことも明らかである。

連続犯については今回の大赦に関する限り併合罪と同様に扱い、赦免すべき罪があつたら赦免し以て刑を減軽するのが刑法第六条及び今回の大赦の趣旨にも合致する所以である。





被告人の所為に係る物価統制令違反のうち、本年四月二十八日現在に於て統制額の存続している物資は僅かに自動車用揮発油と乾パンの二つであること前述の通りであるが、その品数は全体よりみると $2/13$ であり、その販売による統制額超過価格は合計三十三万六千八百六十六円四十一銭で総超過価格七十六万七百九十一円六十一銭の $1/2$ 強に過ぎないのである。

以上の理由により原判決中第四の㈠は破棄せられ判示第四事実の㈠のうち大赦があつた部分に対し免訴の言渡がなされ大赦を受けない罪について新に量刑さるべきである。

次に㈡に付いて検討する。

㈡が大赦になつたこと明らかであるから此の部分は免訴の言渡あつて然るべきである。

乍然右㈠、㈡は併合の上罰金刑を言渡されているので右の判決は破棄差戻して新たに裁判を言渡すのでなければ著しく正義に反すると思料する。

第二点　原判決中贈賄の点は、判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があり之を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

即ち原判決は

第一、被告人土屋は

㈠　右新橋管理部経理課に同管理部において使用する調度資材等を納するについて被告人小室からその職務上種々便宜な取計をうけたことに対する謝礼並びに将来も同様便宜の取計をうけたい趣旨の下に昭和二一年三月下旬頃から同年七月下旬頃までの間数回に亙り東京都内において被告人小室に対し当時同人の情人であつた鈴木久子の生活費名義のもとに同女を介し或は小室直接に現金合計六千円を供与して被告人小室の職務に関し贈賄し

と認定しているが之は甚だしき事実誤認である。土屋が鈴木久子に対する金品の供与は、土屋が自分の可愛いがつている新ミチエの親しい友達であつた鈴木に対して懼怠して困るだろうと云うので金品を恵んだので小室に財物を提供したのではない。小室と鈴木とは或程度の干係が出来たかも知れぬが鈴木が小室の二号で鈴木にやることは小室にやることになると云う様な密接な干係ではなく小室自身も左様に突込んだ意識は勿論なかつたことゝ思う。即ち、小室対鈴木は夫対妻に近いような稍恒久的な安定した男女関係があつたとは決していえない。現に小室は、土屋の二号であつた新と当時一緒に寝ているのである。之は昭和二十一年十月十四日の新ミチエの答申書にも判然書いてある。又、鈴木久子は土屋と或程度情交干係のあつたことは鈴木の証言でも明らかである。此の点に関する予審に於ける鈴木久子の証人調書を見ると

「一番最初私方で私が土屋さんからお金を受取つた時小遣に使えと云われていたのですが二回目からは封筒に給料と書いて下さいました処から前述の様に私が小室さんの二号になることに決つた為小室さんが出すべき筈の私の生活費を助ける意味で土屋さんが出金して呉れたので小室の為に呉れたものと思つて居ります」

之は今少し分り易く云うと小室が旦那として鈴木に支払うべき金員債務を代位弁済したと云うことになるかも知れぬが、如何様に考えても、鈴木が貰つたものは小室が貰つたものと云う考は出て来ない。殊に昭和二十一年十月十四日附の鈴木久子の答申書には

「私は土屋さんより三、四、五、六、七月分五ヶ月分生活費に貰いました。土屋さんにいたゞいたことは小室に話しましたら悪いから返えしなさいと云われたが私も困るので使いました」

と書いてある。

小室と鈴木とは何等かの干係があるかも知れぬが鈴木が貰つたものは鈴木が貰つたものであつて原判決認定の如く土屋が小室に贈与したと云うのは甚だしく事実を誤認したものである。斯る原判決に影響を及ぼすべき重大な誤認は之を破棄



しなければ著しく正義に反するものと思料する。

次に原判決は第一の㈡として

「㈡ 前同管理部に調度資材等を納入するについて被告人馬場からその代金の支払手続に関し前払又は迅速な支払方等につき職務上便宜な取計をうけたことの謝礼並びに将来も同様便宜な取計をうけたい趣旨のもとに昭和二十年十一月十三日頃右管理部内において同人に対し現金六万円を貸与して被告人馬場の職務に干し贈賄し」

と認定しているが之は著しい事実誤認である。被告人と馬場とは職務上或る程度の干係あることは争わない。併し乍ら、本件は最初柏町に旅館向の売家があるが買わないかと云われて或程度土屋が承知した。そこで馬場が乗気になつて話を進めたところ今度は土屋が嫌になつて断つた。そこで馬場が憤慨したが、結局此の家を買取つて他に転売するから六万円貸して貰い度いと申込んで来たのである。土屋の方でも一応買つてもよいと云つて迷惑を掛けているので止むなく此の金を用立てたのであつて職務上の干係から此の金を貸したのではない。

此の事実を前示の如く贈賄と認定したのは著しき事実誤認である。斯る重大な誤認は、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

以上

弁護人松永東、同名尾良孝、同真室光春の上告趣意

第一点　原判決は理由不備の違法がある。

原判決は被告人に対し収賄の事実を認め、判示して曰く

被告人の情人鈴木久子の生活費名義の下に同女を介し、又は直接現金六千円を収賄したもの、と。然しながら一件記録に徴するに右金員がまさに同女の生活費に消費せられたことは明白である。原審相被告人土屋繁は「鈴木久子は私が面倒をみる立場にあり、にも拘らず鈴木の面倒を小室にみてもらつていたので小室を通じて鈴木にやつたり、或は同女に直接やつたりしたのでそれらの金は決して小室にやつたものではない」(原審第二回公判調書記録一四八三丁参照)と断言しており、被告人も亦之と主旨合致する供述を行い、犯行を否認している。果して然らば、原判決の認定はまさに誤認も甚だしく理由に食いちがい、不備の違法がある。結局土屋から被告人は鈴木を養つてくれといわれ、其の生活費を土屋が負担し、被告人は単に之を鈴木のために使用したに過ぎず、之を以て職務に関し便宜をはかつた謝礼又は将来の便宜に対する報酬と解することは許されない。

原判決の言う如く鈴木久子の生活費名義で現金の供与を受けたとするならば、右金員が鈴木の真の生活費に供された事実と矛盾する。或は原判決は生活費名義で被告人に金銭を供与し、被告人の当然負担すべき同女の生活費を間接に支払い、以て被告人をして同額の金員の支払を免れしめた。換言すれば間接的に金銭供与を受けたとの趣旨にも解されるが未だ之を認める判示はない。仮に然りとするも妾を世話し、以て職務に関し利益を得、収賄したという事は言えても、原判決の如く生活費名義で金銭の供与を受けたと判示することは許されない。結局原判決は

理由不備のそしりを免れず、従つて破棄を免れないものと思料する。

以　上





被告人の上告趣意

(一)　右事件は私が鉄道に就職してから三ヶ月位経過した時の事件で、私のポストは見習であり、書類の作成も事務の処理も私一人ではできなかつたので、同僚の女子職員や先任係員に指示を受けてすべて仕事をして居た。私が汚職事件に引懸る様な一人前の仕事ができなかつた。

(二)　証拠書類として裁判所に提示されてゐる代金支払に関する書類は私が全部書いたものとして取上げられて居るが、他の人が書いたものを私が書いた事にされて居る。私は二審の時病気で欠席が多かつたので此の点再審を御願いしたかつた。筆蹟鑑定其の他の方法で御調べ願いたい。

(三)　私は鉄道え就職する直前迄華北、北京で商人として活働して居た。(贈賄者)土屋は私が鉄え就職した時は商人であり、鉄道職員(囑託)であり官服(鉄道制服)を着用して居り、私は彼を寧ろ先輩として敬服して居た位で金銭の貸借は友人として亦個人的な問題として簡単な考えで依頼したもので、職務に関する便宜を供与しての貸借関係と見做されたことは根本的に不服であり、亦飽迄も個人貸借であることを信ず。

以　上

昭和二五年(あ)第一九一六号

判　決

本　籍　北海道中川郡中川村字歌内一八線九一号
住　居　北海道中川郡常盤村字音威子府　鉄道官舎
無　職　山田金作　明治三八年二月二五日生

右の者に対する贈賄、物価統制令違反被告事件について昭和二五年七月七日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し、原審弁護人岡本勝から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決を破棄する。
被告人を罰金五千円に処する。
被告人が右罰金を完納しないときは金三百円を一日に換算した期間労役場に留置する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。
物価統制令違反の事実について被告人を免訴する。

理　由

弁護人姫野高雄の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりであるが、本件公訴事実中物価統制令違反の事実（物価統制令三条違反の罪）については、昭和二七年政令第一一七号により大赦があつたので、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七

一一月一一日判決　昭和二五年(あ)第一九一六号　一